

第10次上川町総合計画

～自然と調和した未来～
恵み豊かな大地と人がおりなすおもてなしのまち 上川

2018年度～2027年度



北海道 上川町



「第 10 次上川町総合計画」

策定にあたって

国や地方を取り巻く環境は刻々と変化しており、本格的な人口減少時代を迎え、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少は、地域経済に大きな影響を及ぼし、特色のある地域活性化策の確立が重要な課題となっております。

こうした状況にあって、多様化する住民ニーズや地方創生の推進などの諸課題に対応するため、これまで築いてきた地域資源を活かしながら、時代背景や将来展望を的確に見据えて、新たな視点・目標に立って、計画的かつ戦略的なまちづくりを展開する必要があります。

今回策定しました「第 10 次上川町総合計画」では、まちの将来像を「恵み豊かな大地と人がおりなすおもてなしのまち 上川」と掲げ、優れた自然環境の中で恵まれた地域資源を活用し、すべての町民がおもてなしの心を持って、まちの総合力を高め、活力と魅力にあふれた次世代につながるまちづくりを目指していくものです。

上川町まちづくり基本条例において、その前文の中に「まちづくりの推進にあたっては、町民、町議会及び町が情報を共有することで、町民一人ひとりが自ら考え、行動する住民自治を確立するとともに、それぞれが責任と役割を果たすことで、協力し合う協働の社会を構築していかなければなりません。」と明記しており、この主旨を尊重して策定しました、まちづくりの指針である総合計画を着実に推し進める所存です。

目指す将来像の実現に向けて、町民や行政をはじめ多様なまちづくりの担い手が持てる力を結集し協力し合うことが、世代を超えて将来につながるまちづくりの大きな力になるものと確信しておりますので、町民の皆さまや関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、アンケート調査や各懇談会、パブリックコメントにおいて貴重なご意見・ご提言をいただいた町民の皆さま、熱心にご審議いただいた総合計画策定委員会委員及び町議会議員の皆さまに対しまして心より感謝を申し上げます。

2018 (平成 30) 年 3 月

上川町長 佐藤 芳治

◇ 町民憲章

わたくしたちは、山紫水明の自然美に恵まれた大雪山ろく上川の町民であることに、よろこびと誇りを感じ、郷土をよりよく、ゆたかにするために、この憲章を高くかかげてその実行につとめます。

1. ゆかしい心を育て、強いからだをつくります。
2. 元気で働き、楽しい家庭をつくります
3. よいならわしと美しい環境をつくり、明るい町をきづきます。
4. 文化を育て、ゆたかな郷土をつくります。
5. 自然を愛し、旅行者をあたたく迎えます。

◇ 町章



昭和 30 年 8 月 13 日の開基 60 周年を記念して、一般から公募した中から選び、制定されました。

上川町の「上」の文字をイメージした中央の山形は、悠久にそびえる大雪山連峰を図案化し、周囲の三本線は石狩川を表現する「川」の文字を図案化したものです。また、円形は「円満」を意味しています。

◇ 町花



えぞつつじ
(昭和 49 年 8 月 13 日制定)

◇ 町樹



アカエゾマツ
(昭和 49 年 8 月 13 日制定)

◇ マスコットキャラクター



かみっきー

開拓 120 年である平成 26 年に、これまでのまちの歩みをお祝いし、このまちに住む人や訪れる人が元気になれるよう応援するために誕生しました。

『かみっきー』は、まちのシンボル「エスポワールの鐘」の近くに出没するヒグマの子（オス）で、帽子がわりに鐘をかぶっています。

目 次

I はじめに	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の構成と期間	2
4 計画の進行管理	3
第2章 上川町の現況	4
1 地域特性	4
2 沿革	5
3 人口・世帯数	5
4 産業構造	8
5 財政状況	11
第3章 町民の意識と評価	13
1 上川町の特徴	13
2 今後の居住意向	14
3 上川町の将来像	14
第4章 まちづくりの課題	15
1 地域資源を活用した地場産業の振興	15
2 雇用の創出と定住対策の推進	15
3 人口減少と少子高齢社会への対応	16
4 子育て支援と社会福祉の推進	16
5 教育環境の整備と人材育成の強化	17
6 安全安心な地域づくりの充実	17
7 自然環境の保全と循環型社会の実現	18
8 協働のまちづくりと適切な行財政運営	18
II 基本構想	19
第1章 基本理念	20
1 一人ひとりが主役のまちづくり	20
2 心の豊かさを追求するまちづくり	20
3 広域的な視野に立ったまちづくり	20
第2章 まちの将来像	21
第3章 人口の将来目標	22

第4章 土地利用の基本構想	23
1 土地利用の基本方針	23
2 土地利用の方向	23
第5章 まちづくりの大綱	25
1 地域の特性を生かした活力あるまちづくり	25
2 一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり	26
3 豊かな文化と次世代の人材を育むまちづくり	27
4 安全安心で住みよい環境のまちづくり	28
5 自然を生かした潤いのあるまちづくり	29
6 みんなで創り育てる協働のまちづくり	29
第6章 まちづくりの重点的な取り組み方針	31
重点施策1 上川町の活力向上	31
重点施策2 上川町の魅力向上	31
第10次上川町総合計画体系図	32
Ⅲ 基本計画	35
まちづくりの大綱1 地域の特性を生かした活力あるまちづくり	36
まちづくりの目標1-1. 地域ブランド化の推進と雇用創出	36
まちづくりの目標1-2. 観光業の振興	40
まちづくりの目標1-3. 農業の振興	43
まちづくりの目標1-4. 商工業の振興	46
まちづくりの目標1-5. 林業の振興	49
まちづくりの目標1-6. 淡水漁業の振興	53
まちづくりの大綱2 一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり	54
まちづくりの目標2-1. 子育て支援・環境の充実	54
まちづくりの目標2-2. 保健予防対策の充実	57
まちづくりの目標2-3. 地域医療の充実	60
まちづくりの目標2-4. 高齢者福祉の充実	63
まちづくりの目標2-5. 障がい者（児）福祉の充実	67
まちづくりの目標2-6. 地域福祉の充実	69
まちづくりの目標2-7. 社会保障制度の充実	72

まちづくりの大綱 3 豊かな文化と次世代の人材を育むまちづくり	75
まちづくりの目標 3-1. 学校教育の充実	75
まちづくりの目標 3-2. 生涯学習の推進	79
まちづくりの目標 3-3. 青少年の健全育成	85
まちづくりの目標 3-4. 芸術・文化の振興	87
まちづくりの目標 3-5. 生涯スポーツの振興	91
まちづくりの大綱 4 安全安心で住みよい環境のまちづくり	95
まちづくりの目標 4-1. 移住定住の促進	95
まちづくりの目標 4-2. 住宅環境の充実	97
まちづくりの目標 4-3. 道路環境・公共交通の充実	100
まちづくりの目標 4-4. 上下水道等の充実	103
まちづくりの目標 4-5. 消防体制の充実	108
まちづくりの目標 4-6. 防災・危機管理の充実	111
まちづくりの目標 4-7. 交通安全・防犯・消費者対策の推進	113
まちづくりの大綱 5 自然を生かした潤いのあるまちづくり	116
まちづくりの目標 5-1. 自然環境の保全と活用	116
まちづくりの目標 5-2. 快適環境の推進	119
まちづくりの目標 5-3. 循環型社会の形成	123
まちづくりの目標 5-4. 低炭素社会の実現	125
まちづくりの大綱 6 みんなで創り育てる協働のまちづくり	127
まちづくりの目標 6-1. 町民主体のまちづくり	127
まちづくりの目標 6-2. 男女共同参画の推進	129
まちづくりの目標 6-3. コミュニティ活動の推進	130
まちづくりの目標 6-4. 国際・地域間交流の推進	131
まちづくりの目標 6-5. 情報ネットワークの充実	133
まちづくりの目標 6-6. ふるさと応援寄付金制度の充実	134
まちづくりの目標 6-7. 適切な行政運営の推進	135
まちづくりの目標 6-8. 財政運営の健全化	138
まちづくりの重点施策	139
重点施策 1. 上川町の活力向上	139
重点施策 2. 上川町の魅力向上	140
付属資料	143

I はじめに

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

上川町では、平成 20 年に「第 9 次上川町総合計画」を策定し、「小さくても『夢・希望・誇り』に満ちた上川をめざして」の実現を目的に、各施策を推進してきました。

計画策定から 10 年が経過し、人口減少、少子高齢化、長引く地域経済の低迷、自然災害の多発、情報通信の発展など、社会・経済・地方自治体を取りまく環境がこれまでにないスピードで大きく変化しています。

また、住民のまちづくりやコミュニティへの意識が高まる中、住民参加・住民主体のまちづくり計画の観点を踏まえ、変化する住民ニーズを的確に把握し、住民の視点や地域の実情を反映した計画策定が求められています。

このような情勢の中、「第 10 次上川町総合計画」は、時代の変化に柔軟に対応し、本町の将来像と進むべき方向を示すと同時に、計画的な行政を進めていくための重要な指針となるものです。

2 計画の位置付け

「第 10 次上川町総合計画」は、「上川町まちづくり基本条例」第 20 条の規定に基づき策定する計画であり、本町の将来を展望し長期的な視点に立って、まちづくりを進めていく上で、最上位に位置付けられる計画です。

3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」と、施策を具体的に示す「実施計画」により構成されています。

(1) 基本構想

基本構想は、上川町が進む将来像を描き、人口などの指標や土地利用の方針を定めるとともに、目標を実現するための施策の大綱を明らかにします。

計画期間は、2018 年度から 2027 年度までの 10 年間です。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来像と施策の大綱を受けて、その実現に向け必要になる基本的施策を総合的、かつ分野別に体系化するものです。

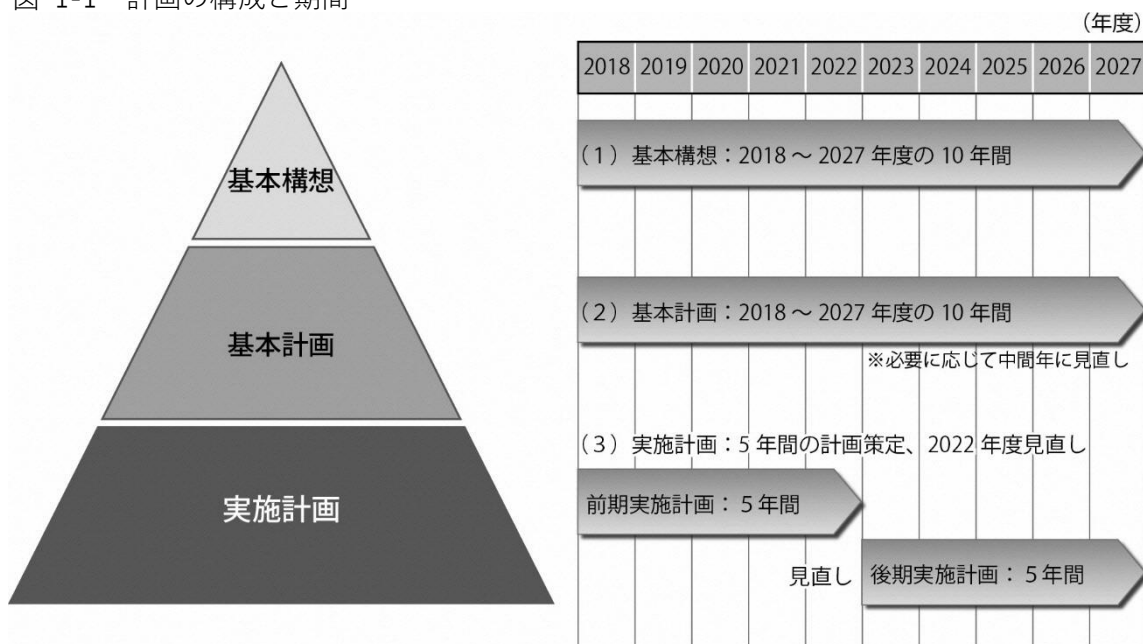
計画期間は、2018 年度から 2027 年度までの 10 年間ですが、社会情勢等の変化など必要に応じて中間年に見直す場合があります。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した施策を具体的事業で示し、それぞれの実施年度、事業量、事業主体、財源の内容などを明らかにするものです。各年度の予算編成の指針となるものであり、施策の熟度や地域の状況、緊急度、財政状況、国・道の施策動向などを総合的に判断し策定します。

計画期間は、「前期実施計画」が2018年度から2022年度までの5年間、「後期実施計画」が2023年度から2027年度までの5年間です。「後期実施計画」については、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、2022年度に改めて策定します。

図 1-1 計画の構成と期間

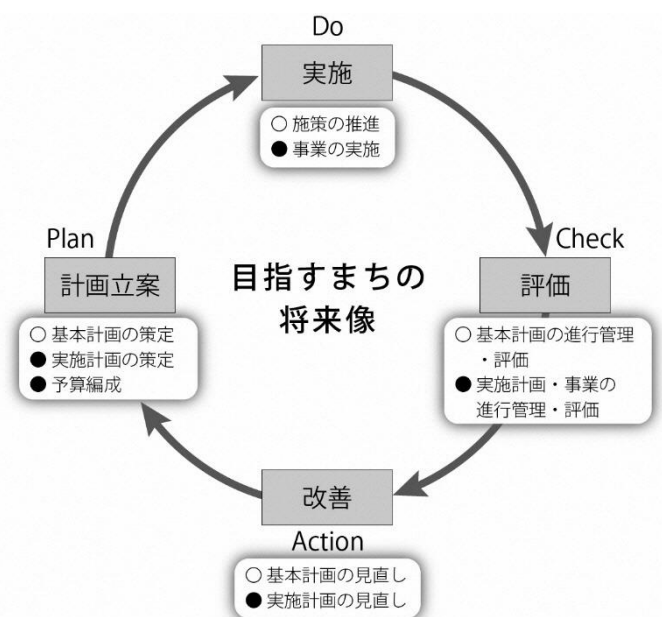


4 計画の進行管理

総合計画は、「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」の4段階を継続的に繰り返す、「PDCAサイクル」による進行管理を行い、実効性のあるものにしていきます。

「Check（評価）」では、施策及び事業の進行管理とそれらの評価を行い、より効果的な施策及び事業の推進が図られるよう評価結果を踏まえた見直し・改善を行います。

図 1-2 計画の進行管理(PDCA サイクル)



第2章 上川町の現況

1 地域特性

(1) 土地と自然

北海道のほぼ中心部に広がる本町は、日本最大の山岳公園「大雪山国立公園」の玄関口として古くから親しまれ、層雲峡温泉をはじめ、愛山溪温泉、高原温泉など3つの温泉郷を有し、北海道第一の河川、石狩川の源流部に位置する豊かな自然に包まれた町です。

本町は、上川管内のほぼ中央に位置しており、東はオホーツク管内遠軽町、滝上町、南は十勝管内上士幌町、新得町、西は愛別町、当麻町、北は士別市など11の市町に接しています。

面積は1,049.47km²を有し、そのうち山林が全体の87%を占めています。

図 2-1 上川町の位置

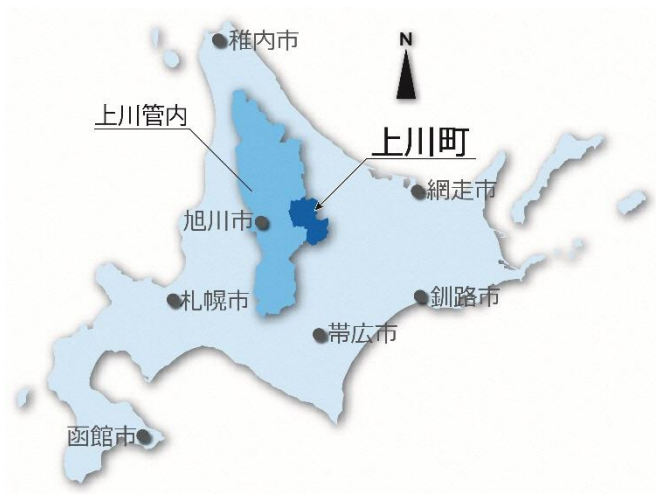


図 2-2 地目別面積

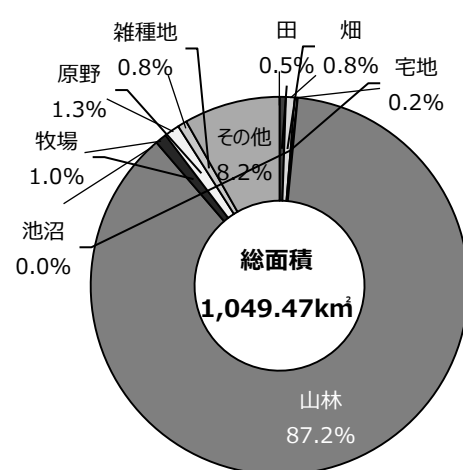


表 2-1 地目別面積

(単位: km²)

	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総面積
面積	5.69	7.92	2.15	0.42	914.51	10.32	13.67	8.29	86.50	1,049.47
割合	0.5%	0.8%	0.2%	0.0%	87.2%	1.0%	1.3%	0.8%	8.2%	100.0%

資料：平成 28 年北海道統計書

(2) 交通

道路は、旭川と網走を結ぶ国道 39 号が縦貫し、帯広と紋別を結ぶ国道 273 号、さらに旭川と北見を結ぶ国道 333 号、建設途上にある高規格幹線道路旭川・紋別自動車道が交差する交通の要衝の地に位置しています。

都市間バスは、紋別・遠軽・網走・釧路・帯広の 5 路線が上川町を通過しています。

鉄道は、JR 石北本線が旭川から網走まで運行しています。空港は、旭川空港まで約 50km (約 1 時間) です。

2 沿革

本町は、明治 28 年から開拓が始まり、今日の上川町の基礎を築いてきました。

大正 13 年 1 月に愛別村からの分村が実現し、上川村が誕生しました。当時の人口は 4,112 人、世帯は 750 世帯でした。昭和 27 年 9 月、29 年余の歳月の流れの中で幾多の変遷を経て発展を続け町制が施行されました。

昭和 29 年 9 月に発生した台風 15 号（洞爺丸台風）は、層雲峡奥地の原生林をはじめ、町内に 8,136 万 m³の風倒木を発生させましたが、5 年余を要したこの処理事業が、本町に空前の活況をもたらし、人口は 15,289 人（昭和 35 年）まで増加しました。しかし、台風 15 号のもたらした被害は木材資源を失ったばかりでなく、処理事業を終えた時点から人口の減少、まちの景気退潮が顕著に進みました。

昭和 32 年に国道 39 号（大雪国道）が開通、その後も道路などのインフラが順次整備され、昭和 47 年に国道 273 号が開通、昭和 50 年に大雪ダムが完成しました。

昭和 62 年度から平成 13 年度にかけて、層雲峡地区再開発事業が行われ、建物の色彩・デザインが統一されるなど景観の統一が図られた現在の街並みが形成され、平成 11 年度には国土交通大臣表彰「手作り郷土賞」を受賞しました。

上川市街地では、平成 14 年度から平成 28 年度にかけて上川駅周辺で土地区画整理事業が行われ、道路整備と街並みの統一が図られたところです。

平成 26 年には、旭ヶ丘地区の大雪山を一望することができる高台に「大雪森のガーデン」がグランドオープンし、新たな観光地となっています。

3 人口・世帯数

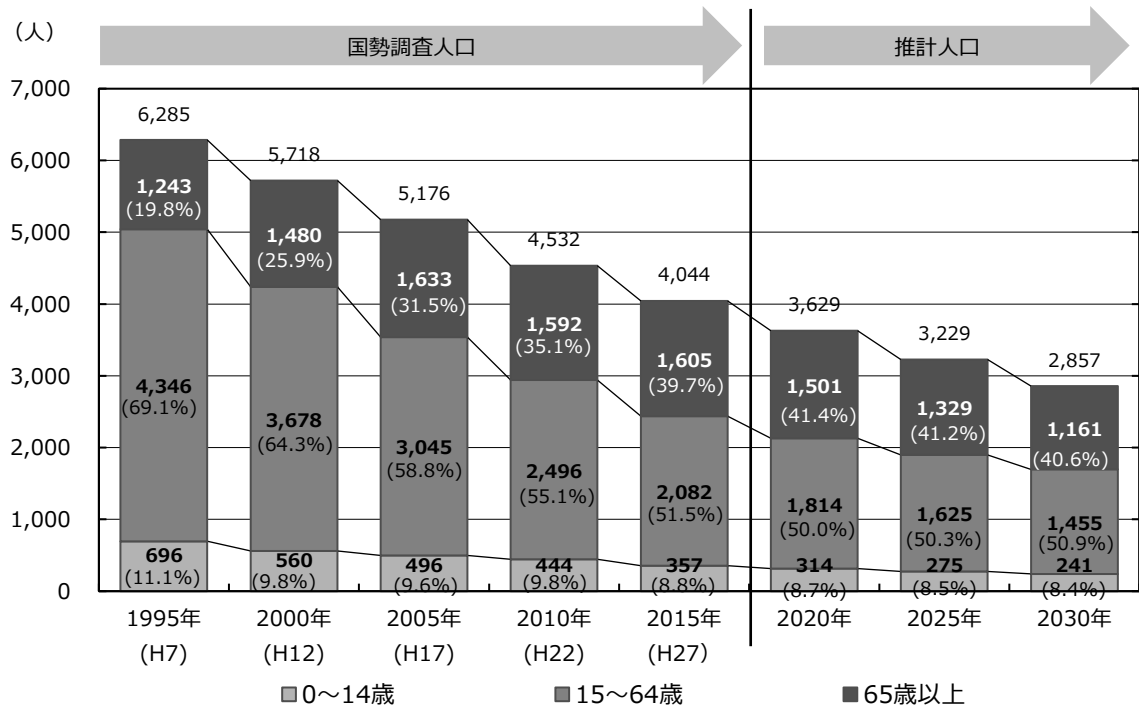
（1）人口の推移

本町の国勢調査による人口は、1960（昭和 35）年の 15,289 人をピークに一貫して減少しています。2015（平成 27）年の人口は、4,044 人とピーク時の約 3 割、20 年前（1995（平成 7）年）の約 6 割になっています。

また、14 歳以下、15～64 歳の割合が減少し、高齢者の割合が増加しており、少子高齢化が進展しています。

今後も人口減少・少子高齢化が続き、2030 年の人口は 2,857 人（国立社会保障・人口問題研究所）、高齢者の割合が 40%超と推計されています。

図 2-3 総人口、年齢別人口の推移

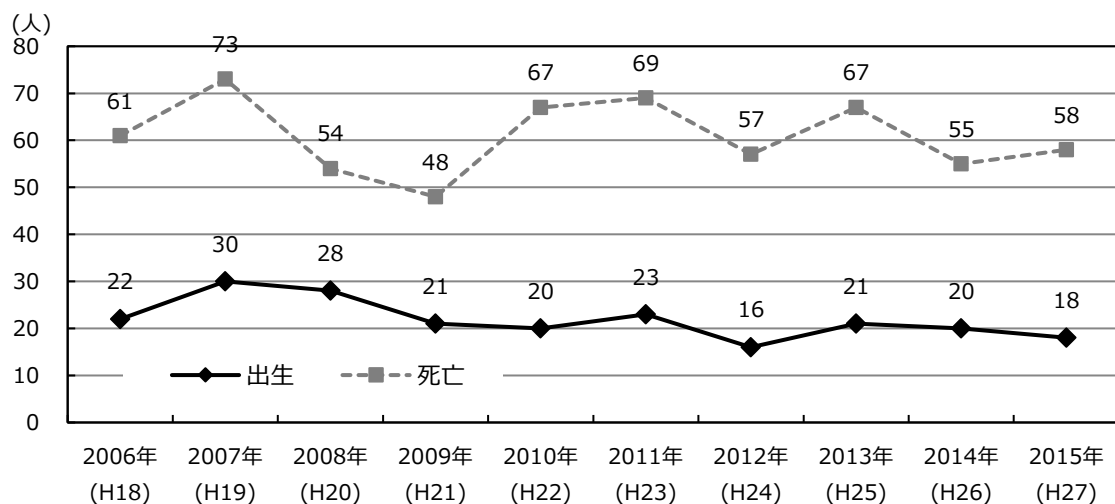


資料：国勢調査、社会保障・人口問題研究所（2013（H25）年3月推計）

直近10年間の人口動態をみると、出生数は20人前後で推移し死亡数を下回っています。また、転出入についても2013（平成25）年を除き転出超過となっています。

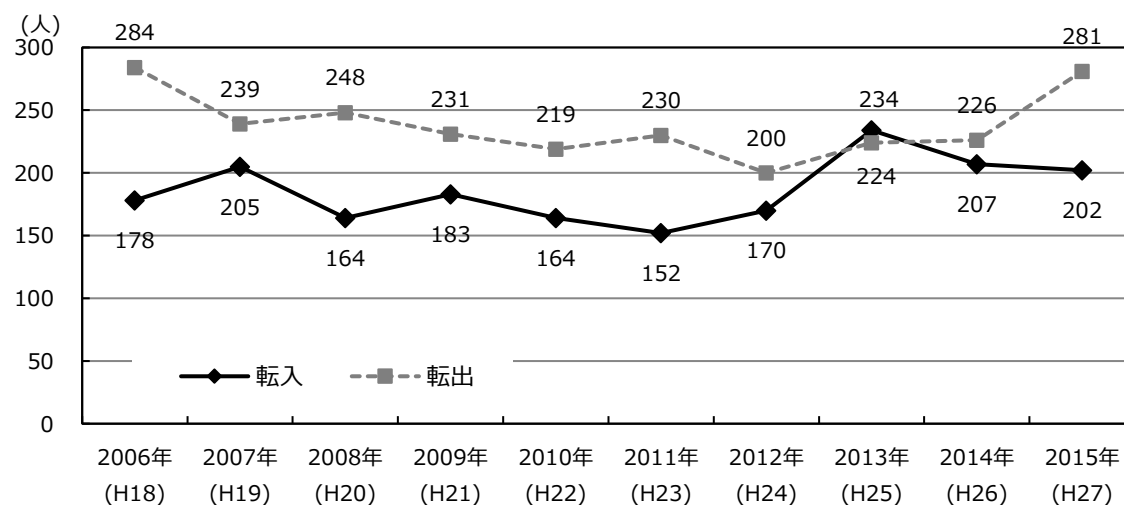
出生数の増加と転出数の減少が人口減少・少子高齢化対策において重要であるといえます。

図 2-4 自然増減の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

図 2-5 社会増減の推移



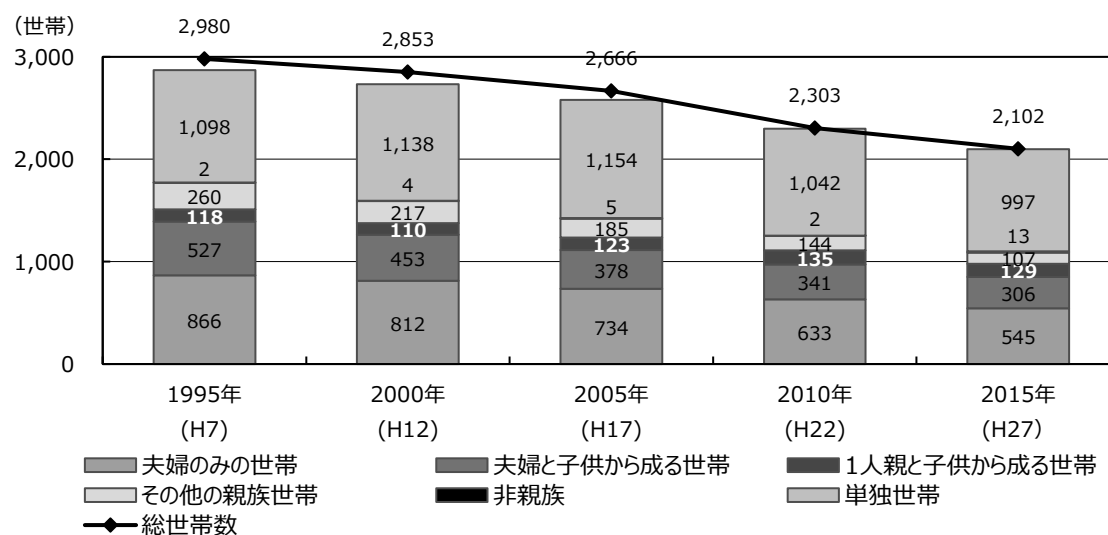
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

(2) 世帯構成の推移

本町の国勢調査による総世帯数は、2015(平成27)年で2,102世帯であり、20年前(1995(平成7)年)の約7割になっています。

家族類型別世帯数をみると、単独世帯が最も多く、ついで夫婦のみの世帯であり、世帯の小規模化が進んでいます。単独世帯は全体の約5割を占めています。

図 2-6 総世帯数、家族類型別世帯数の推移



資料：国勢調査

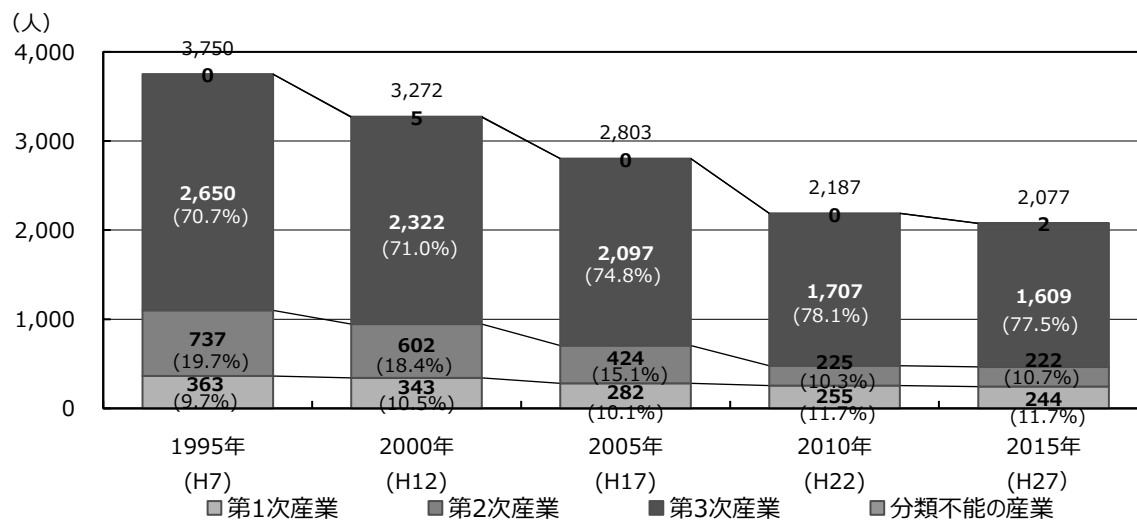
4 産業構造

(1) 就業人口

就業人口は、2015（平成 27）年で 2,077 人であり、人口に占める割合は 51.4%です。人口同様に就業人口も減少が続いており、20 年前（1995（平成 7）年）の約 6 割です。

産業別割合は 2010（平成 22）年まで第 2 次産業が減少し、第 3 次産業が増加していましたが、2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年は横ばいとなっています。また、2010（平成 22）年では第 3 次産業が約 8 割を占めています。

図 2-7 産業別就業人口の推移



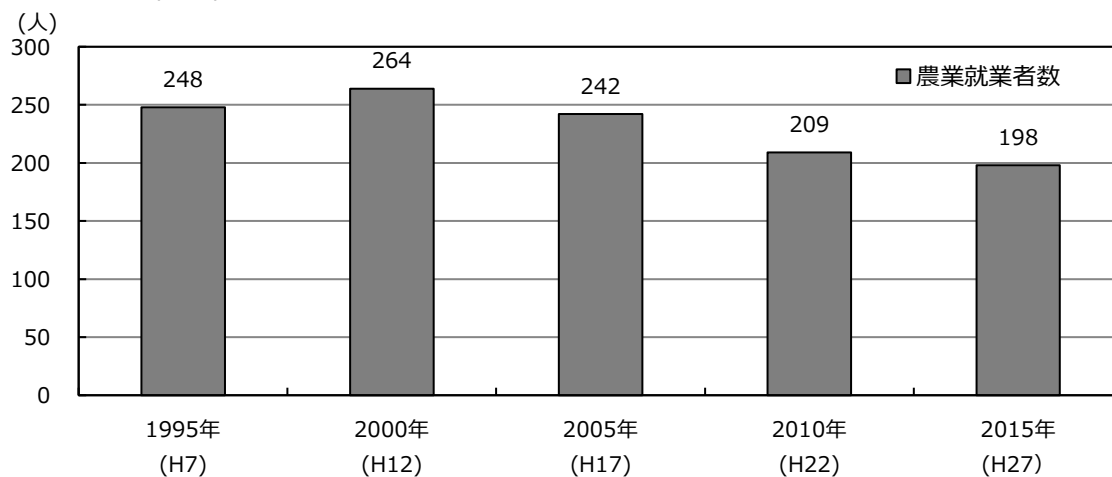
資料：国勢調査

(2) 農業、工業、商業の推移

農業、工業、商業統計の推移をみると、農業就業者数、商業事業所数ともに減少しています。

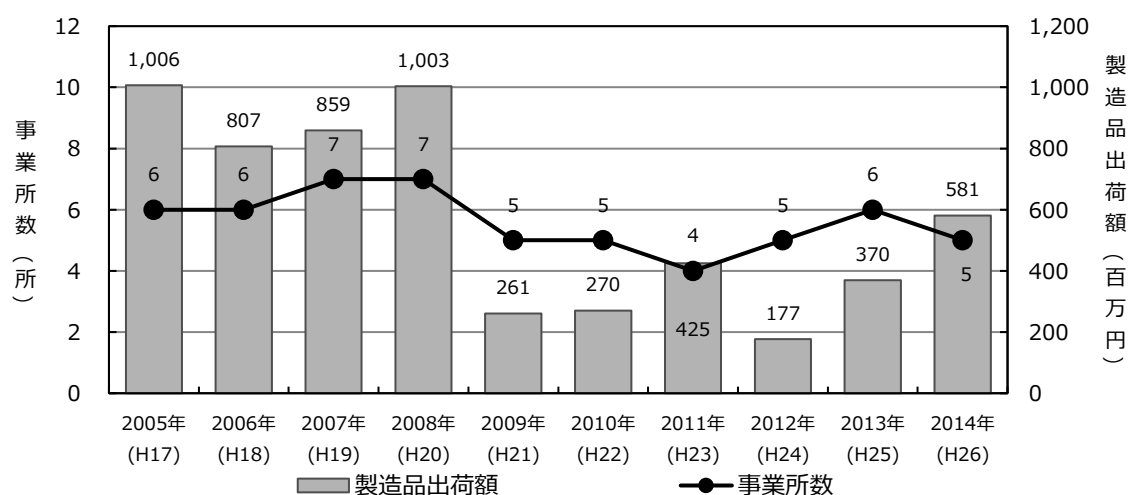
製造品出荷額は近年増加傾向であり、年間商品販売額も微減となっていますが、今後の人口減少に伴い、更なる産業規模の縮小が懸念されます。

図 2-8 農業就業者数の推移



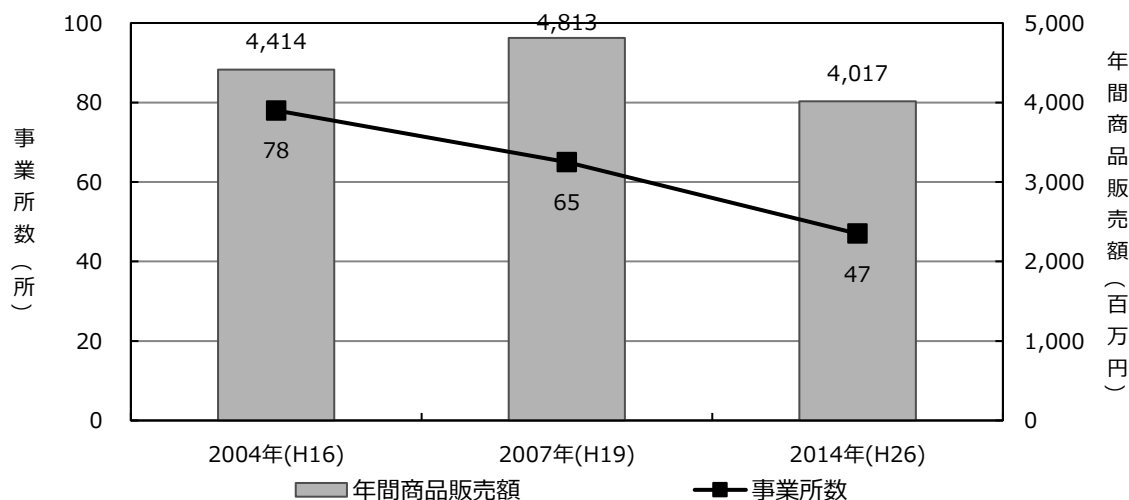
資料：国勢調査

図 2-9 工業事業所数と製造品出荷額の推移



資料：工業統計調査 (H24 経済センサス活動調査)

図 2-10 商業事業所数と年間販売額の推移



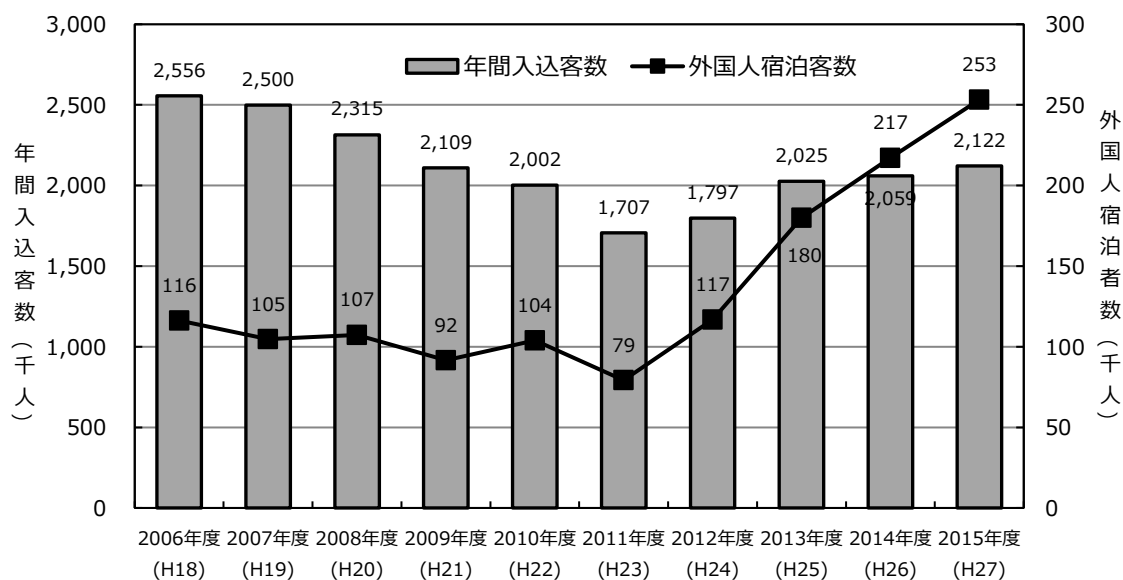
資料：商業統計調査

(3) 観光入込客数の推移

観光入込客数は、2006（平成 18）年度以降減少していましたが、東日本大震災が発生した 2011（平成 23）年度を境に増加傾向にあります。2015（平成 27）年度の入込客数は約 210 万人です。

また、震災後から海外からの観光客が増加しており、震災前の外国人宿泊数は 10 万人前後でしたが、2014（平成 26）年度以降 20 万人を超えています。

図 2-11 観光入込客数の推移



資料：北海道観光入込客数調査

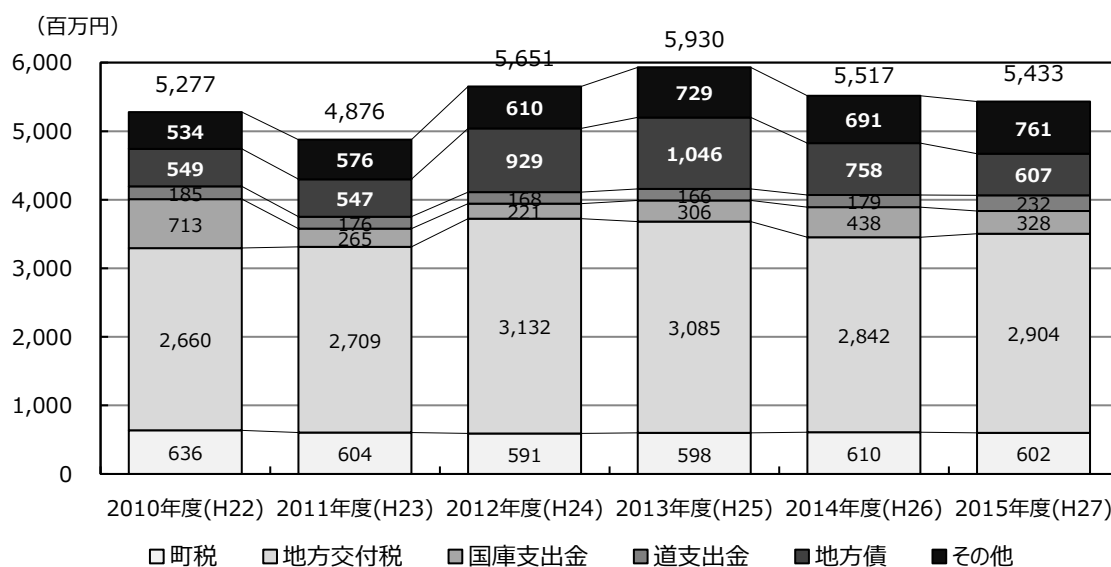
5 財政状況

(1) 上川町の財政状況の推移

近年の財政状況は、50～60 億円弱で推移しています。しかしながら、地方交付税や国庫支出金、地方債などの依存財源が約8割を占めている状況です。

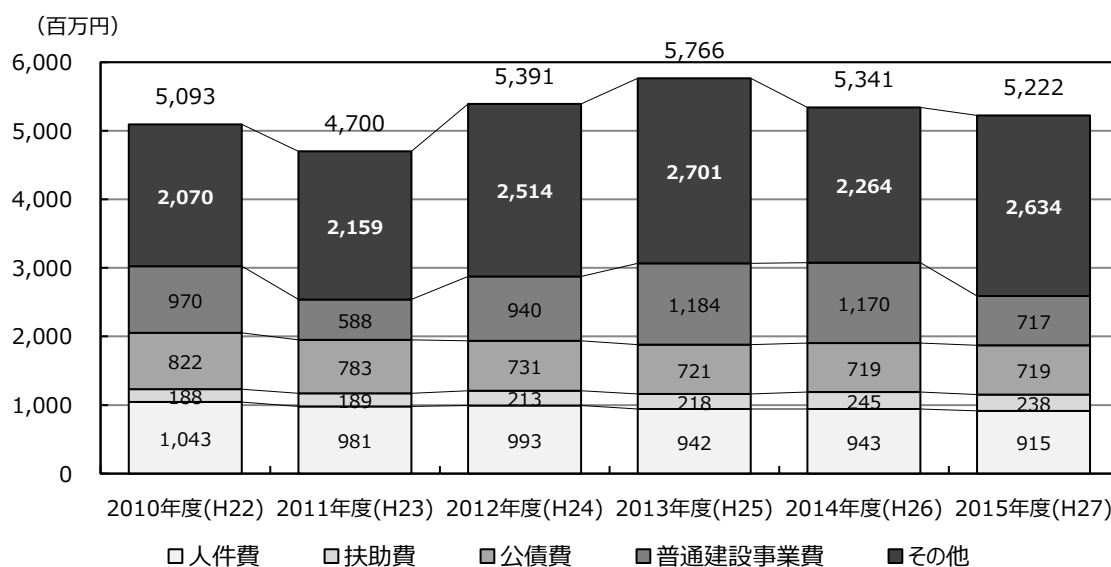
全国的な人口減少・少子高齢化が進む中で、歳入が減少することが推測され、財政状況がひっ迫する可能性があり、財政の健全化を図ることが重要となっています。

図 2-12 普通会計歳入決算額の推移



資料：財政状況資料集

図 2-13 普通会計歳出性質別決算額の推移



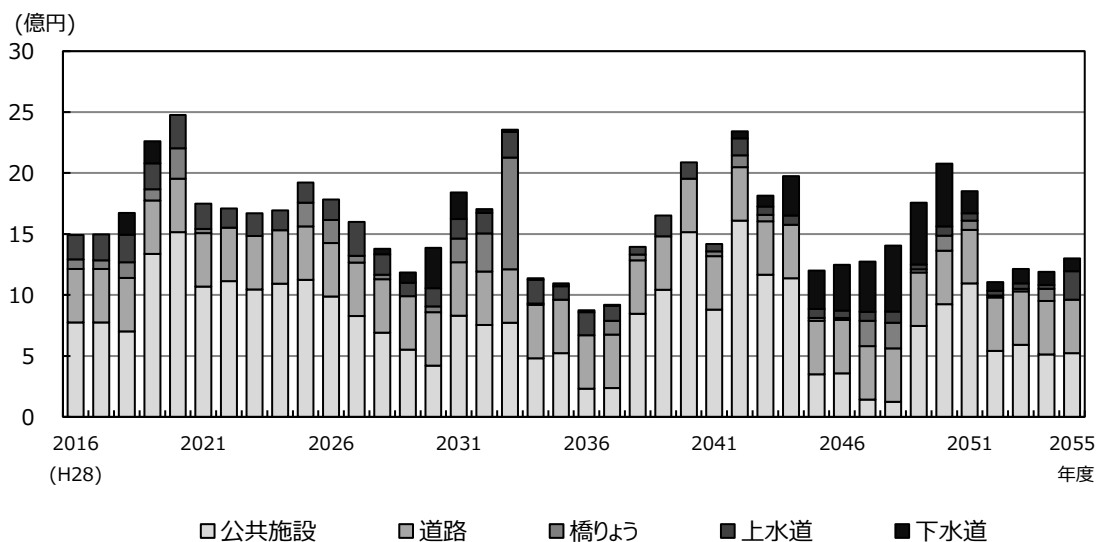
資料：財政状況資料集

（２）公共施設等の更新費用の想定

「上川町公共施設等総合管理計画」によると、現状の公共施設等を維持した場合の更新費用は、今後 40 年間で毎年 10 億円以上が必要になると想定されています。

前述の普通建設事業費を上回る額となっており、人口減少社会において非常に困難な状況であるといえます。

図 2-14 公共施設等更新費用の年次別推計



資料：上川町公共施設等総合管理計画（2017（平成 29）年 3 月）

第3章 町民の意識と評価

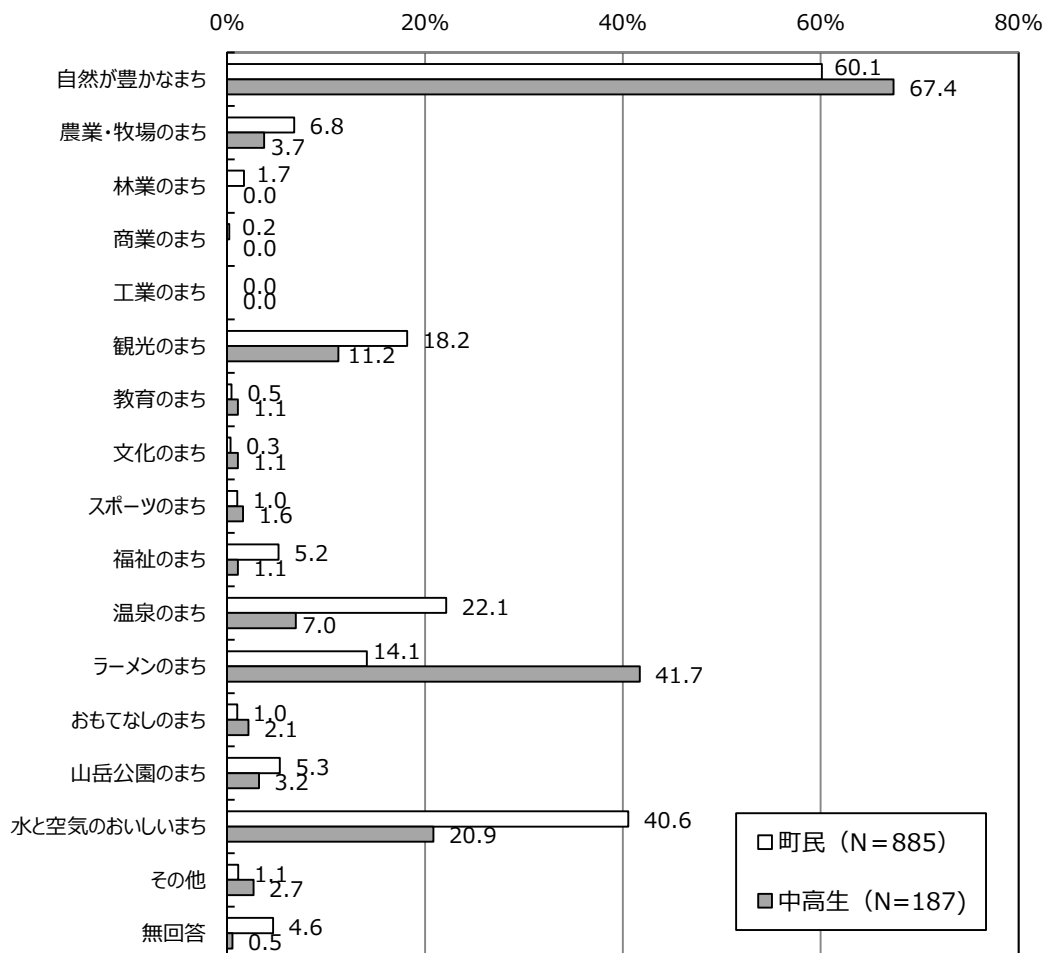
本計画の策定にあたって、平成29年6～7月に町内全世帯（1,830世帯）を対象としたアンケート調査（回収率50.7%）、及び同8月に上川中学校・上川高等学校の在校生（191人）を対象にしたアンケート調査（回収率100%）では、町に対する意識や評価などについて、次のような結果が得られました。

1 上川町の特徴

上川町の特徴を表す一言は、「自然が豊かなまち」が60.1%で最も多く、以下、「水と空気のおいしいまち」が40.6%、「温泉のまち」が22.1%となっており、豊かな自然と温泉のまちが特徴であると認識していることがうかがえます。

町民と中高生では、「自然が豊かなまち」がともに最も多く、全ての世代で共通の特徴となっています、一方で、中高生は「ラーメンのまち」が町民に比べ高くなっており、認識の違いがうかがえます。

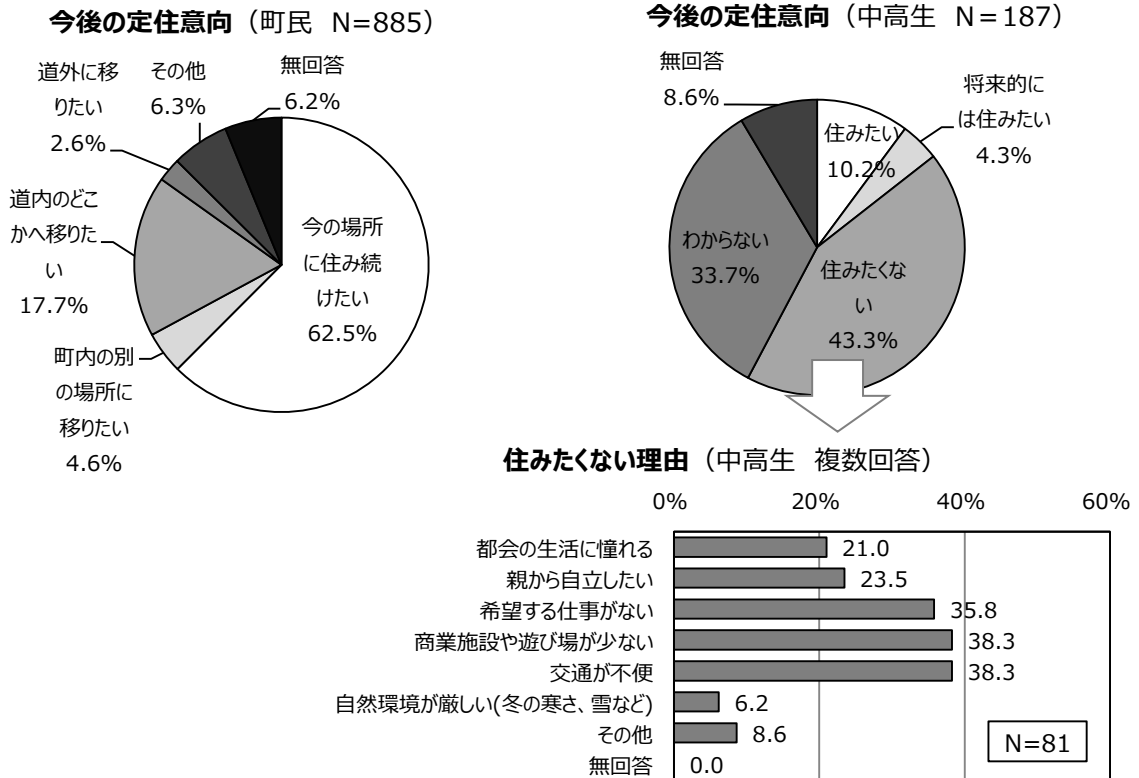
上川町の特徴を表す一言（複数回答）



2 今後の居住意向

今後の居住意向は、「今の場所に住み続けたい」が 62.5%、「町内の別の場所に移りたい」が 4.6%であり、約 7 割が町内に定住意向を持っているといえます。

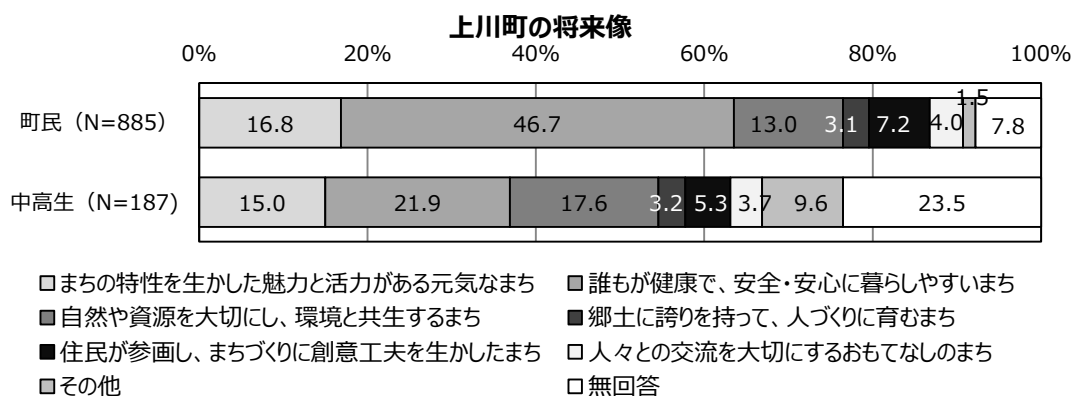
一方で中高生は、「住みたい」が 10.2%、「将来的には住みたい」が 4.3%であり、定住意向は約 14.5%にとどまっている状況です。「住みたくない理由」をみると、商業施設、交通などの生活利便性に対する回答が多くなっています。



3 上川町の将来像

将来の上川町の望ましい姿は、「誰もが健康で、安全・安心に暮らしやすいまち」が 46.7%で最も多く回答されました。ついで、「まちの特性を生かした魅力と活力がある元気なまち」が 16.8%、「自然や資源を大切にし、環境と共生するまち」が 13.0%となっています。

中高生においても、上位 3 項目は同様となっており、「安全・安心」であり、前述した上川町の特徴である「自然」を生かしたまちづくりが望まれていることがうかがえます。



第4章 まちづくりの課題

本町の現況と特性を踏まえたまちづくりを進めていくためには、重点を置くべき課題をわたしたちすべてが共通のものとして認識し、その解決に向けて協働で進めていくことが必要です。

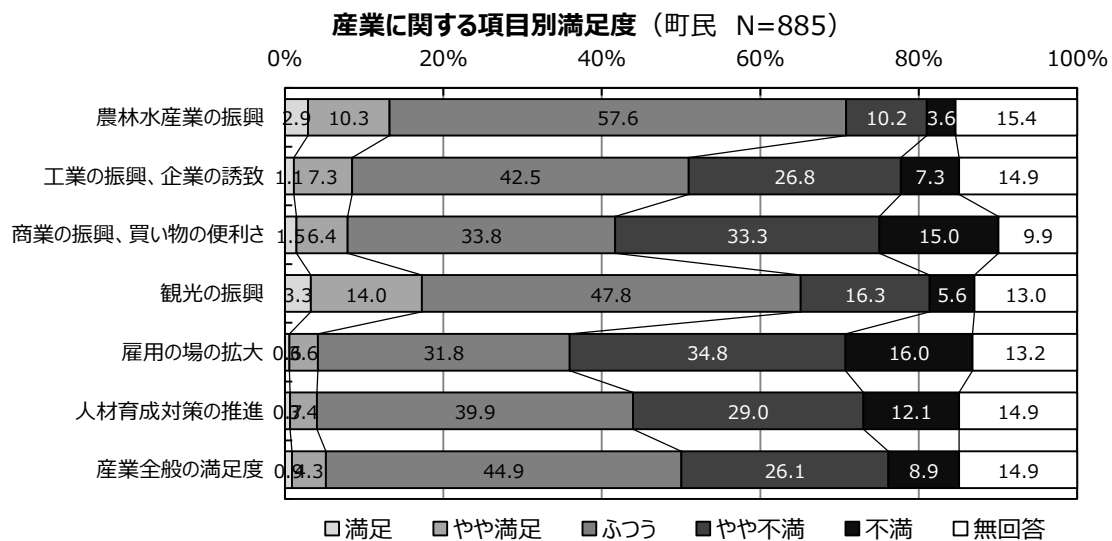
そこで、上川町のまちづくりの主要課題8項目を設定し、課題の解決に努めます。

1 地域資源を活用した地場産業の振興

町民アンケートでは、産業全般の満足傾向（「満足」、「やや満足」）が5.2%、不満傾向（「やや不満」、「不満」）は35.0%であり、満足傾向が大きく下回っていました。項目別の満足度をみても同様に不満傾向が大きくなっています。

産業全般が、10年前と比較して落ち込んでいる状況であることから、産業の振興が重要な課題となっています。

上川町の特徴である自然など各地域のさまざまな個性や魅力を再認識し、地域資源を活かした地場産業の展開を進め、それぞれの分野や立場を越えて、まち全体で連携しながら取り組むことが必要です。



2 雇用の創出と定住対策の推進

定住化を進める上で、雇用の創出は重要な施策のひとつとなっています。

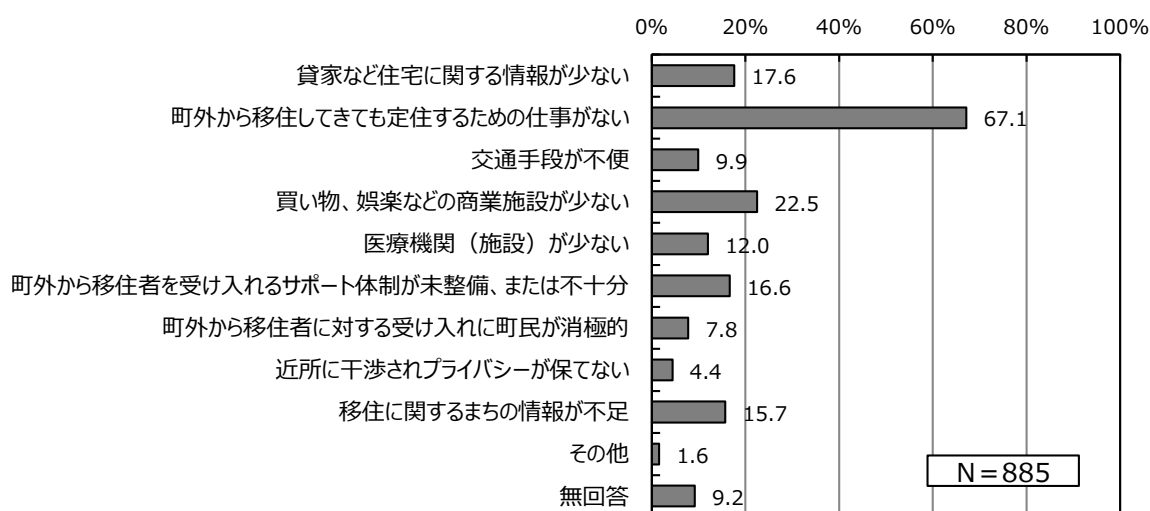
町民アンケートにおいても、町外から上川町に移住する際の問題点（複数回答）は、「町外から移住してきても定住するための仕事がない」が67.1%で最も多く、以下、「買い物、娯楽などの商業施設が少ない」(22.5%)、「貸家などの住宅に関する情報が少ない」(17.6%)となっています。

雇用の創出に向けては、産業全体が連携しながら取り組むとともに、地産地消や交流人口増加による消費拡大を促進するなど、地域が活性化する環境整備が必要となっています。

ます。

また、移住定住の促進に向けて、本町の求職情報をはじめとして、住宅情報、買い物や近隣付き合いなどの生活スタイル、支援体制などきめ細やかな情報発信・相談体制を整備し、移住定住者を迎える環境づくりを町と町民が協働で進めていく必要があります。

町外から上川町に移住する際の問題点（複数回答）



3 人口減少と少子高齢社会への対応

本町では、人口減少・少子高齢化が一層進んでおり、全道においても同様の傾向となっている状況の中で、JR 北海道が石北本線を「単独では維持困難な路線」として公表するなど、本町が将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくことが急務となっています。

人口減少・少子高齢化を抑制する対策を進めていく一方で、将来の人口規模においても現在と同様の生活水準・サービスが得られるために、コンパクトなまちづくりや地域公共交通の確保などの対応を進める必要があります。

4 子育て支援と社会福祉の推進

町民アンケートにおいて、将来の上川町の望ましい姿は「誰もが健康で、安全・安心に暮らしやすいまち」が最も多く回答されたように、少子高齢化が進展する中で、子育て世帯、高齢者、障がい者など誰もが安心して暮らせるまちづくりが求められています。

そのため、安心して子どもを出産し、子育てができる支援対策や、高齢者の健康づくりや生涯学習の推進、適切な医療・介護体制の整備、障がい者等の自立と社会参加への取り組みなど、一人ひとりの環境に沿った社会福祉を進めていく必要があります。

5 教育環境の整備と人材育成の強化

教育環境は、グローバル化、情報通信技術の活用などの対応が求められているとともに、上川高等学校は、少子化が進む中で魅力ある学校づくりによって、一定の生徒数を維持することが重要となっています。

一方で、中高生アンケート調査結果では、「住みたくない」と回答した理由をみると、商業施設や交通などの不便さや、希望する仕事がないことが挙げられています。

幼児期から地域と連携しながら子どもが健やかに育つ教育環境を整備するとともに、小中学校と連携しながら、本町の歴史・特性・産業を知り、本町が持続可能なまちづくりをどのように形成すべきかなど考える機会を図ることが重要です。

また、町外からの人材・知識を積極的に取り入れて、町内の人材育成へ結ぶなどの環境整備が必要です。

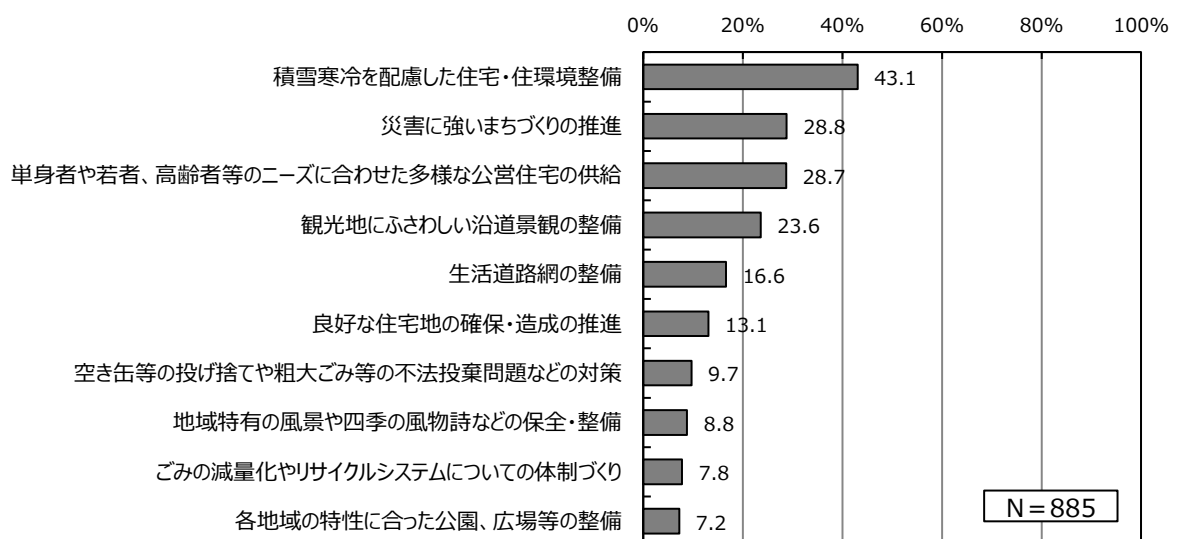
6 安全安心な地域づくりの充実

町民アンケートにおいて、居住環境の改善にあたって力をそそぐべき点は、「積雪寒冷を配慮した住宅・住環境整備について検討する」が最も多く、ついで「災害に強いまちづくりを推進する」となっています。

近年では、道内においても台風や暴風雪による災害が起きており、本町においても、日頃から災害に備えた安全・安心なまちづくりをソフト・ハードの両面から推進していく必要があります。

また、日常生活において交通安全・防犯対策などの取り組みを進めるとともに、積雪寒冷地に適した住まいづくりの推進と除雪体制の確保など、季節を問わず安心して過ごすことができる地域づくりを行うことが必要です。

居住環境改善のための対策（複数回答 上位 10 項目（17 項目中））

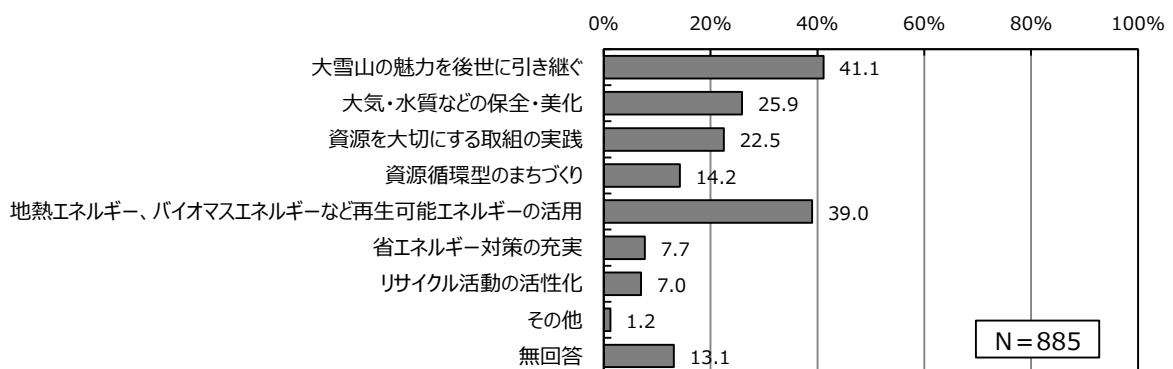


7 自然環境の保全と循環型社会の実現

町民アンケートにおいて、環境と共生したまちづくりを進める上で必要な対策は、「大雪山の魅力を後世に引き継ぐ」が最も多く、ついで「地熱エネルギー、バイオマスエネルギーなど再生可能エネルギーの活用を図る」となっています。

本町の豊かな自然環境は財産であり、これらを今後に残していくために、自然環境の保護に向けた取り組みや、本町の地域資源である地熱や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用など進めるとともに、町全体でゴミの減量化、省エネルギー化を推進するなど、協働で環境と共生したまちづくりを進める必要があります。

環境と共生したまちづくりを進める上で必要な対策（複数回答）



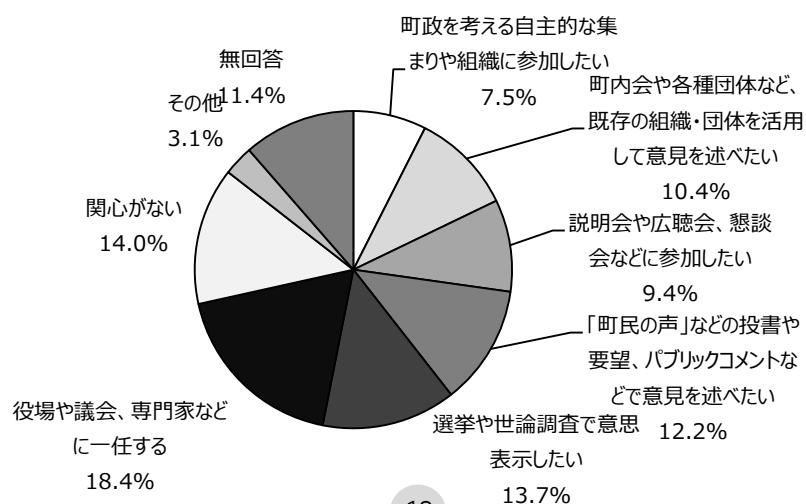
8 協働のまちづくりと適切な行財政運営

町民アンケートにおいて、町政（まちづくり）への参加方法は、「役場や議会、専門家などに一任する」が最も多く、ついで「関心がない」となっており、約3割の方が町政への自発的な参加に対して関心が低いことがうかがえます。

まちづくりにおいては、町民の視点・ニーズや地域の実情を町民・事業者・行政がともに共有し協働で進めていくことが重要であり、そのためにもより多くの町民が自発的にまちづくりへ参加するよう環境整備が必要です。

また、地方交付税等に依存する厳しい財政状況が続く中で、行政サービスの向上を念頭に置きながら、簡素・効率化による適切な行財政運営を一層進める必要があります。

町政（まちづくり）への参加方法（町民 N=885）



II 基本構想

第1章 基本理念

本格的な少子高齢化が到来し、国、地方を通じた財政状況が悪化する中、地方分権の進展により、市町村は、効率的な総合行政を進めることが求められています。

しかし、本町においても、歳入の大半を国からの地方交付税に依存し脆弱な財政基盤のうえ、厳しい財政状況にあります。

このことから、今後においても経費の節減合理化や公共施設の見直し、補助金等の整理合理化などの行財政改革に取り組み、持続可能な自治体運営を確立していきます。

このため、これまで育んできた本町のさまざまな資源を活かすとともに、町民の英知と創意を結集したまちづくりを実現するために、次の3項目を「まちづくりの基本理念」として掲げています。

1 一人ひとりが主役のまちづくり

地方分権の社会が進展する中、個性的で魅力あるまちづくりを進めていくためには、町民自治の理念をもとに、町民一人ひとりが「自ら考え行動する」という意識に立って主体的に取り組んでいくことが何より大切です。

また、町民と行政がお互いに力をあわせてまちづくりを進めるため、積極的な情報公開や町民参加を行うとともに、町民の自主性を尊重しながら、町民と行政がともに考え行動する、協働のまちづくりを進めます。

2 心の豊かさを追求するまちづくり

経済の発展は、町民生活の利便性や物質的な豊かさをもたらす一方で、町民ニーズは、ものの豊かさから心の豊かさへ、画一志向から選択志向へと変化しています。

このような中で、町民やまちを訪れる人が、心の豊かさややすらぎを得られるようなまちを創造するため、人・自然環境・社会資本などの資源を有効に活用しながら、町民サービスの方向性を質的拡充へと転換し、町民と行政が一体となってまちづくりを進めます。

3 広域的な視野に立ったまちづくり

道路交通網、情報ネットワークの整備により町民の生活圏、経済圏、医療圏が拡大するとともに地方分権が進み、市町村の規模・機能の拡充を図ることが求められています。

このため、これまでの広域連携（一部事務組合）の取り組みを活かしながら、基礎自治体として果たすべき機能の強化と住民サービスの更なる充実を図るため、より広域的な視野に立ってまちづくりを進めます。

第2章 まちの将来像

「まちの将来像」は、本町が10年後に目指す姿を示すものです。

本町は、これまで大雪山国立公園の優れた自然と調和したまちづくりを展開してきました。今後もこの方針を継承し、まちの特性を最大限に生かし、すべての町民がおもてなしの心を持って交流することにより、まちの魅力がより一層高まり、町外から絶えず多くの人が訪れる活力のあるまちを町民と行政が協働しながらともに目指します。

すべての町民がまちに愛着を持って心豊かに暮らしていくという想いを込めて、将来像を次のように定めます。

まちの将来像

～ 自然と調和した未来 ～

恵み豊かな大地と人がおりなすおもてなしのまち 上川

第3章 人口の将来目標

平成 27 年度に策定した「上川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という）」における人口ビジョンでは、2040 年時点で人口が 3,000 人と設定しています。

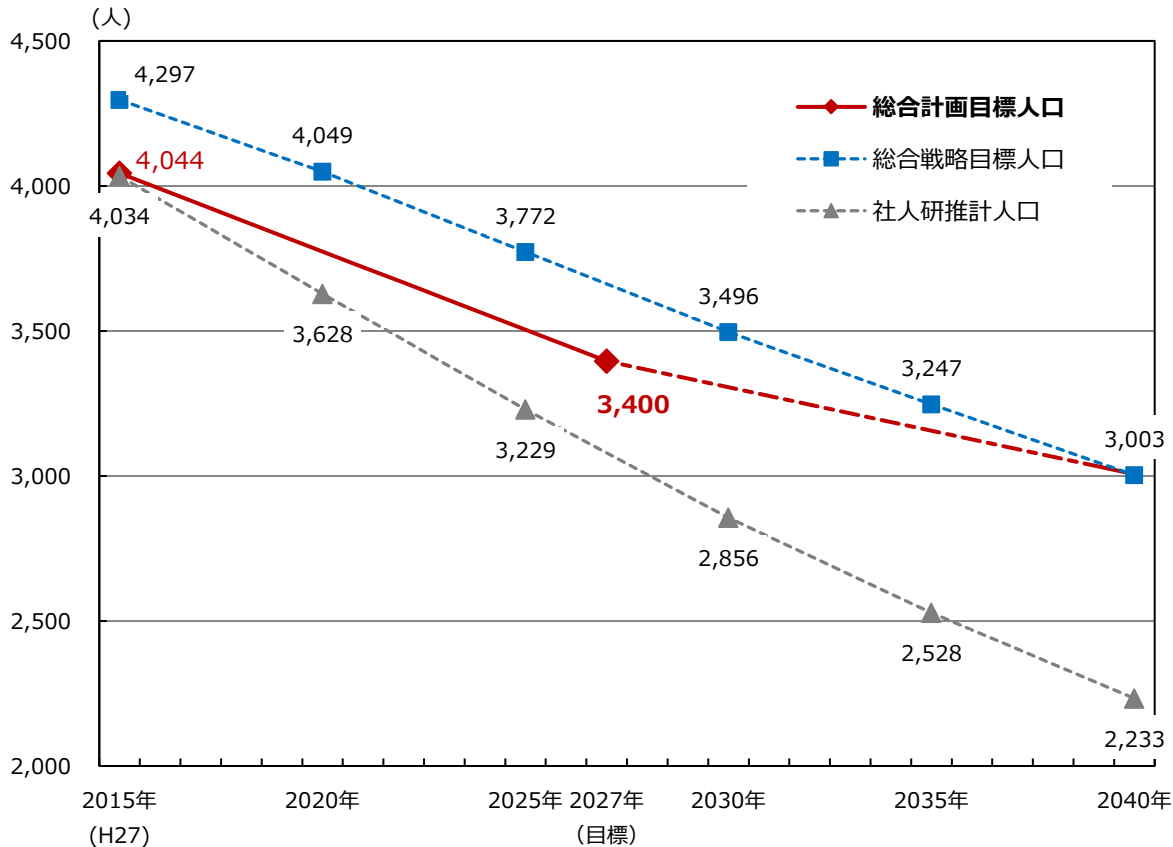
平成 27 年国勢調査の本町の人口は 4,044 人であり、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）の推計人口からわずかに上回ったものの、総合戦略の想定人口を約 250 人下回っています。

現在は、総合戦略に基づく出生率の向上、転入者増加と転出者抑制に取り組んでいることから、総合戦略で想定する減少率と同程度で推移するとし、本計画期間終了年である 2027 年の目標人口は、総合戦略の想定人口から約 250 人少ないものの社人研推計人口から約 300 人多い 3,400 人と設定します。

本計画によるまちづくりの総合的な取り組みによって、人口減少が最小限に抑制され目標人口を上回ることを目指します。

2027 年の目標人口 3,400 人

図 3-1 将来人口推計



資料：平成 27 年国勢調査・上川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第4章 土地利用の基本構想

本町の特性あふれる豊かな土地は、将来にわたり町民のための限られた貴重な資源と公共性の強い有限の財産であり、快適で安全な地域生活と生産活動を支えるまちづくりの基本です。

特に本町の土地には、これまで過度な開発は行われず、原生の自然や潤いのある景観が残されています。

本計画では、次に示す基本方針をもとに保全と開発の調和を図り秩序ある土地利用を進めていきます。

1 土地利用の基本方針

自然と地域が共生する土地利用を進めるため、国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律など、関係法の適正な運用と調整を図るとともに、広域的かつ総合的な視点を持ち、本町に求められる役割や残すべき景観、築くべき景観などを念頭に置いた長期・計画的な土地利用を進めます。

また、自然環境や歴史・文化的遺産等の保全と活用を図り、快適な生活環境と安全・安心が保てる土地を有効に活用し、秩序ある都市形成に努めます。

さらに、広域的な都市間交流や地域間交流を円滑に行うため、計画的で効率的な道路網の整備や定住・交流人口の増加に向けた受け皿づくりに努めます。

2 土地利用の方向

(1) 都市地域

都市地域は、土地の有効利用、良好な都市環境の確保と形成、機能的な都市基盤を整備しつつ、都市計画用途地域内においては、居住系地域、商業系地域、工業系地域などを適正に配置し、都市機能の確保と秩序ある都市の形成に努めます。

さらに、高齢者や障がい者、子育て世帯も安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、まちなか居住の環境整備を進めるなど、まちの中心に人や施設、各種機能が集まり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めます。

一方で、洪水、浸水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地域については、新規建設等を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図ります。

(2) 農業地域

農地は、将来にわたり食料の安定供給を図るための基本的な有限の土地資源であり、重要な生産基盤です。このため、農地の無秩序な利用転換を抑制し、必要な農地の維持確保に努めることを基本とし、土地基盤の整備と農地の集約化の促進、さらには、利用度の低い農地の有効活用、快適な暮らしができる農村集落の生活環境の整備に努めます。

（３）森林地域

森林は、地球温暖化防止の役割を果たす大気保全機能、渇水の緩和や水質の浄化を行う水源涵養機能、土砂流出や崩壊を防止する国土保全機能、生物多様性保全など、多くの公益的機能を持っています。さらには、紅葉等の景観をはじめ、森林浴や森林レクリエーションなど森林の持つ役割は多岐にわたっています。

このため、森林を総合的かつ高度に活用できるよう、適切な情報収集・管理に基づく計画的な森林の保全と整備を進めます。

（４）観光・レクリエーション地域

自然や文化、食、生活などを感じることのできる体験滞在型観光ニーズの高まりなどに対応するため、既存施設の有効活用を図るとともに、新たなニーズに対応した施設等の整備、鉱泉地の保全管理などに必要な用地の確保に努めます。

第5章 まちづくりの大綱

「まちの将来像」の実現に向けて、6つのまちづくり大綱を掲げ、まちづくりを推進します。

1 地域の特性を生かした活力あるまちづくり

大雪山の麓に広がる本町の特性によって、観光業を中心に、高原野菜などの農業、豊富な森林を活用した林業や工業、石狩川の清流による淡水漁業など様々な産業が行なわれています。

これらの特徴を活かした地域ブランド化を産業全体で推進し、本町の高付加価値化による産業活性化、慢性的な人材不足の解消、移住定住の促進を図ります。また、時代の潮流に合わせた観光業を進めるとともに、観光業と連携した交流人口による町内消費の拡大による商業の振興を目指します。

(1) 地域ブランド化の推進と雇用創出

大雪山の町としての地域ブランド化を進め、本町の認知度向上や高付加価値化を図ることで、地場産業の育成や新たな産業の創出を図り、魅力ある雇用の安定・拡大を目指します。

(2) 観光業の振興

本町の特性を生かした新たな発想による体験型ツアーの開発と実施による観光誘客の強化を進めるとともに、移住定住促進など今後のまちづくりのための施策との複合的な展開を目指します。

グローバルなプロモーション活動等に官民連携・広域連携で取り組みます。

(3) 農業の振興

農業の振興と経営の安定化を図るため、地場産のブランド化や6次産業化により農産物の高付加価値化を目指し、農業者の創意工夫を最大限に生かした活力ある農業を促進するとともに、本町の気候風土を最大限活用できる農業生産基盤の整備を進めます。

(4) 商工業の振興

観光業との連携による町内消費額の増大、商店街への消費拡大、農林水産業と連携した特産品等の開発・販売など産業間の連携を強化し、地場産業の振興を目指します。

経営の近代化、合理化を促進するとともに、小規模事業者の体質強化改善の促進に取り組みます。また、起業・創業に対する支援施策の取り組みを進めます。

(5) 林業の振興

森林の重視すべき機能に応じた地域特性を生かした森林の整備及び保全を総合的に行うとともに、木育事業など町民の興味を深める取り組みを進めます。

木質バイオマス利用について積極的な推進を図るなど、安定的で高効率な林産業を目指します。

（６）淡水漁業の振興

本町の恵まれた自然条件を活用した淡水漁業は、消費者への需用拡大、販路拡大の推進を図り、計画的な生産の確保により経営の安定化を目指します。

２ 一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり

子どもから高齢者、障がい者等まで誰もが安心して、やすらぎのある生活を送り、本町でいつまでも健やかに暮らし続けることができるよう、生涯を通じた福祉支援体制の充実を目指します。

日々の生活を通じた健康づくり、生きがいづくりを支援する一方で、保健・医療・福祉サービスの充実に努め、良質で均一なサービス提供体制の向上を図り、一人ひとりが思いやりを持って、互いに支え合うまちづくりを進めます。

（１）子育て支援・環境の充実

子ども達が心身ともに健やかに成長や発達ができるように、保育サービスの拡充・向上や、子育て相談・支援体制の充実、ひとり親家庭の自立支援を図り、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めます。

（２）保健予防対策の充実

町民が生涯にわたり健康で安心して生活ができるように、健診・保健指導体制の充実を図り、適切な食習慣の形成や運動の習慣化を目指した健康づくりを進めます。

妊娠期から乳幼児期まで切れ目ない支援の充実を図り、子育て世代をサポートする体制づくりに取り組みます。

（３）地域医療の充実

地域の一次医療機関として、町民のかかりつけ医の役割を果たす医療体制の確保と専門医療機関との連携強化を進めるとともに、地域が求める訪問診療・訪問看護の充実を目指します。

（４）高齢者福祉の充実

高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、保健・医療・介護が連携して各種サービスを推進します。高齢者の自主的な活動や地域活動への参加を促進するための環境整備を進めます。

（５）障がい者（児）福祉の充実

障がい者等が住み慣れた地域で支え合い、自立しながら安心して暮らすことができる環境づくりを目指し、相談支援体制の充実、情報提供の整備、就労移行支援、町民への啓発、広報活動など総合的に推進します。

(6) 地域福祉の充実

地域における多様化するニーズや課題に対して、関係機関と連携しながら地域福祉の向上を目指して取り組みます。また地域の活性化に向け、既存のボランティア活動に対する支援体制の整備や、ボランティア活動に対する意識啓発を進めます。

(7) 社会保障制度の充実

健康で安心して過ごすことができるよう、国民健康保険制度や介護保険制度を健全に運営するとともに、後期高齢者医療制度に対する町民の理解を深め、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

3 豊かな文化と次世代の人材を育むまちづくり

生涯を通じて人間性豊かな多様な生活を送ることができるよう、生涯学習体制の確立、文化・芸術活動の活性化、スポーツ機会の充実などを進めるとともに、歴史・文化遺産の保護・活用などを通じて本町への誇りと愛着を醸成するなど、地域に根ざした文化の創造が育まれたまちづくりを目指します。

また、地域全体で子ども達を育てる環境を目指し、地域とともにある学校づくりや、家庭・地域・学校との連携による健やかな成長を促進する取り組みを進めます。

(1) 学校教育の充実

学校運営の状況等を広く発信しながら、地域住民や関係機関との連携を充実させ、地域とともにある学校づくりを目指します。

子ども達一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導と支援を行うための環境整備と、幼児期から成長段階に応じた学校教育の連携を推進します。

(2) 生涯学習の推進

生涯を通じて学び続けられる体制づくりや環境づくりを進めるとともに、町民の多様な学習要望や活動を支援し、自発的な学習活動の推進を目指します。

(3) 青少年の健全育成

青少年が自立への意欲を高め、心と体の相まった成長を促進するため、多様な体験活動機会の充実を図るとともに、家庭、学校、地域社会との連携を強化し、地域全体で子ども達を育てる体制づくりを目指します。

(4) 芸術・文化の振興

町民の心のやすらぎや、生活に潤いのある人生を創造するため、町民の芸術意識を高める環境づくりを進めます。また、文化・芸術活動の活性化と郷土の歴史・文化に関する継承・愛着の醸成に取り組みます。

(5) 生涯スポーツの振興

生涯を通じてスポーツに親しみ、健康的に暮らすことができるよう、身近なところで気軽にスポーツを楽しめる機会の充実を目指します。

4 安全安心で住みよい環境のまちづくり

町民はもとより移住定住者も含めた、すべての町民が快適な生活を営むため、住宅、道路、上下水道、公園などの社会資本の効果的・効率的な整備の充実を図るとともに、鉄道網をはじめとした地域公共交通の確保に取り組みます。また、移住定住希望者が本町の暮らしを具体的に想像してもらえよう、充実した生活情報の発信及び相談体制の整備を進めます。

さまざまな災害から町民を守るため、消防・防災体制の充実、危機管理体制の確立を図るとともに、交通安全・防犯・消費者対策に取り組み、安全に安心して生活できるまちづくりを進めます。

（１）移住定住の促進

本町の魅力を伝えるためのポータルサイトを構築するなど、移住定住者が必要とする住まいや子育て、仕事、各種支援策などについて積極的な情報発信に取り組みます。

また、移住定住希望者からの問い合わせにきめ細かく対応できる総合窓口体制を整備し、移住定住者の増加を目指します

（２）住宅環境の充実

積雪寒冷地に対応する良質な住宅、適切な公営住宅の供給・管理、空家対策など、誰もが安心して生活できるような住宅・住環境づくりを進めます。

（３）道路環境・公共交通の充実

行政面積が広大である本町において、日常生活の主な交通手段が自家用車となっていることから、町民及び観光客が安全で快適に通行でき、親しみと潤いのある道路環境の整備に取り組みます。

また、現在の JR 北海道における社会情勢等を踏まえながら、鉄道網を含めた公共交通ネットワークのあるべき姿の実現に向けて、関係機関との協力・連携のもと地域公共交通の確保に向けて取り組みます。

（４）上下水道等の充実

町民生活の基盤となる上下水道については、安定したサービスを提供するため、計画的な整備と合理的かつ効率的な運営に努めます。また、広域的なし尿処理と合併浄化槽整備の促進に取り組みます。

（５）消防体制の充実

町民等の生命・財産を守るため火災予防対策の強化、災害対応力の向上及び消防団を中核とした地域防災力の向上に努めます。

（６）防災・危機管理の充実

近年は、道内における豪雪、暴風雨などの異常気象による災害、日本近海への弾道ミサイル発射などが発生する中で、町民と行政が一体となった防災体制・危機管理体制の充実強化を目指します。

(7) 交通安全・防犯・消費者対策の推進

安全で住みよい社会をつくるため、交通安全・防犯の啓発・事故防止等の意識の高揚を図るとともに、情報提供や相談体制の充実による消費者被害の未然防止と被害対策に取り組みます。

5 自然を生かした潤いのあるまちづくり

本町全体に広がる森林・清流などの自然環境は大切な財産であり、大雪山国立公園のまちにふさわしい都市計画、街路計画、公園などの環境整備を行い、自然景観を享受し、自然と共生する美しいまちづくりを進めます。

また循環型社会の形成と、再生可能エネルギー及び省エネルギーを推進し、自然環境の保全に取り組みます。

(1) 自然環境の保全と活用

自然景観に配慮し、環境負荷の少ない循環型・環境保全型のまちづくりを進めるとともに、自然環境の保護に対する意識向上、公害防止対策の充実などを進め、本町の優れた自然と共生したまちづくりを目指します。

(2) 快適環境の推進

都市計画や街路計画による都市環境の形成、安全・安心して楽しめる公園整備、公共施設の適正化、火葬場・墓地の適正管理などを進め、快適な生活環境の創出を目指します。

(3) 循環型社会の形成

ゴミの排出量抑制への町民意識の高揚と自然環境の保全に寄与した循環型の廃棄物処理を図り、効率的で効果的な循環型社会の形成に取り組みます。

(4) 低炭素社会の実現

東日本大震災や自然災害を契機にエネルギーに対する関心と理解が高まりつつある中、地熱など地域資源の調査・検討、木質バイオマス利用の普及促進など、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、町有施設の省エネルギー化を進め、低炭素化社会の実現を目指します。

6 みんなで創り育てる協働のまちづくり

まちづくりの主役は町民であり、町民の意思や意欲など一人ひとりの持つ活力を生かせるよう、広報・広聴や情報ネットワークを充実させ、町民と行政による情報共有に取り組むとともに、コミュニティ活動や国際・地域間交流などの支援を進めます。

また、他市町村との広域連携を推進し、行財政基盤の充実や町民の利便性向上に努め、無駄のない効果的なまちづくりを目指すため、町民と情報を共有しながら、ともに取り組む協働のまちづくりを進めます。

（１）町民主体のまちづくり

広報・広聴を充実させ、町民と行政の双方向による情報共有の体制づくりの構築とともに、町民の参画の場や機会の拡充を図り、町民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

（２）男女共同参画の推進

男女が社会の対等なパートナーとして、様々な活動ができる男女共同参画社会の実現に向けて、地域社会に根ざした取り組みを進めます。

（３）コミュニティ活動の推進

「自助・互助・共助・公助」に基づいた住民自治の形成を図り、町民の主体性を尊重したコミュニティ活動の継続、コミュニティ間の連携を促進します。また、町民一人ひとりがまちづくりの主役として、自ら考え、行動できる社会の形成に取り組みます。

（４）国際・地域間交流の推進

姉妹友好提携を結ぶロッキーマウンテンハウス町やふるさと会（東京上川会、札幌上川会）など、国内外の様々な人々との交流を推進するとともに、国際化に対応する人材育成やまちづくりを進めます。

（５）情報ネットワークの充実

情報化社会に対応した情報ネットワークの整備・充実を図り、各分野での利便性の向上に努め、観光客誘致や移住・定住の推進に結びつけていくとともに、情報化に対応した新たな情報やサービスなど、インターネットを利用した学習活動の充実を進めます。

（６）ふるさと応援寄付金制度の充実

本町の魅力について、ふるさと応援寄付金制度を活用した情報発信を行い、全国からの寄付を集めるとともに上川町のファンを増やしていくことを目指します。

（７）適切な行政運営の推進

時代の潮流や町民の意向を踏まえ、行政機能の強化に努め、行政評価による見直しを行いながら、効果的・効率的な行政運営を進めます。また、他の市町村との連携、協力を積極的に進め、効率的な行政運営と町民サービスの向上に取り組みます。

（８）財政運営の健全化

地方自治体を取り巻く環境は、過疎化、人口減少、少子高齢化が進行し、依然としてきびしい情勢が継続している中、町民と行政が共通の認識をもち、持続可能で健全な財政運営の確立を目指します。

第6章 まちづくりの重点的な取り組み方針

平成27年度に策定した「上川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少問題の克服と将来に向けた成長力の確保を目指すための施策の方向を掲げています。

これらについては、継続的に進めていくことが重要であることから、本計画においても同様にまちづくりの重点的な取り組み方針に位置付け、関連項目を横断的に進めます。

重点施策1 上川町の活力向上

観光業、農林水産業を中心とした本町の産業は、どの分野においても慢性的な人材不足の状況であるにも関わらず、本町では転出超過が続き、特に若年層の転出が多くなっていることから、本町の地域資源を活かした魅力ある産業の創出によって安定的な雇用の確保を目指します。

そのため、本町の地域資源を活かした特徴ある産業を推進するとともに、観光客等が様々な体験・経験する機会を増やすことにより、上川町そのものに対する好感度を高め、町内で働き、暮らすことが活力となり、町内全体が活性化するよう取り組みます。

一方で、移住・定住に伴う労力・不安を少しでも多く解消できるよう本町の住宅・住環境に関する情報を容易に取得できる環境整備を進めます。

取り組み方針（「上川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」施策の方向）

- 上川町の地域資源を活かした魅力ある産業の創出
- 観光業、農林水産業の振興における雇用の確保、就業の安定化
- 地元での雇用拡大とU・I・Jターンの拡大
- 多様なニーズに対応した住宅・住環境の整備・情報提供

重点施策2 上川町の魅力向上

本町は、自然災害が少ない地域であり、大雪山などの豊かな自然に囲まれた中で、若者や子育て世帯が、本町で子供を産み育て、暮らし続けたいと感じてもらうために、本町で暮らすことの魅力を訴求します。

出産・子育てに関する支援や相談体制を充実するほか、本町の特性を生かした教育・学習、市街地における利便性向上や賑わいの創出、積雪期における住環境の確保、層雲峡などの観光地と連携したまちづくりなど、多面的な展開を進めます。

取り組み方針（「上川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」施策の方向）

- 若者の出会いの場の創出と結婚の支援
- 出産・子育て等に関する支援、助成制度の拡充
- 地域の魅力を活かしたまちづくりと市街地等の賑わいの醸成
- 地域住民が安心して暮らせる支援体制の構築
- 雪対策の充実
- 他地域や民間等の多様な主体との連携強化による生活機能の充実

第 10 次上川町総合計画体系図

基本理念	将来像	まちづくりの大綱	まちづくりの目標	
一人ひとりが主役のまちづくり 心の豊かさを追求するまちづくり 広域的な視野に立ったまちづくり	く自然と調和した未来く 恵み豊かな大地と人がおりなすおもてなしのまち 上川	1 地域の特性を生かした活力あるまちづくり	1-1. 地域ブランド化の推進と雇用創出	
			1-2. 観光業の振興	
			1-3. 農業の振興	
			1-4. 商工業の振興	
			1-5. 林業の振興	
			1-6. 淡水漁業の振興	
		2 一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり	2-1. 子育て支援・環境の充実	
			2-2. 保健予防対策の充実	
			2-3. 地域医療の充実	
			2-4. 高齢者福祉の充実	
			2-5. 障がい者（児）福祉の充実	
			2-6. 地域福祉の充実	
		3 豊かな文化と次世代の人材を育むまちづくり	2-7. 社会保障制度の充実	
			3-1. 学校教育の充実	
			3-2. 生涯学習の推進	
			3-3. 青少年の健全育成	
			3-4. 芸術・文化の振興	
			3-5. 生涯スポーツの振興	
		4 安全安心で住みよい環境のまちづくり	4-1. 移住定住の促進	
			4-2. 住宅環境の充実	
			4-3. 道路環境・公共交通の充実	
			4-4. 上下水道等の充実	
			4-5. 消防体制の充実	
			4-6. 防災・危機管理の充実	
		5 自然を生かした潤いのあるまちづくり	4-7. 交通安全・防犯・消費者対策の推進	
			5-1. 自然環境の保全と活用	
			5-2. 快適環境の推進	
			5-3. 循環型社会の形成	
		6 みんなで創り育てる協働のまちづくり	5-4. 低炭素社会の実現	
			6-1. 町民主体のまちづくり	
			6-2. 男女共同参画の推進	
			6-3. コミュニティ活動の推進	
			6-4. 国際・地域間交流の推進	
			6-5. 情報ネットワークの充実	
			6-6. ふるさと応援寄付金制度の充実	
			6-7. 適切な行政運営の推進	
			6-8. 財政運営の健全化	

	施策の範囲
	地域ブランド化の推進/雇用・就労環境の充実/人材の育成・確保/新産業の創出
	魅力ある観光地づくり/誘客促進のための環境整備
	活力ある農業経営の推進/農業生産基盤の整備/安全安心な農産物の生産/畜産業の振興
	魅力ある商業環境の整備/起業・事業承継の支援
	森林資源の保全と施業方針/林業生産の振興/林業基盤の整備/森林の総合利用
	生産条件の整備
	子育て支援対策の充実/ひとり親家庭に対する支援の充実/保育環境の充実
	ライフサイクルに応じた生活習慣病予防の推進/健康づくりの推進/母子保健の充実
	医療体制の維持・充実/在宅医療の充実/医療施設・機器の整備
	高齢者の生活支援体制の整備/福祉施設の充実/生きがいあるまちづくりの推進
	障がい者サービスの充実/障がい者の社会参加と相互理解の促進
	地域福祉の充実/ボランティア活動の推進
	国民健康保険制度の健全運営/後期高齢者医療制度の健全運営/介護保険制度の適正な運営
	学校運営の充実・振興/学習環境の整備・充実/高等学校教育の推進/幼児教育の推進
	生涯学習環境づくり/図書室活動の充実/社会教育施設の整備・充実/学習活動支援・充実・情報提供/ 学習情報の提供/成人教育の推進と団体活動の活性化/高齢者教育の推進
	青少年教育の充実/家庭・学校・地域社会の連携強化
	鑑賞機会の充実と参加・交流の促進/芸術・文化活動拠点の整備/展示・保存施設の整備・充実/ 文化財の活用/伝承文化の継承
	体育施設の充実/指導者の養成/スポーツ・レクリエーション機会の拡充/体育団体の育成と連携
	移住定住の促進
	人に優しい住宅・建物の住環境整備/公共賃貸住宅の計画的整備/空家等対策
	道路整備の推進/道路環境の充実/公共交通の確保・充実
	安全でおいしい水の安定供給/下水道施設の整備と維持管理/水洗化の普及と維持促進/ 上下水道事業の健全な運営/し尿処理対策の充実
	火災予防対策の強化/災害対応力の向上/消防団を中核とした地域防災力の向上
	防災体制の充実強化/危機管理体制の充実強化
	交通安全対策の推進/防犯対策の推進/消費者保護対策の強化
	景観形成の推進/自然環境保全の充実/環境保全の充実/公害防止対策の充実
	計画的な土地利用の推進/公園整備の推進/公共施設維持管理の適正化/火葬場・墓地の適正な管理運営
	ごみの減量化・資源化の推進/廃棄物処理対策の充実
	再生可能エネルギーの利用促進/省エネルギーの推進
	情報共有体制の充実/協働の推進
	男女共同参画の推進
	コミュニティ活動の活性化と意識の向上
	国際・地域間交流の推進
	情報通信基盤の整備/情報化に対応できる人づくり
	ふるさと応援寄付金
	地域主権にふさわしい行政運営の構築/行政サービスの適正化/広域行政の推進
	持続可能な財政運営の確立

重点的な取り組み方針

上
川
町
の
活
力
向
上上
川
町
の
魅
力
向
上

Ⅲ 基本計画

【まちづくりの目標】

まちづくりの大綱 1

地域の特性を生かした活力あるまちづくり

まちづくりの目標 1-1. 地域ブランド化の推進と雇用創出

(1) 地域ブランド化の推進

現状と課題

- 本町は層雲峡地区の景勝や温泉を中心に、北海道有数の観光地としての発展を遂げてきましたが、近年は、その地域特有の自然や文化、食、生活などを感じることでできる体験滞在型観光のニーズが高まっています。
- 旅行形態は、国内客、海外客ともに団体旅行から個人旅行へ変化しています。
- 近年は、インターネットが普及し、旅行での行き先を選ぶ際にはソーシャルネットワークサービスや口コミサイトの影響が強くなっています。
- 本町の観光入込みは苦戦が続いており、他の地域にはない魅力的な訴求軸の設定による地域ブランド化を進め、他の地域との差別化を図っていく必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 平成 28 年度に上川町タウンプロモーション戦略プランを策定し、大雪山と周囲で質の高い体験滞在型観光を実現する『北の山岳リゾート』を地域ブランド化のコンセプトに設定したことから、そのコンセプトに基づく地域ブランド化を進めます。
- ◇ 地域イメージのブランド化と、高付加価値化による着地型旅行商品や各種サービス等のブランド化を進めていきます。
- ◇ 大雪山の町としての本町の認知度向上や高付加価値化を図ることで、交流人口の増加や地域内消費の拡大、住環境の PR による移住促進など定住人口対策、また農産物や特産品の開発や販売などへ効果を波及させていくものとします。
- ◇ 町民や町内事業者が、「観光のまち」であることをより意識し、「おもてなしの心」で観光客を迎え入れることができるよう、各種取り組みを進めます。

主要施策

区分	内容
「北の山岳リゾート」 実現に向けた取り組み	●大雪山を訴求軸に添えた地域ブランド化の推進 ●ワンストップ型地域情報発信の取り組み ●地域ブランド化を意識したマーケティング活動 ●地域ブランド化のためのフラグシップ施設¹の育成

¹ フラグシップ施設：旗艦のこと。転じて、多くの同類の物の中で最も重要なものを指す。地域ブランド化に取り組むための代表的な施設のことをいう。

区分	内容
	●食文化向上を通じた地域ブランド化の取り組み ●おもてなし推進の取り組み

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
地域優位性と来訪滞在価値創造による滞在拠点化事業	町・団体	・観光客アンケートなど市場調査の実施 ・ワンストップ型地域情報発信ホームページの開設 ・国内外セールスなどタウンプロモーション活動の実施 ・民間企業からの専門人材の受入れ ・フラグシップ施設(大雪森のガーデン)におけるイベント開催などブランド発信力強化のための取り組み
上川町食文化向上推進事業	町	地元の旬の農産物などを食材にした料理講習会の実施など
地域ブランド認証事業	町・団体	地域らしさにこだわった認定基準を設定した本町の統一ブランド認証制度を確立し、地域ブランド品としてPR・販売をする

(2) 雇用・就労環境の充実

現状と課題

- 本町においては、雇用・就労環境は非常に厳しい状況が続き、特に人手不足の問題は深刻です。地元の子供たちも進学、また就職とともに町を離れることも多く、貴重な人材が町外へと流出しています。
- 人手不足は産業活動の停滞をまねくだけでなく、サービスや質の低下にもつながることが懸念され、観光業が主産業である本町にとっては大きな課題です。
- 季節労働者が多いことから勤労者の通年雇用に向けた取り組みを進めていかなければなりません。
- 夫婦の共働きなどが増える中、多様な働き方のニーズに対応した雇用・就労環境の充実が求められています。

基本的な考え方

- ◇ 地場産業の育成や新たな産業の創出を図り、魅力ある雇用の安定・拡大に努めます。
- ◇ 地域ブランド化や人材の育成・確保、また、魅力ある観光地づくりなど他の施策と連動した雇用・就労環境の充実に努めます。

主要施策

区分	内容
雇用の場の確保・拡大・創出	●着地型観光²の推進等による地場産業の振興・育成・立地・雇用拡大の推進 ●既存企業の活性 ●季節労働者雇用対策と通年雇用化の推進 ●退職者の再雇用の促進 ●就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保 ●出産・育児などを尊重した職場環境の整備促進 ●企業や職安などとの連携強化 ●障がい者の適正に応じた就労の支援 ●多様な働き方のニーズに対応した雇用・就労環境の整備促進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
上川地区連合会補助事業	団体	労働者の福祉の向上や労働条件の改善等連合の事業に対する補助
福祉共済会補助事業	団体	小規模事業者の福利厚生、勤労者の福祉の向上を目的とした共済事業に対する補助

(3) 人材の育成・確保

現状と課題

- 近年、少子・高齢化やグローバル化、情報化が急速に進み、また、地域間競争が激化していく中で、まちづくりにおいては、時代の変化や市場ニーズに対応し、地域のブランド化を実現できる優れた人材の確保・育成が必要となっています。
- 本町においても、都市圏への人口流出等により定住人口が減少し、歯止めがかからないことから、これからのまちづくりを担う人材の不足が顕著となっています。また、市街地の商店等が閉店し、町の賑わいも失われてきています。
- このような中、外部からの知見やノウハウ、人材等を活用しながら、中長期的な視点で人材の育成と確保を進めていく必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 都市部に集中する人材や知識、ノウハウ等を町へ還流させていく仕組みを構築し、まちづくりの必要不可欠な人材の確保・育成を進めるとともに、交流人口拡大や市街のにぎわい創出、地域ブランド化の実現など、横断的な取り組みを進めます。

² 着地型観光：旅行者を受け入れる側の地域（着地）が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態をいう。独自性が高く、その地域ならではの様々な体験ができることから、地域振興につながると期待されている。

- ◇ 国の制度等を活用し、都市圏に居住する方などが一定期間本町で活動する取り組みを進め、その後の定住や創業・就業の支援もあわせて行います。また、このような方々を受け入れる際の住環境など受入環境の整備を進めます。

主要施策

区分	内容
未来を担う地域人材の育成・確保	●外部の人材や知識、ノウハウ等を活用しつつ、内部人材を中長期的視点で育成するシステムづくり ●期限付き移住等の受入と、その受入環境の整備 ●定住や創業、就業の支援

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
未来を担う地域人材育成とコミュニティ創造事業「大雪山大学」	町・団体	・町内の観光スポット等で様々な講座を受講できる「大雪山大学」を運営 ・地元の子供たちが地元の仕事を疑似体験する講座の開催 ・町内の観光施設スタッフ等がビジネス知識やノウハウを学ぶ講座の開催 ・一般の方が様々なジャンルの授業を受ける講座の開催 ・交流イベント型の講座の開催 ・大雪山大学告知のための各種プロモーション活動の実施
観光地づくりを担う地域おこし協力隊事業	町・民間	・地域ブランド化や観光地づくりのためのイベントやプロモーション、商品開発等を行っていただく地域おこし協力隊を募集 ・地域おこし協力隊が任期後に町内で起業するために必要な資金を助成

(4) 新産業の創出

現状と課題

- 本町においては近年、良質な水資源を活かした飲料水工場や酒蔵、地元農産物などを食材とするレストランなど、地域の資源を活用した新たな産業が創出されています。また、白水沢の地熱を利用した発電所の建設なども計画されています。
- 大きなプロジェクトや企業の誘致による新産業の創出は簡単ではないことから、比較的小規模な創業や既存企業の新事業への経営拡大や協働参画など、きめ細かな新産業の創出を促すことのできる取り組みが必要です。
- 本町の基幹産業である観光業においては、地域自らが付加価値の高いサービスを開発し、消費者に直接売り込む着地型観光が求められています。

基本的な考え方

- ◇ 着地型旅行商品を取り扱う地元旅行業やサービス業、また、新たに取り組む地域ブランド認証制度による新特産品など、地域に密着した新たな産業の創出を目指します。

主要施策

区分	内容
着地型観光の推進による新産業創出	●着地型旅行商品を取り扱う旅行業の創出 ●着地型旅行商品を取り扱うサービス業の創出 ●地域おこし協力隊員の町内での起業支援
地域ブランド化の推進による新産業創出	●地域ブランド認証制度による新特産品の開発

まちづくりの目標 1-2. 観光業の振興

(1) 魅力ある観光地づくり

現状と課題

- 近年は、国内客の減少が続き、また東南アジア、特に台湾を中心とした海外客も頭打ちとなり、今後、減少していくことが危惧されています。そのため、交流人口を維持・拡大していくとともに、観光客が町内での消費額を増大するための取り組みが重要となります。
- 特に数多くの宿泊施設がある層雲峡温泉は、温泉だけではなく、アクティビティや食、買い物、温泉街での散策など、さまざまな魅力づくりが求められています。
- 近年は、その地域特有の自然や文化、食、生活などを感じることでできる体験滞在型観光のニーズが高まっており、これらのニーズに応えていくためには観光業だけではなく、農林業や商工業など他産業との連携が重要です。また、地域資源を商品やサービスとして提供できる魅力ある観光施設や事業者、科学的アプローチに基づいたプロモーション活動、二次交通の充実など地域が一丸となって観光地づくりを行っていくための仕組み、広域連携強化の取り組みが欠かせません。
- 大雪森のガーデンがある旭ヶ丘地区は、その魅力を広く伝え、来訪の動機づくり、来場者の満足度向上、リピート客の増加、口コミの拡散を促進させていく取り組みが重要であり、イベントの充実が必要不可欠です。
- 北海道を代表する冬のイベントへと成長した層雲峡温泉氷瀑まつりや、温泉街を花で彩る層雲峡温泉花ものがたりなどのイベントは、閑散期の集客対策としても大きな役割を担っていることから、魅力的なイベントとなるよう努める必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 地域観光地づくりの舵取り役として科学的アプローチに基づくマーケティング活動やサービス提供等を行う上川町版 DMO³の育成に努めるとともに、各産業間連携による各種取り組みの推進を図ります。
- ◇ 観光誘客の強化のみならず、移住定住促進など今後のまちづくりの施策を複合的に展開していくため、新たな発想による体験型ツアーの開発と実施に取り組みます。
- ◇ 旭ヶ丘地区交流施設のさらなる魅力向上に努め、町のブランド強化や体験滞在型観光の推進を図るとともに、層雲峡地区と市街地区を観光客が周遊するための橋渡し役として、地域全体の活性化に寄与するよう各種取り組みを推進します。
- ◇ 層雲峡地区への観光客誘致及び観光消費額の増額を図るため、今後需要が見込まれている海外等へのセールスなどグローバルなプロモーション活動等に官民連携・広域連携で取り組みます。

主要施策

区分	内容
上川町版 DMO を中心とした魅力ある観光地づくり	● 上川町版 DMO の運営及び各種取り組みへの支援 ● 町内各産業間連携や住民参画推進の取り組み強化 ● インバウンドに対応したパンフレット等の多言語化対応 ● 広域連携、国・道など関係機関との連携 ● 町有施設(愛山溪温泉など)の整備充実
旭ヶ丘地区の魅力向上・プロモーション活動の充実	● 旭ヶ丘交流施設の管理運営における民間手法の導入 ● 新たな客層を取り込みつつ幅広い誘客を図るための新しい施設整備・改善の取り組みや、来訪動機付けのためのイベント展開 ● 旭ヶ丘地区の沿道等における環境維持の取り組み ● 市街地からの交通手段の確保
層雲峡地区の魅力向上・プロモーション活動の充実	● 広域連携等による海外セールスや、様々な媒体を通じた誘致活動の充実 ● 層雲峡観光協会の運営及び各種取り組みへの支援 ● 層雲峡温泉氷瀑まつりや、花ものがたりなどのイベント充実と閑散期対策の強化 ● 町有施設(青少年旅行村、パークゴルフ場、黒岳の湯、滝休憩舎、写真ミュージアムなど)の整備拡充

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
上川町版 DMO による魅力ある観光地づくり推進事業	町・団体	・ 上川町版 DMO の運営支援 ・ 上川町タウンプロモーションの推進 ・ 旅行商品等販売ウェブサイトの構築、運営 ・ 着地型商品等の開発、販売の推進

³ DMO：地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地づくりの舵取り役として、関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた戦略を策定するとともに、その戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人をいう。

事業名	事業主体	事業の概要
		・ 二次交通の確保 ・ 地域通貨の発行、管理 ・ 町内観光施設周遊滞在の促進など
旭ヶ丘地区の魅力向上・プロモーション推進事業	町・団体	・ 旭ヶ丘地区交流施設管理運営事業 ・ 旭ヶ丘地区広告宣伝事業 ・ 大雪森のガーデン交流体験広場整備事業 ・ 旭ヶ丘地区環境整備事業 ・ 旭ヶ丘地区外構整備事業
層雲峡地区の魅力向上・プロモーション推進事業	町・団体	・ 不採算バス路線対策など二次交通事業 ・ 層雲峡地区観光客誘致対策事業 ・ 層雲峡観光協会運営事業 ・ 層雲峡地区広告宣伝事業 ・ 観光プロモーション DVD 作成業務 ・ 層雲峡観光総合コミュニティーセンター及大雪山バーデハウス管理運営等事業 ・ 農業、商工、観光連携対策事業 ・ 愛山溪倶楽部維持管理事業 ・ 層雲峡パークゴルフ場維持管理事業 ・ その他町有施設維持管理事業 ・ 層雲峡地区活性化イベント事業など ・ 層雲峡大雪山写真ミュージアム周辺園地整備事業

(2) 誘客促進のための環境整備

現状と課題

- 本町の観光は、大雪山がもつ自然景観の偉大さや豊かさが源であり、今後「北の山岳リゾート地」を目指していくためには、自然公園の保護と利用の観点に立ち、安全かつ快適に登山などのアクティビティを楽しめるように、山岳遭難事故発生時等における関係機関への要請対策の強化、マイカー規制、ヒグマ対策、登山道保全等の自然環境への配慮、野生生物との共生などに引き続き取り組む必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 安心かつ安全な山岳登山などのアクティビティを推進し、また、大雪山の自然の魅力や奥深さを伝えていくために、関係機関と連携を図り、登山道整備や必要な施設の充実、さらには登山客への注意喚起などを進めていきます。

主要施策

区分	内容
国立公園等への誘客促進のための環境整備	● 山岳遭難防止の取り組み ● 層雲峡地区を中心とした自然学習・体験学習の促進の取り組み ● 登山者のヒグマへの注意喚起などの指導を行う情報センター機能の充実 ● 登山道等の維持管理及び環境整備の取り組み

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
国立公園等への誘客促進のための環境整備事業	国・道・町・団体	・道北地方山岳遭難防止対策事業 ・層雲峡地区自然ふれあい利用協議会事業 ・高原温泉地区利用者指導業務 ・登山道等維持管理事業 ・自然環境整備事業（層雲峡紅葉谷園地等整備事業、層雲峡大雪山写真ミュージアム周辺園地整備事業）

まちづくりの目標 1-3. 農業の振興

(1) 活力ある農業経営の推進

現状と課題

- 本町の総農家戸数は 64 戸のうち販売農家が 41 戸、自給的農家が 23 戸（2015 農林業センサス）、耕地面積は 2,300ha の比較的小規模の農村地帯です。
- 農業の担い手の高齢化や農家戸数の減少が加速度的に進行していますが、地域社会の維持機能としても農業の果たす役割は大きく、農地集積や農業生産の支援を担う組織の育成が重要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 地域特性と農業者の創意工夫を最大限に生かし、活力ある農業を促進します。
- ◇ 農業の担い手の育成と確保を図ります。

主要施策

区分	内容
農業経営の安定化	●法人化の促進 ●営農課題への支援体制の整備促進 ●経営支援体制の強化及び経営安定化対策の推進
担い手の育成・確保	●認定農業者の育成 ●新規就農者と農業後継者への支援 ●農村パートナー事業の推進 ●農業体験等を通じた移住希望者の発掘

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
経営所得安定対策事業	再生協議会	認定農業者の所得補償及び産地交付金を利用した地域戦略作物の支援
農地中間管理事業	町	農地の担い手への集積を促進し、遊休農地発生の防止
中山間地域等直接支払制度交付金	地区集落	農家の所得補償と農業生産活動により耕作放棄地の防止を図る
農村パートナー推進交付金	協議会	農業後継者や新たな担い手対策
新規就農者対策事業	町・道	新規就農者等に対し援助を行い誘致促進を図る

(2) 農業生産基盤の整備

現状と課題

- 本町の農業は、自然的条件から農耕期間が短く、耕地面積は狭隘ではありますが、その立地条件を活用して、平坦地では水稻・畑作、高原台地では酪農・肉用牛生産の基地化を展開してきました。
- 近年の低価格の輸入農産物の増加に伴い、激化する産地間競争は価格の低迷を招き、農業経営は厳しい状況となっています。本町の冷涼な気候などを最大限に活用した高原野菜の推進や耕畜連携による有機的農業など、地域特性を生かした農業の振興を図ることが必要です。
- 農業・農村の機能は、単に食糧の供給だけではなく、田畑の水源涵養機能など多面的機能を有していますが、担い手の高齢化などにより荒廃農地の発生が懸念されます。

基本的な考え方

- ◇ 本町の気候風土を最大限活用できる農業生産基盤の整備を進めます。
- ◇ 農業・農村の多面的機能を守る取り組みを推進します。

主要施策

区分	内容
農業生産力向上のための基盤整備の推進	●土地改良事業の推進 ●農村地域の生活環境の整備 ●農道等施設の整備及び保安全管理

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
中山間地域総合整備事業（旭ヶ丘地区）	道	排水路整備、ほ場整備、営農飲雑用水整備、配水池・浄水場新設他

事業名	事業主体	事業の概要
道宮土地改良(越路豊原地区農業用道路)事業	道	越路豊原地区農道改良事業
多面的機能支払交付金事業	活動組織	農地・農業用水等の資源を守るなど農業農村の基盤を支え、環境の向上と集落機能の強化を図る
地域農業支援システム事業補助金	民間	長期貸付事業期間満了に伴う農地買戻しを行い、生産基盤の整備を図る

(3) 安全安心な農産物の生産

現状と課題

- 食の安全・安心の追及等の健康志向が高まるなど消費者ニーズも多様化しており、様々な視点に立ち情報を的確に判断して農畜産物の生産・供給を図る必要があります。
- 農業生産活動を進める中で自然環境への配慮が求められており、寒冷地を活かした農業、耕畜連携による有機農業を取入れたクリーン農業の推進を図ることが重要です。
- 本町の気候風土を活かした農畜産物の生産拡大と産地ブランド化を推し進めることにより、農業所得の向上と経営の安定化を図る必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 安全安心な農産物の生産拡大に向けた支援を積極的に進めます。
- ◇ 地場産のブランド化や6次産業化により農産物の高付加価値化を目指します。
- ◇ 地場産品の地産地消の取り組みを進めます。

主要施策

区分	内容
安全・安心な農産物の生産	● クリーン農産物の栽培技術普及、生産体制の構築 ● 生産履歴記帳及び食農教育の推進 ● 農業の自然循環機能の維持・増進
地域ブランド化の推進	● 地産地消の推進 ● 地場産製品開発支援とブランド化の推進 ● 生産・販売の連携強化及び6次産業化の推進
情報の提供拡大	● 産直事業の情報発信の推進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
特別栽培農産物支援事業	J A	特別栽培農産物作付の支援
農畜産物消流対策事業	団地組合 J A	もち米・農畜産物の産地販売及び販路拡大を図る。
たべもの交流館事業	J A	地場産製品の販売拠点及び産直事業の情報発信基地としての推進を図る

(4) 畜産業の振興

現状と課題

- 本町の畜産経営戸数は、肉用牛 3 戸、酪農 4 戸、養豚 1 戸で本町の基幹産業として信頼されるクリーンで良質な畜産物の生産を行っています。
- 畜産経営全体では、畜産物の輸入自由化の影響を受け、畜産経営は厳しい環境にあります。また、消費者の安全性や品質に対する関心が非常に高く、消費者ニーズに対応した生産・経営が求められています。

基本的な考え方

- ◇ 安全安心な畜産物を生産するため継続的な支援を積極的に進めます。
- ◇ 畜産物の競争力強化を図りながら、上川ブランド「大雪高原牛」「溪谷味豚」の消費拡大に向けた取り組みを進めます。

主要施策

区分	内容
畜産経営の安定化	●経営支援体制の強化及び経営安定化対策の推進
安全安心な畜産物の生産	●家畜防疫の体制強化 ●自然循環機能の維持・増進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
乳牛検定事業	町	乳牛の資質改良と改善を図る
肉用牛等再編対策利子補給事業	民間	肉牛・乳牛農家が家畜購入代金の支払いに利用する酪農畜産復興支援事業に対する利子補給事業
畜産物価格安定事業	民間	肉用牛・豚肉及び肉用子牛の価格低迷に伴う経営支援を行う
肉用牛肥育経営安定特別対策事業	民間	牛肥育経営安定特別対策事業に参加する生産者積立金を助成し、肥育経営の安定化を図る

まちづくりの目標 1-4. 商工業の振興

(1) 魅力ある商業環境の整備

現状と課題

- 本町の商業は、人口の減少や商業者の高齢化、また、後継者不足等に伴い商店数が減少しています。また、町外へと購買力が流出しており、町内での購買力をどう増加

させていくか長年の課題となっています。

- そのような状況を受け、近年は、交流人口による町内消費を拡大する施策についての検討、また実施を図っているところです。今後は、より観光客が市街地商店街地区等に流入し、消費をするための効果的な仕組みづくりが求められており、ますます観光と商業、農業との連携が必要となっています。
- 商工会では近隣4町による広域連絡協議会を通じて、地域の総合的経済的発展と地域振興の強化を図っています。また、町内観光情報・施設のPRも積極的に行っています。
- 本町の鋤工業は、以前の基幹産業であった木材工場関連で輸入材の増加や製品価値の低迷に伴い、倒産や撤退が相次ぎ、皆無の状況でしたが、平成26年度に町内の間伐材や未利用材を原料に発電用・燃料用等のウッドチップスを生産する工場が誕生しました。また、道内では戦後初となる日本酒酒蔵が平成29年に誕生しています。
- 建設業では町内で発注される各種建設事業、国・道で実施される公共事業を中心に稼働しておりますが、国・道等の財政状況の厳しさから、公共事業の増加は期待できず厳しい状況が続いています。

基本的な考え方

- ◇ 消費者のニーズに対応しつつ産業間連携を強化し、地場産業の振興を図ります。特に、観光客が町内を周遊滞在し、町内消費額の増大、商店街への消費拡大が図られるよう、観光業との連携をより強化し各種取り組みを進めていきます。また、農林水産業と連携した特産品等の開発・販売等も積極的に推進していきます。
- ◇ 各種制度資金の積極的活用を図り、経営の近代化、合理化を促進し、経営基盤の確立に努めます。また企業の共同化、協業化、集団化などによる小規模事業者の体質強化改善の促進に努めます。

主要施策

区分	内容
商店街活性化の推進	●消費者ニーズに対応した商業活動の促進 ●各種産業間連携による観光客の町内周遊滞在の促進
商業団体など関係機関との連携強化	●商業団体への支援 ●観光・農業等との連携強化
地場産品の販路促進	●各種観光プロモーション等における地場産品の宣伝強化 ●地域ブランド認証制度による地場産品のブランド化及びモール型ECサイト立上げによる販路拡大 ●大雪山大学を通じた商品開発やプロモーション
小規模事業者や商業者の育成・支援、創業支援	●研修機会の拡充、強化 ●伴走型支援の強化 ●融資制度などの活用促進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
魅力ある商業環境整備事業	町・団体	・商工振興事業 ・地域おこし推進事業 ・ふる里まつり事業 ・町特別融資利子補給事業 ・産業振興補助事業

(2) 起業・事業承継の支援

現状と課題

- 本町の企業では、雇用ニーズに対する就労者不足や町内で就労したいが希望する職種がないといった、求人と求職のミスマッチによる人材不足となっています。
- 農林水産業や観光業、建設業の従事者は、冬場の就労に苦戦しており、通年雇用が課題となっています。
- 飲食店の多くは、経営者の高齢化による事業承継が大きな課題となっています。

基本的な考え方

- ◇ 求人と求職のミスマッチの解消及び通年雇用を図るため、異業種間の連携を促進し、産業間の課題共有及び対策に向けた取り組みを進めていきます。
- ◇ 起業・創業及び事業承継支援に係る各種取り組みを進めていきます。

主要施策

区分	内容
異業種間連携の推進	● 求人と求職のミスマッチ解消及び通年雇用の促進に係る異業種間連携の推進
起業・創業及び事業承継支援の充実	● 起業・創業に係る情報提供・相談窓口の充実・強化 ● 起業・創業者への支援拡充 ● 移住施策や観光施策等と連動した起業・創業・就業支援の取り組み

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
異業種間連携事業	町・団体	産業間しごと会議事業
起業・創業及び事業承継支援事業	町・団体・民間	・創業支援事業 ・起業及び事業承継支援事業 ・チャレンジショップ支援事業 ・新規開業支援金事業 ・空き店舗活用事業

事業名	事業主体	事業の概要
トライアル移住とローカルベンチャー支援を核とした移住定住促進プロジェクト	町・団体	・移住促進体験ツアーの実証 ・空家等活用シェアハウス等の整備 ・移住定住促進プロモーション

まちづくりの目標 1-5. 林業の振興

(1) 森林資源の保全と施業方針

現状と課題

- 森林は林業活動のみならず、町の景観や水循環機能等、様々な機能を包括している場所です。なかでも森林域は生物多様性保全機能に優れた場所とされています。
- 近年に頻発する大雨などの災害は激甚化する一方で、森林の土砂災害防止機能の期待が高まっています。これら機能を反映させた森づくりが必要とされています。
- 森林は、科学的根拠に基づく地域の現況を反映させた取扱いをすることが必要となっています。
- 森林所有者情報（林地台帳整備）をはじめ、森林域内の環境等必要な情報について広く集め、管理に還元させることが必要です。
- 人工林に関しては、一般民有林において 9 齢級以上が 66%を占め、町有林においても 9 齢級以上が 50%を占めており齢級の偏りが見られています。
- 天然林は一般民有林の約 6 割の面積を占めています。これらは特に観光資源となる紅葉等の景観機能をはじめ、多様な市場要求に応える機能、生物多様性保全等の多くの機能を有しており管理保全を推進していく必要があります。
- 鳥獣害による被害は、農業地域において年間被害額が 1 千万円を超えています。今後エゾシカの分布域や個体数も増大傾向にあると予測されており対応が必要です。

基本的な考え方

- ◇ 森林がもつ機能に配慮をしつつ、森林の重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を総合的に行うものとし、石狩川上流域、農畜水産業や観光産業地域であることなどを勘案しながら、目指す姿へと誘導するように努めます。
- ◇ 経営意欲が減少するなど、整備放棄された又は適正に管理されていない私有林に対し働きかけを行い町有林化していきます。
- ◇ 多様な森林を適切に管理できるよう、本町の林地に対する森林調査・研究を推進していくものとします。
- ◇ 鳥獣害の対策については、今後も継続して行い捕獲圧の維持、面的な防除を基本として、各部署や各機関にわたり横断的に対処していくものとします。

主要施策

区分	内容
森林施業の計画的推進	● 森林林業再生プランの推進 ● 市町村森林整備計画及び森林経営計画
森林保護	● 鳥獣害対策事業 ● 山火事予消防の推進
森林域内の広域的把握	● GIS を使った、林地情報データベースの構築

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
各種計画の推進	町	・ 上川町有林の管理 ・ 市町村森林整備計画の策定 ・ 森林経営計画策定
町有林整備事業	町	町有林の持続的な管理
林地供給事業	町	整備放棄林の町有林化
上川町森林管理高度化事業	町	林地所有者台帳及び上川町森林資源、基盤並びに森林環境に関する調査

(2) 林業生産の振興

現状と課題

- 生産木材の高付加価値化等の施策について、積極的な検討を行うことで森林所有者や林業事業体の持続的な経営を目指す必要があります。
- 小面積所有者等や高齢化に伴う影響により私有林の経営意欲が減退している傾向が見られています。
- 木質バイオマス利用等の新たな森林資源の使い方が生まれてきており、本町においても資源利用の選択肢が広がってきています。
- 林業生産と多面的機能はバランスをとった管理が必要となります。

基本的な考え方

- ◇ 森林資源の高付加価値化や経営安定につながる技術に関して調査・検討することになります。
- ◇ 私有林所有者については北海道と町で執り行う「未来につなぐ森づくり推進事業」を推進し経営安定化に寄与するものとします。
- ◇ 未利用材をはじめとした木質バイオマス利用について、積極的な推進を図っていきます。
- ◇ 町内の林業生産量の把握を行い、町有林施業をはじめとした安定的で高効率な事業を目指していくものとします。

主要施策

区分	内容
高付加価値化等を目指した施業・施策の推進	●市況を反映させた施業・施策の推進 ●高付加価値化(町内利用)を目指したサプライチェーン⁴の構築等
私有林所有者の経営安定	●未来につなぐ森づくり推進事業に基づいた経営安定化

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
未来につなぐ森づくり推進事業	町・道	小面積な一般民有林所有者の再造林費用を補助し経営安定化を推進する

(3) 林業基盤の整備

現状と課題

- 林道延長は平成 28 年度末において 16,986m であり、森林路網は維持管理や地域住民と森林をつなぐ機能をはじめ、林業生産活動の集約化や輸送コストの低減から林業活動の採算向上に貢献する機能があります。よってこれらの機能を踏まえ一体的な路網整備が必要となります。
- 整備放棄されている作業道が多く、自然環境条件を考慮しながら、維持管理及び新設を検討する必要があります。
- 本町では新たにチップス生産工場が建ち、林地未利用材をはじめとした木材利用の多様性が広がり、地域内循環利用が一歩進みました。地域内林業活性化のために材料の安定的な供給が求められています。
- 本町における林業従事者は近年増加傾向にありますが、下支えとなる森林組合は組合員数の減少から、資本金の減少が指摘されており、これは私有林の町有林化も一因であると考えられます。

基本的な考え方

- ◇ 森林路網は、町有林整備事業を通して路網整備を注力していきます。
- ◇ ウッドチップス共同組合に木質バイオマス利用施設等整備事業補助を行い、地元木質バイオマス生産の推進と安定的な就業の場の確保を促進します。
- ◇ 私有林の町有林化によって生じた森林組合出資金減少分を補填し組合の経営安定化を促進します。

⁴ サプライチェーン：企業において、原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、販売、配送など、全プロセスをつなげるにより、効果的な事業を構築するための経営手法をいう。

主要施策

区分	内容
森林路網の維持管理	● 町有林整備事業に基づいた整備
バイオマス利用施設の支援	● 木質バイオマス利用施設等整備事業
上川町森林組合支援	● 組合出資額の増額検討

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
町有林整備事業	町	町有林の造林・整備・路網基盤の維持管理
木質バイオマス利用施設等整備事業	町	ウッドチップス共同組合への支援
上川町森林組合支援	町	上川町森林組合への増資検討

(4) 森林の総合利用

現状と課題

- 「上川町森林林業再生プラン」においては、「林業のまちから、森林の町への再生」を掲げており、「親しむ森」として現在大雪森のガーデンがその機能を多分に担っています。
- 大雪山系を抱える「森林の町」として、森林の魅力を広く知ってもらうため、森林を使った環境教育等の活動を推進していく必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 各部署や各機関と連携しながら環境教育事業や木育事業を行っていきます。
- ◇ 町民に広く森林について興味を持ってもらう施策を進めていきます。

主要施策

区分	内容
森林を使った環境教育及び研修の場としての利用	● 木育など森林体験・学習の推進 ● 国、道など関係機関や町内外の NPO との連携
げんきの森づくり	● 植樹を通じた町民と森林のふれあい

まちづくりの目標 1-6. 淡水漁業の振興

(1) 生産条件の整備

現状と課題

- 本町の内水面養殖事業は、恵まれた自然条件を有効活用して、ニジマス、ヤマベ等を中心に生産が行われています。
- 近年の災害の多発化による漁業被害の拡大に加えてウィルス性伝染病等の影響を受け、安定的かつ計画的な生産が図られない状況にあり、漁業経営は大変厳しいものがあります。
- 今後は、消費者への需用拡大、販路拡大の推進を図り、計画的な生産の確保による経営の安定化を目指す必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 計画的な生産の確保による経営の安定化を図ります。

主要施策

区分	内容
生産条件・基盤の整備	● 増殖・飼養管理技術の定着 ● 魚病対策 ● 販路拡大等の推進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
水産業振興事業	民間	パンケフェマナイ川導水路の維持管理業務委託及び導水路修繕等

まちづくりの大綱 2

一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり

まちづくりの目標 2-1. 子育て支援・環境の充実

(1) 子育て支援対策の充実

現状と課題

- 本町では、平成 27 年度に「上川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的な子育て支援を推進していますが、子どもの人数は減少傾向であり、また、少子化や核家族化、地域での人とのつながりの希薄化、就業形態の変化など様々な要因により、育児の孤立化や悩みを持つ家庭が増えており、安心して子どもを出産し、子育てができる支援対策が求められています。
- 平成 28 年度の児童福祉法等の一部改正により、市町村では、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置や、児童等に対する支援を行うための拠点の整備に努めることとされました。
- 児童虐待は大きな社会問題となっており、本町においても、未然に防止するため子育て支援策を充実するとともに、要保護児童対策協議会での対応協議と児童相談所や関係機関との連携を強化し、早期発見・早期解決に向けた相談・支援体制を強化することが必要となっています。
- 保育については、保育所、子育て支援センター、学童保育を設置し、保育時間の確保、学童保育の実施など、子育て支援の充実に取り組んでいます。また、保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の軽減措置も実施しており、安心して子育てができる環境整備を一層進めて行く必要があります。
- 利用者のニーズに応じて、幼稚園と保育所の連携を強めるとともに、平成 27 年度より実施している幼稚園における一時預かり事業も充実させながら、一時的に保育が困難となる保護者の子育てを支える施策を進めていく必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 子どもが心身ともに健やかに成長や発達ができるように、保育サービスの拡充や、子育て相談・支援体制の充実を図り、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めます。
- ◇ 児童虐待を防止し、適切に対応できる体制を整備します。

主要施策

区分	内容
子育て支援対策の推進	●安心して子育てができる環境整備 ●子育てに伴う経済的負担の軽減

区分	内容
	●子どもを養育する家庭への医療費助成
幼児教育サービスの充実	●幼稚園との連携強化・一時預かり事業の充実
子育て相談体制の充実	●子育てに関する相談体制の充実
児童虐待防止の充実	●児童虐待に関する相談体制の充実 ●児童虐待防止に関する啓発の強化
関係機関との連携強化	●児童相談所等関係機関との連携強化 ●民生委員児童委員等関係団体との連携強化 ●要保護児童対策協議会の機能強化 ●教育委員会・学童保育センターとの連携強化

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
児童手当支給事業	国・道・町	中学校終了前までの児童に支給
出産祝金支給事業	町	第3子の出生時に支給
出産祝品支給事業	町	出生時にお祝いの品を支給
奨学金等貸付事業	町	入学支度金、奨学金の貸付
幼稚園施設型給付費支給事業	国・道・町	幼稚園の運営費に対する支援
幼稚園一時預かり事業	国・道・町	一時的に保育が困難な家庭の児童を保育する事業への支援
子ども医療費助成事業	町・道	高校修了前までの子どもの医療費の全額を助成
幼稚園・保育所の給食費無償化事業	町	経済的負担の軽減のため、幼稚園・保育所の給食費の無償化
未熟児養育医療費助成事業	町	出生時低体重(2,000g以下)等の未熟児を養育する世帯の経済的な負担軽減と未熟児の健全な成長のための支援

(2) ひとり親家庭に対する支援の充実

現状と課題

- ひとり親家庭については、離婚率の上昇などを背景に増加傾向にあります。全国的には、ひとり親世帯の約半数は貧困状態にあり、子育てなど生活面でも支援が必要なケースが多く、自立の援助や相談体制の充実を図っていくことが必要となっています。
- ひとり親家庭は、子どもの養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱え、また、ひとり親家庭の子どもは、親との死別、離別という事態に直面するなど、精神面や経済面で不安定な状況にあり、ひとり親家庭の生活に対して地域で総合的に支援を行うことが求められています。

基本的な考え方

- ◇ ひとり親家庭が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、ひとり親家庭の自立を支援するとともに、相談体制の充実を図ります。

主要施策

区分	内容
ひとり親家庭の自立支援	●母子父子寡婦福祉資金等の活用促進 ●経済的支援対策の充実 ●相談体制の充実 ●ひとり親家庭等への医療費助成

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
ひとり親家庭等医療費助成事業	町・道	ひとり親家庭等の 20 歳までの子及び父母等の医療費の一部又は全額を助成
ひとり親家庭・多子世帯の保育料軽減事業	町	ひとり親家庭や 2 人以上の児童等がいる多子世帯の保育料の軽減

(3) 保育環境の充実

現状と課題

- 子どもや子育て家庭を取り巻く状況は、家庭や地域において人や自然と関わる経験が少なくなったり、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつかれないことなど子どもの生活が変化する一方で、不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待の増加などが指摘されています。
- 乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。少子化が進み、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中で、保育所における質の高い養護と教育の機能が強く求められており、保育所の役割・機能を再認識し、保育の内容の改善充実を図ることが重要になってきています。

基本的な考え方

- ◇ 子どもの健康及び安全を確保しつつ、子どもの一日の生活や発達過程を見通し、保育の内容を組織的・計画的に構成し、保育の向上に努めます。

主要施策

区分	内容
保育サービスの充実	●延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育・病後児保育等の推進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
地域子育て支援センター開設	町	子育て相談、子育てサークル等への支援
幼児教育・保育の無償化事業	町	人材投資・貧困対策による幼児教育・保育の無償化
幼児センター建設事業	町	幼児センター建設工事

まちづくりの目標2-2. 保健予防対策の充実

(1) ライフサイクルに応じた生活習慣病予防の推進

現状と課題

- 生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常症など）の発症と重症化の予防には若い頃からの生活習慣が影響しますが、本町では退職後に重症化してから生活習慣の改善に取り組む人が多いのが現状です。
- 生活習慣病の重症化による健康障害を予防し、健康寿命を延伸するためには、幼少期から高齢期に至るまで切れ目なく、生活習慣病予防対策を推進することが重要です。
- 生活習慣病の重症化により、大血管障害（脳血管疾患、心血管疾患、末期腎不全）を起こすと、更なる医療費の増大や介護負担の増加を招き、将来にわたるQOL(生活の質)の低下と町の健全財政に影響を及ぼします。
- 早期発見が可能ながんでも、自覚症状が出てから治療を開始することが多く、がん検診の受診率向上が課題です。

基本的な考え方

- ◇ 児童・生徒や20歳からの若年者を対象とした健診の実施を継続し、妊娠中（胎児）から青壮年・高齢期に至るまで生活習慣病の発症・重症化予防のための健診を受ける体制の充実を図ります。
- ◇ 健診後の保健指導を実施し、特に生活習慣病を発症・重症化し始める青壮年層へ対応するために、職場健診後の保健指導の体制を整えます。
- ◇ 生活習慣病予防のために町民自らが主体的に行動するための学習や相談ができる体制を各年代に合わせて構築します。
- ◇ 早期発見が可能ながんのために、科学的根拠が明確ながん検診の受診拡大と利用者が利用しやすい検診設定、精度管理の向上を目指します。

主要施策

区分	内容
生活習慣病の発症・重症化予防の推進	●生活習慣病予防のための学習の推進 ●生活習慣病の発症・重症化予防のための健診・保健指導の充実
がんの予防・早期発見・精度管理の推進	●がん予防のための学習の推進 ●早期発見のための各がん検診の体制整備 ●がん検診後の精度管理の徹底

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
みらい健診・みらい親健診事業	町	みらい健診と保健指導の実施
若年等健康診査事業	町	若年、生活保護世帯の健診・保健指導の実施
糖負荷等検査の実施事業	町	75g 糖負荷試験、微量アルブミン尿検査の実施
動脈硬化予防検診の実施事業	町	脳ドック、頸動脈エコー検査への助成と保健指導
健康増進事業実施者費用助成事業	町	町内事業者への追加健診項目の費用助成
がん検診事業	町	各種がん検診事業の実施

(2) 健康づくりの推進

現状と課題

- 少子高齢化が進む中、この町に健康で長く住み続けるために、健康づくりは生涯にわたる QOL(生活の質)に寄与する重要な対策です。
- 高齢化が進み、高齢者をめぐる疾病構造も変化していることから、若年からの適切な食生活や運動の習慣化など、総合的な健康づくりが必要です。
- C型肝炎ウィルス陽性率が道内でも優位に高い現状を踏まえ、検診による肝炎の早期発見、重症化の予防等、肝炎対策の継続が必要です。

基本的な考え方

- ◇ 各ライフサイクルに応じた健康づくりに関する相談や学習への支援を通して、適切な食習慣の形成や運動の習慣化を目指します。
- ◇ 町の独自課題として、肝炎対策を継続していきます。
- ◇ 高齢者の個別性に応じた新たな健康施策により、自立した生活を可能にする健康づくりを目指します。
- ◇ 町立診療所がある利点を生かし、必要な予防接種を身近で受けられる体制を維持します。

主要施策

区分	内容
健康づくりの推進	●各ライフサイクルの健康づくりに関する個別・集団への支援 ●予防接種、歯科保健等の事業の充実 ●肝炎対策の推進
健康づくりの基盤整備	●健診データ等の各種健康情報の管理の一元化 ●制度変更等に伴うシステムの更新・維持

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
予防接種事業	町	乳幼児、児童・生徒、成人の予防接種事業の実施
健康相談・健康教育事業	町	健康づくりのための健康相談・健康教育の実施
肝がん検診緊急対策事業	町	肝炎対策の実施
歯科保健事業	町	歯科保健事業の充実
エキノкокクス症検査事業	町	エキノкокクス症検査の実施
健康情報管理事業	町	健康管理システムの維持・更新

(3) 母子保健の充実

現状と課題

- 年間出生が20人を切り、少子化は加速し、さらに共働きの増加など、町の子育て環境は大きく変化しています。妊娠期から乳幼児期に至るまで、身近な相談機関として切れ目ない支援の充実が健やかな母子関係の形成や虐待予防のために必要です。
- 核家族の増加により、家族以外に子育てをサポートする仕組みがなく、妊娠中や子育て中の両親に対して、子育てを孤立させない環境が必要になります。
- 妊婦健診、医療機関までの交通費、不妊治療など、安心して子どもを産み・育てるためには経済的な負担が大きいのが現状です。

基本的な考え方

- ◇ 妊娠期から乳幼児期まで切れ目ない支援の充実を図り、安心・安全な妊娠の継続と、乳幼児の健やかな成長・発達を促します。
- ◇ 子育てを孤立させないため、福祉部門と協同して子育て世代をサポートする体制づくりに努めます。
- ◇ 妊娠期の経済的な支援の充実により、若い世代が子育てしやすい環境を整えます。
- ◇ 特別な支援が必要な乳幼児や児童・生徒に対して、適切な支援が早期から可能となるように町内関係機関や療育の専門機関との連携を充実させます。

主要施策

区分	内容
母子保健の充実	● 妊婦から乳幼児期までの切れ目ない支援の充実 ● 子育てをサポートする体制の充実 ● 妊娠・出産に伴う経済的負担の軽減 ● 特別な支援が必要な対象への健診を通じた早期支援と両親へのサポートの充実

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
妊婦健康診査助成事業	町	妊婦一般健康診査の助成
妊産婦健診交通費助成事業	町	妊産婦の通院にかかる交通費の支援
乳幼児健診事業	町	乳幼児健診、1歳6ヶ月児・3歳児健診の実施
妊産婦・乳幼児保健指導事業	町	妊産婦・乳幼児への保健指導の実施
不妊症治療費用助成事業	町	一般不妊治療・特定不妊治療費の助成
不育症治療費用助成事業	町	不育症に悩む夫婦が負担するその治療に要した費用の一部助成
新生児聴覚検査費用助成事業	町	聴覚障害の早期発見・早期治療により、音声言語発達障害等への影響を最小限に抑える

まちづくりの目標 2-3. 地域医療の充実

(1) 医療体制の維持・充実

現状と課題

- 平成 21 年 10 月に、19 床有床診療所と 29 床介護老人保健施設へ病院経営の抜本的改革を図り、北海道家庭医療学センターとの診療契約により医師の安定的確保がなされ、「古き良き時代のまち医者」的存在で、町民のかかりつけ医として診療体制が確立されているところです。
- 町民の高齢化が進むことに伴い、医療機関に対する町民要望は高まることが必至であり、また、観光が町の基幹産業であり多くの観光客に対応する医療水準の確保が求められています。
- 全国的な人口自然減少は、外来をはじめ受診患者の減少に大きく影響することから受診患者確保に向けた対策が求められています。

基本的な考え方

- ◇ 町民の高齢化が進む中、地域の一次医療機関としての役割を果たし、その医療体制の確保を図ります。
- ◇ 受診患者確保に向けた2次医療圏（旭川市の専門医）との連携強化を進めます。

主要施策

区分	内容
診療体制の充実	● 予約診療の徹底 ● 待ち時間の短縮
地域懇談会等の開催	● 適正な救急車利用の広報 ● 積極的に地域に出向き、広く町民の声を集約する ● 訪問看護、ナイトケア⁵の充実

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
診療体制の充実	町	診療体制の充実
地域懇談会等の開催	町	地域懇談会等の開催

（2）在宅医療の充実

現状と課題

- 町民の高齢化が進むことに伴い、通院もままならない患者に対し訪問診療の充実と自宅で終末期を迎えたいとする町民が増加傾向にあることから、訪問看護の充実が求められています。
- 24時間体制で生活支援を必要とする高齢者等に対して、施策の充実を地域として構築することが求められています。

基本的な考え方

- ◇ 町民・医療介護関係者・行政の連携を強化するとともに、北海道が示す地域医療構想⁶の推進を積極的に図ります。
- ◇ 効率的な訪問診療を図ります。
- ◇ 地域が求める地域訪問看護サービスの充実を図ります。

⁵ ナイトケア：夜間の介護が困難な寝たきりの高齢者や認知症（痴呆）高齢者などを、一時的に夜間のみ特別養護老人ホーム等に入所させて預かり介護を行うこと。

⁶ 地域医療構想：

平成28年12月に北海道が策定した平成37（2025）年における病床の機能区分ごと（高度急性期、急性期、回復期及び慢性期）の必要量を定めるとともに、その実現に向けて、病床機能の分化及び連携の促進、在宅医療等の充実、医療・介護従事者の確保・養成等の施策の方向性を示した構想をいう。

主要施策

区分	内容
訪問診療・看護の充実	● 町民ニーズに応えた体制の構築
地域懇談会等の開催	● 積極的に地域に出向き、広く町民の声を集約する ● 訪問看護、ナイトケアの充実

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
訪問診療・看護の充実	町	訪問診療・看護の充実
地域懇談会等の開催	町	地域懇談会等の開催

(3) 医療施設・機器の整備

現状と課題

- 介護老人保健施設について、法的に利用者が限定されるなど課題も多いことから、希望する高齢者が利用可能となる施設になるよう転換検討する必要があります。
- 入院・入所者の健康管理と利便性向上を図るため老朽化したボイラーの更新を進める必要があります。
- 医療機器の更新については、診療体制の充実にもつながる重要な事項であることを考慮していく必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 町民ニーズにあった施設の検討を進めます。
- ◇ 施設整備事業については、老朽化したボイラー更新と地場産業支援の両面が確保できる木質バイオマスボイラー⁷の導入を検討します。
- ◇ 医療機器更新事業については、診療体制の充実(待ち時間短縮等)とも深く関係することから適切な判断をします。

主要施策

区分	内容
介護老人保健施設の形態検討	● 介護老人保健施設の形態検討
施設整備事業	● ボイラーの更新
医療機器更新事業	● 診療所医療機器更新

⁷ 木質バイオマスボイラー：

樹木の枝や葉、幹などの木質からなるバイオマス(再生可能な生物由来の有機性資源)を利用して、地域資源と町内経済の循環を図るため、ウッドチップス協同組合が運営する工場で製造される含水率30%以下の切削チップスを、ボイラー設備の燃料として積極的に活用する事業を推進している。

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
介護老人保健施設の形態検討	町	介護老人保健施設の形態検討
熱源設備(ボイラー)更新事業	町	木質バイオマスボイラー導入事業
医療機器等整備	町	・診断用 X 線 CT 装置更新 ・多項目自動血球分析装置更新 ・超音波診断装置更新 ・電子カルテ端末更新

まちづくりの目標 2-4. 高齢者福祉の充実

(1) 高齢者の生活支援体制の整備

現状と課題

- 本町の高齢者人口は、平成 28 年度末時点で 1,589 人と 10 年前から 40 人の減少となっていますが、65 歳未満の人口減少はそれを上回るペースで進行しているため、すでに高齢化率は 42.5%となっています。
- 今後増加していくと思われる在宅ケアに対応できるよう、町内事業所の人材育成に資する取り組みや持続可能なサービス運営のため、町外事業者誘致の可能性も考慮しながら、町民が安心して暮らせる体制を整備することが重要となっています。
- 高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者が占める割合も増加すると予想されることから、認知症の方を町全体で支えることのできる地域づくりが必要となっています。
- 介護予防給付として提供されていた訪問通所介護が地域支援事業となり、今後は要介護 1・2 についても、地域支援事業に移行していくことが示唆されています。

基本的な考え方

- ◇ 本人が望む限り在宅で生活できるよう、保健・医療・介護が連携して各種サービスを推進します。
- ◇ 要支援者の自立支援を促す取り組み、又は重度化防止の取り組みを強化します。
- ◇ 本町においても、認知症に対する理解を促進する活動を行います。
- ◇ 在宅で生活はできるものの、一人で暮らすことに不安を持つ高齢者が、安心して暮らせる場所の整備を検討します。

主要施策

区分	内容
保健・医療・福祉の連携	●地域包括支援センターの運営
地域支援事業の充実	●介護予防・生活支援サービス事業 ●一般介護予防事業 ●包括的支援事業（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進） ●認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成事業
在宅ケアサービスの拡充	●ケアプラン相談センター事業 ●安否確認事業 ●生活支援事業 ●緊急通報装置貸与事業 ●寝たきり老人等介護手当支給 ●介護用品費助成金支給 ●高齢者福祉タクシー料金等助成事業 ●高齢者等屋根及び軒下雪除雪助成事業

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
地域包括支援センター事業	町	専門職を配置し、総合相談・支援、介護予防支援（介護予防ケアプラン作成）、虐待の防止・早期発見、権利擁護、ケアマネジャーへの支援・ネットワークづくり
介護予防・生活支援サービス事業	町	要支援認定者、基本チェックリストにより事業対象となった方に介護予防を目的とした訪問型・通所型のサービスを提供
一般介護予防事業	町	65歳以上の高齢者が気軽に通える居場所づくりや介護が必要な状態にならないための運動教室や口腔ケア
包括的支援事業	町	地域包括支援センターに委託し、在宅医療と介護の連携推進、認知症初期集中支援チームを設置
認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成事業	町	認知症対応型共同生活介護事業所を利用される低所得の方の食費・居住費等を軽減した事業所に助成
ケアプラン相談センター事業	町	要介護認定を受けた方のケアプランの作成を行うケアプラン相談センターに対する事業運営の補助
安否確認・日常生活援助事業	町	高齢者等の安否確認や日常生活援助のために家事援助サービス、電話サービス及び給食サービスの各事業の実施
生活支援事業	町	生活上困難な状態を支援するために除雪サービス、外出支援サービス及び生活支援ショートステイの各事業の実施
緊急通報装置貸与事業	町	独居老人等が緊急時に消防署に通報できる装置を貸与
寝たきり老人等介護手当支給事業	町	在宅の6カ月以上寝たきり高齢者等（認知症高齢者を含む）の介護者に対して慰労金支給
介護用品費助成金支給事業	町	在宅の寝たきりや認知症高齢者・障がい者で常時おむつ等の介護用品を使用する者に支給

事業名	事業主体	事業の概要
高齢者福祉タクシー料金等助成事業	町	75 歳以上の高齢者に交通費助成及び通院専用の交通費助成
高齢者等屋根及び軒下雪除雪助成事業	町	65 歳以上の高齢者等で自力で屋根の雪を下ろすことが困難な方に住宅等の雪下ろし費用を助成

(2) 福祉施設の充実

現状と課題

- 介護職は全国的にも慢性的な人手不足となっており、町内の介護保険サービス事業所においても、働き手の高齢化や人手不足は深刻な問題となっています。
- 高齢者を支えるための安定的な福祉施設の運営のため、介護に携わる職種の人材育成や雇用と就労のマッチングが重要な課題です。

基本的な考え方

- ◇ 在宅での生活が困難になった方が、施設などの利用を望まれる際に、スムーズな移行体制がとれるよう、各関係機関と連携を図りながら体制を整備します。
- ◇ 国や道の人材確保事業の周知や活用を行い、介護に携わる人の確保に取り組めます。
- ◇ 介護の現場で働きたい意思はあるものの、就職には結びついていない町民を事業所と町が連携し、マッチングが可能になる体制を検討します。
- ◇ 現在の施設サービス等の利用状況や町民のニーズを把握し、どのような形態の施設サービス等のあり方が望ましいのか検討をします。

主要施策

区分	内容
介護職の養成	●奨学金制度の拡充 ●介護職等資格取得支援 ●潜在的な有資格者と介護職のマッチング
高齢者支援施設の充実	●養護老人ホーム(老人福祉施設措置費事業)

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
養護老人ホーム	町	在宅生活が困難な高齢者を措置

(3) 生きがいあるまちづくりの推進

現状と課題

- 生活環境の変化などにより元気な高齢者が増加しています。
- 町内には様々なボランティア団体があり、行政だけでは行き届かない福祉の部分を支える重要な担い手になっています。しかしながら、多くの団体で担い手の高齢化や後継者の問題など、今後のボランティア活動を続けていく上での障害となっています。
- 生きがいを感じながら健康に暮らすことは、活力あるまちづくりや介護予防の面においても重要な課題となっています。

基本的な考え方

- ◇ 高齢になっても、元気に生きがいをもって、住み慣れたまちで暮らし続けられるまちづくりを進めます。
- ◇ 健康で元気な高齢者が増える中、元気なうちはボランティア活動、就労や社会参加など、地域とのつながりをもって生活し、支援が必要になったときは、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるような互助の仕組みづくりを行います。

主要施策

区分	内容
社会参加の促進	● 老人クラブ ● 高齢者事業団 ● 健康と長寿を祝う会 ● 長寿祝い金支給 ● ふれあい昼食会“元気だ会”
地域支援事業の充実	● 生活支援体制整備事業

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
老人クラブ運営費事業	団体	60 歳以上の高齢者で単位クラブと連合会を中心に生きがいづくりの拠点として学習や社会奉仕活動を実施
高齢者事業団運営事業	団体	65 歳以上の高齢者で経験や技能を生かし、生きがい対策として軽作業や除雪など地域へ貢献
健康と長寿を祝う会開催事業	町	65 歳以上の高齢者を対象に節目の年（喜寿・米寿・白寿・長寿）に祝品を贈呈し舞台芸能などに触れ長寿を祝う会を開催
長寿祝い金支給事業	町	数え年で 77 歳・88 歳・99 歳・100 歳以上の高齢者に祝い金支給
ふれあい昼食会“元気だ会”開催事業	町・団体	70 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に昼食会を提供し外出機会の確保、高齢者相互の交流
生活支援体制整備事業	町	・地域の支え合いの体制づくりを進める生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置 ・協議体を設置し地域の支え合いについて協議

まちづくりの目標2-5. 障がい者（児）福祉の充実

(1) 障がい者サービスの充実

現状と課題

- 障がい者等が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会づくりをめざすことを目的に、障害者総合支援法が施行され、障がいの種別に関係なく、この法律に基づいた各種のサービスが提供されています。
- 本町においても、個々の障がい者等の障がい程度、生活状況などを踏まえ、障がい福祉サービス等の充実に加え、利用者のニーズに応じた適切なサービスを提供することが求められています。
- 町内にはグループホームや就労できる環境がないため、障がいのある人が町内で障がい福祉サービスを受けながら自立した生活を送れるために移住・定住を視野に入れた、住居・居住・就労の場等の確保に努める必要があります。
- 障がい者等が適切にサービス等を利用し、必要な情報や助言を受けられるよう、継続した相談支援体制が求められています。

基本的な考え方

- ◇ 障がい者等が住みやすい環境づくり、相談支援体制の充実、情報提供の整備などとともに、自立更生を支援して社会復帰への促進を図ります。
- ◇ 障がい者等と健常者が互いに支え合い、障がい者等が地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。
- ◇ 柔軟な形態により地域の特性や利用者の状況に応じて提供する地域生活支援事業の充実や、地域における居住の場の確保、一般就労への移行支援などに取り組んでいきます。

主要施策

区分	内容
障がい者支援施策の円滑な運用	● 障がい者総合支援施策の提供 ● 重度心身障がい者及び知的障がい者の医療費の一部又は全額を助成
地域生活支援事業の充実	● 地域生活支援事業の充実・強化 ● 相談支援事業の継続及び町職員専門職の配置
障がい福祉サービス事業所設置に向けた取り組み	● 障がい福祉サービス事業所設置・誘致に向けた検討

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
上川中部基幹相談支援センター事業	町 愛別町 比布町 当麻町	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者総合支援事業及び障がい者の権利擁護並びに障がい者の相談等の業務を総合的に実施
相談支援事業	町	障がい者等からの相談に応じ必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援など、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることの相談を実施
地域生活支援事業	町	地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業
重度心身障害者(児)福祉タクシー料金助成事業	町	重度障がい者等に対するタクシー料金の一部助成
じん臓機能障害者交通費助成事業	町	人工透析のため医療機関へ通院に要した交通費の助成
心身障害者(児)等療養施設通所(園)交通費助成事業	町	心身障がい者等の療育訓練施設等に通所する経費の一部を助成
母子通園センター通園交通費助成事業	町	心身に障がいのある児童が生活習慣の確立、知的発達及び運動発達等を促進するために母子通園センターに通園する経費の一部を助成
自立支援給付事業	国・道・町	障がい福祉サービス利用者の費用の全額助成又は一部助成
障害者等通所送迎事業	町	障がい者等福祉施設事業所へ通所している障がい者等に対し、通所に係る送迎支援
難病者援護金支給事業	町	原因及び治療方法が不明な疾患に罹患している者に対し、経済的負担の軽減を図るため支給
重度心身障害者医療費助成事業	町・道	重度の身体障がい者及び知的障がい者の医療費の一部又は全額を助成
障害者自立支援給付支払等システム整備事業	町	3 障がい手帳、障がい福祉サービス等の適正管理を図るため、システムを導入

(2) 障がい者の社会参加と相互理解の促進

現状と課題

- 障がいのある人もない人も、ともに地域の中で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、地域活動をはじめ、さまざまな社会活動への障がい者の参加意欲を高めていくとともに、障がい者が参加しやすい環境を整えていくことが求められます。
- 本町では、障がい福祉計画の策定に際し、障がい者の生活実態等を把握するために、障がい者自身に対し、アンケートによる実態調査を実施してきました。障がい者の範囲が拡大し、障害者総合支援法など新たな制度拡充等も進められる中で、今後、障がい者の意見等を聞くための方法等について、さらに工夫していく必要があります。

- 町で開催されるイベント等を通じて、障がいに対する町民の理解と共感を深め、交流の輪を広げてきました。徐々に障がいに対する理解が深まっていますが、さらに多くの人に周知を図ることが求められます。

基本的な考え方

- ◇ 障がい者が社会に参加し、収入を得て、生きがいのある生活ができるよう、就労移行を支援するサービス等を推進し、個々の障がい者の特性に配慮して、福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を支援していきます。
- ◇ 障がいのある人もない人もすべての町民が、相互に理解を深めるための啓発、広報活動を行っていきます。

主要施策

区分	内容
社会参加機会の拡充	● 就労支援の充実 ● 地域生活への移行支援 ● 就労定着支援の促進 ● 障がい者に関する相談、指導の充実
相互理解の促進・啓発	● 啓発活動の促進 ● 障がい福祉計画の推進 ● 権利擁護の推進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
身体障がい者及び知的障がい者相談員	町	身体障がい者及び知的障がい者からの更生援護の相談に応じる相談員を配置
権利擁護の推進・啓発	町 愛別町 比布町 当麻町	・ 障がい者虐待防止センターを中心に、障がい者への虐待の防止や早期発見、早期対応、再発防止の支援体制の強化 ・ 緊急一時保護の対応として社会福祉法人かみかわ福寿園との連携と広域的な体制整備

まちづくりの目標 2-6. 地域福祉の充実

(1) 地域福祉の充実

現状と課題

- 価値観や生活様式の多様化、過疎化、単身高齢者の増加などにより、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、従来、家庭や地域で行われていた支え合いが希薄に

なっています。このような中で、公的な福祉サービスだけでは対応することができない地域における多様な生活ニーズに対応した、誰もが参加できる地域内での支え合いの仕組みづくりが必要になっています。

- 本町では、社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会と行政が連携し、地域福祉の向上に向け、日常的に相互扶助の取り組みが行われています。今後においても、社会福祉協議会をはじめとする福祉関係団体や地域の活動と連携しながら福祉活動を推進していくことが必要となっています。
- 生活困窮者自立支援、自殺対策、ひきこもり対策、人権擁護、成年後見支援など多岐にわたる福祉課題は、地域に根ざした取り組みとして推進していくことが重要です。本町でも、地域の実情をしっかりと把握し、各施策の充実を図っていく必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 子育てや青少年の育成、防災や防犯、高齢者や障がい者の支援、健康づくり、社会貢献といった様々な活動など、地域社会を再生するため、社会福祉協議会や民生委員児童委員などとの連携を深め、地域福祉の向上を図ります。
- ◇ 地域における多様化するニーズや課題に対応した社会福祉施策を推進します。
- ◇ ユニバーサルデザインとバリアフリー社会による安心して暮らせるまちづくりを推進します。

主要施策

区分	内容
地域福祉の推進体制の充実	●社会福祉協議会活動との連携 ●福祉関係団体との連携 ●町民の地域福祉活動への参加促進
福祉活動の啓発	●地域福祉活動の啓発の推進
相談体制の充実	●各種福祉相談の充実
各種社会福祉施策の推進	●生活困窮者自立対策の確立 ●各種社会福祉施策の充実
社会福祉基盤の整備・充実	●社会福祉施設の充実 ●社会福祉法人に対する支援 ●地域福祉拠点施設の整備・充実

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
民生委員児童委員協議会活動事業	町	民生委員児童委員協議会の活動に係る交付金
福祉灯油助成事業	道・町	75歳以上の低所得世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の経済的負担軽減のため灯油価格の一部を助成
社会福祉法人上川町社会福祉協議会運営事業	町	社会福祉法人上川町社会福祉協議会の運営に対する支援

事業名	事業主体	事業の概要
社会福祉法人 かみかわ福寿園補助事業	町	社会福祉法人かみかわ福寿園に対する経営支援
いきいき福祉・健康施設（仮称）整備事業	町	町民の交流及び保健・福祉の拠点施設の建設整備
まちなか巡回くるまサービス事業(市街地及び周辺、買い物・通院支援を含む)	町	市街地及び周辺を1日4回程度バス等で巡回

（２）ボランティア活動の推進

現状と課題

- 若者から高齢者まで生きがいを感じながら、健康的に生活を送ることは、まちの活性化にとって重要です。こうした町民の生活を支え助け合う、地域に根ざしたボランティア活動は多く存在しています。近年、町内会や地域で増えてきた活動も含め、継続した取り組みが必要になっています。
- ボランティアの担い手の高齢化、固定化などにより、活動の縮小や維持が困難になってきています。ボランティア活動の重要性を地域に広め、支援を行う社会福祉協議会のボランティアセンターの機能強化を図り、ボランティア活動の活性化を図っていく必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 地域の活性化に向け、既存のボランティア活動の支援体制を整備します。
- ◇ ボランティアセンターに対する支援を強化し、ボランティア養成やボランティア団体の育成・支援、関係団体との連携を図るとともに、ボランティア活動に対する意識啓発を進めます。
- ◇ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）による支え合い体制づくりを通じて、支援を必要とする人とボランティアなどの支援をする人をつながけながら、ボランティア活動の活性化を図っていきます。

主要施策

区分	内容
ボランティア活動の充実	● ボランティア活動の支援体制整備 ● 福祉団体との連携強化 ● 日赤奉仕団、保護司会等のボランティア団体等の活動支援

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
相談体制・啓発活動の充実	町	ボランティアに関する相談体制や意識啓発の活動の充実
ボランティアセンターへの支援	町・団体	ボランティアセンターの活動等に対する支援
認知症サポーター養成事業	団体	認知症サポーターの養成に対する支援

まちづくりの目標 2-7. 社会保障制度の充実

(1) 国民健康保険制度の健全運営

現状と課題

- 国民健康保険に加入する被保険者数は、後期高齢者医療制度の開始後 8 年間で約 2/3 に減少し、特別会計の規模も縮小しています。その中で、高額な新薬による治療等により保険給付費が急増し、安定的な財政運営への支障が懸念されます。そのため、着実な保険税収入の確保に努めるとともに、保健事業や医療費適正化を積極的に推進し、保険給付費の抑制を図っていかねばなりません。
- 国民健康保険制度は、平成 30 年 4 月から都道府県が国保財政の運営主体を担い、市町村は、資格及び給付に関する管理と保険料（税）徴収、保健事業等を推進するなど役割を明確化し、より効率的で効果的な事業運営を目指しています。
- 道は、「北海道国民健康保険運営方針」に基づき、保険料（税）率の全道統一化を目指しており、道内では比較的低い税率を維持する本町については、税率の引き上げを検討しなければなりません。そのため、被保険者の負担が急激に増大しないよう、激変緩和策を講じる必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 国民健康保険制度に関する町民の理解を深めながら、健全な準備基金の運用とともに、安定的な事業運営を確保し、安心して暮せる地域づくりを進めます。

主要施策

区分	内容
国民健康保険税の安定的な収入確保	● 準備基金の活用を含む適切な保険税の賦課 ● 保険税の徴収強化 ● 滞納者に対する短期被保険者証や資格証明書の発行

区分	内容
保険給付費の抑制及び医療費適正化	● 特定健診・特定保健指導の充実 ● レセプト点検業務の体制強化 ● 後発医薬品の利用促進
国民健康保険制度に関する理解促進	● 広報紙・町ホームページによる情報提供 ● 医療費通知の実施

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
国民健康保険事業	町・道	国保に加入する74歳までの町民等を対象に医療費を給付
特定健診・特定保健指導	町	特定健診・特定保健指導の実施

(2) 後期高齢者医療制度の健全運営

現状と課題

- 人口構成の変化や医療の高度化等に伴い、今後も医療費が増加し続ける反面、制度を支える現役世代は減少しており、高齢者医療を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。
- 被保険者が安心して医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療費適正化と保健事業の充実を推進し、安定的かつ円滑な制度運営が課題となっています。

基本的な考え方

- ◇ 後期高齢者医療制度に関する町民の理解を深め、北海道後期高齢者医療広域連合と連携しながら、安定的かつ円滑な制度の運営に努め、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

主要施策

区分	内容
医療費の適正化の推進	● 後発医薬品の利用促進 ● 柔道整復・マッサージ等の適正受診に関する取り組み強化 ● 第三者行為による被害に係る直接求償事務の取り組み強化
保健事業の推進	● 健康診査等の促進 ● 健康講話や健康相談の実施
制度の周知と理解の促進	● 広報誌・町ホームページによる情報提供

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
後期高齢者医療制度事業	町 広域連合	75 歳以上の町民等を対象に医療費を給付
後期高齢者の健康診査の実施	町	後期高齢者の健診・保健指導の実施

(3) 介護保険制度の適正な運営

現状と課題

- 介護保険制度は、介護保険法第 1 条に明記されているように、「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」とされているとおり、本来は自立を目指すものでありますが、制度発足以来、その目的と実態はかい離しています。
- 今後も、高齢化率は上昇していくと予測されており、適正な介護給付は、介護保険制度を運営していく上で大変重要な課題となっています。

基本的な考え方

- ◇ 北海道国民健康保険団体連合会と連携し、適正な給付が行われているか点検を行います。
- ◇ 安定的な介護保険事業運営のために、適切な介護保険料の賦課・徴収を行います。
- ◇ 介護保険事業の評価・分析、課題を整理し、目標の達成に向け運営していきます。

主要施策

区分	内容
安定した収入の確保	●適切な保険料の賦課 ●保険料徴収の強化 ●滞納者に対する介護サービスの制限
介護保険制度への理解促進	●介護保険制度の情報提供の充実

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
介護保険制度の適正運営	町	65 歳以上の第 1 号被保険者保険料の管理

まちづくりの大綱3

豊かな文化と次世代の人材を育むまちづくり

まちづくりの目標3-1. 学校教育の充実

(1) 学校運営の充実・振興

現状と課題

- 保護者や地域住民の学校に対する期待や要望も多様化しており、それらに適切に対応する学校運営が求められています。
- 地域の自然環境や人材などの教育資源を生かしながら特色ある教育活動を展開し、子ども達が意欲的に学校生活に取り組むことができる学校づくりに努めています。
- 子ども達が安全にいきいきと学べる環境をつくるため、校舎など施設の安全性を確保するとともに家庭や地域との連携による安全・安心な学校づくりが求められます。
- 発達障がい等を抱える子ども達には、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育の推進が求められています。
- 平成32年度より小学校、平成33年度より中学校で全面实施される新学習指導要領に基づき子ども達の主体性を育てる教育への対応が必要です。
- 近年の子ども達の心身の発達状況や社会の変化（少子高齢化や核家族化の進行、個人のライフスタイルや価値観の多様化など）により、学習・生活指導上の課題が多様化・複雑化し、小中学校の連携と地域の支援で解決する必要があります。
- グローバル社会の進展により、多様な外国語によるコミュニケーションが必要になっています。
- すでに行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、研修や授業研究で活用することが必要です。

基本的な考え方

- ◇ 学校運営の状況等を広く発信しながら、地域住民や関係機関との連携を密にするため、コミュニティ・スクール⁸を充実させ、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ◇ 子ども達一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導と支援を行うため小中連携教育を推進します。
- ◇ 教員加配制度等の活用により習熟度別や少人数指導など、きめ細やかな授業を行い学習の習慣化と学力の向上を図ります。
- ◇ 連携型中高一貫教育を推進し、環境教育やキャリア学習の充実を図ります。
- ◇ 外国語指導助手の活動の充実を図ります。
- ◇ 教職員の資質向上のため研修機会の充実を図ります。

⁸ コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置している学校。

主要施策

区分	内容
コミュニティ・スクールの推進	●学校と家庭、地域の協力・連携・相互理解 ●学校と地域の情報共有
特別支援教育の充実	●一貫した支援をめざした特別支援教育の推進
小中連携、中高一貫教育の推進	●教育の連続性の確保
外国語指導助手（ALT）の活動の充実	●グローバル社会への対応
教職員の資質向上	●新学習指導要領への対応 ●これまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善
生徒指導の充実	●教育相談員の活用

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
コミュニティ・スクール推進事業	教育委員会	保護者や地域による学校経営への参画
確かな学力育成事業	各学校	基礎・基本の確実な定着を図る学習指導の工夫・改善
地域の教育資源活用事業	各学校	地域の教育資源の活用
特別支援教育支援員配置事業	町	特別支援教育支援員の配置
上川小中連携事業	小中学校	9年間の教育の連続性の確保
連携型中高一貫教育事業	中高校	環境教育、キャリア学習の充実
外国語指導助手招致事業	町	・外国語によるコミュニケーション能力の向上 ・外国語指導助手（ALT）の増員
姉妹友好交流事業	町	ロッキーマウンテンハウス町との中学生交流

（２）学習環境の整備・充実

現状と課題

- 時代の変化に対応した教育活動の展開に対応するとともに、安全安心な学習・生活環境を確保するため学校施設の整備や安全対策の充実が重要です。
- ICT⁹授業を行う教職員の研修や周辺機器、Wi-Fi 環境の整備が必要となります。あわせて生徒一人一台のタブレット端末を導入した ICT 授業の推進に向け環境整備が必要となります。（国目標 平成 32 年）
- 校舎の老朽化が見られるので、計画的な営繕修理により良好な学習環境を維持して

⁹ ICT：情報通信技術（Information and Communications Technology インフォメーション アンド コミュニケーションズ テクノロジーの頭文字）。デジタルテレビとパソコン・実物投影機等との連携、パソコン・校内LANを通じたインターネットの活用等により、わかりやすい授業の実現、子ども達の情報活用能力の育成を図る。

いくことが必要です。

- 確かな学力を身に着けるためのきめ細かな指導とともに、望ましい生活習慣の定着や体力の向上も課題となっています。
- 近年、偏った栄養摂取、朝食欠食などの食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子ども達の健康を取り巻く問題が深刻化しています。
- 子ども達が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育に取り組んでいくことが重要となっており、食育の生きた教材となる給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用が求められています。
- 衛生管理の徹底、アレルギー等の児童生徒も増加していることから、アレルギー食への対応が求められます。

基本的な考え方

- ◇ 子ども達の安全・安心な学習環境を確保するため、施設・設備の適切な維持管理や機能充実に努めます。
- ◇ ICT 環境の整備に努めます。
- ◇ 環境・健康等に配慮した施設の整備に努めます。
- ◇ 食に関する正しい知識を習得し、自ら判断する力を身に付け、望ましい食習慣の定着に努めます。
- ◇ 栄養バランスの取れた安全でおいしい給食を提供するよう努めます。

主要施策

区分	内容
学校教育施設の整備・充実	●校舎・設備の整備
食育推進及び学校給食の充実	●安全でおいしい給食の提供 ●アレルギー食の提供 ●栄養教諭による食育指導 ●地場産品の活用
ICT 環境の整備	●学校 ICT 環境の整備

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
施設・設備整備事業	町	学校施設・設備の適正な整備
ICT 環境整備事業	町	一人一台のタブレット端末を導入
給食無償化事業	町	給食の無償化
旧給食センター解体工事等	町	旧給食センター解体工事等

（３）高等学校教育の推進

現状と課題

- 連携型中高一貫教育校として高い評価を受ける上川高等学校ですが、新たな高校教育に関する指針では１学年１学級となり、その後も生徒数増が見込まれない場合は、町と協議の後、再編も含めて今後のあり方を検討することとなっています。
- 上川高等学校の１学年２学級確保に向け、通学費、入学準備金等の助成を行うとともに環境教育やキャリア学習の充実を図ることが必要です。

基本的な考え方

- ◇ 連携型中高一貫教育の充実を図るとともに、上川高等学校の存続に向けた取り組みを展開します。
- ◇ 充実した高校生活が送れるよう魅力ある学校づくりを推進し、より広域的な生徒募集が行えるよう努めます。

主要施策

区分	内容
魅力ある学校づくりの推進 連携型中高一貫教育の推進	●通学費、入学準備金等の助成 ●連携型中高一貫教育の推進 ●環境教育、キャリア学習の充実（各種検定への受検料補助）

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
中高一貫教育推進委員会事業	団体	連携型中高一貫教育の推進
上川高等学校通学費等補助事業	町	町外からの通学者等に対する補助
上川高等学校入学準備支援事業	町	入学準備の支援
上川高等学校教育振興対策協議会事業	団体	１学年２学級確保の促進を図る

（４）幼児教育の推進

現状と課題

- 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、子ども達が質の高い幼児教育を受けることができるよう体制整備が重要です。
- 本町においては私立幼稚園２園が幼児教育を担っていますが、少子化により年々幼

児も減少し厳しい状況にあります。

- 女性の就労が進んでいる中、安心して子どもを預けることのできる場所の充実が一層重要になっています。また、核家族や地域とのつながりの希薄化に伴い、地域での子ども集団が形成されにくくなっており、子育てに悩む保護者が増加しています。このような状況において、幼稚園の果たす役割はますます重要になっています。

基本的な考え方

- ◇ 幼児教育の体制整備を図ります。
- ◇ 未就園児の就園促進を図ります。
- ◇ 小学校との間で円滑な移行・接続を図る観点に立って、幼稚園と小学校の連携を推進します。

主要施策

区分	内容
人格形成の基礎を培うための幼児教育の推進	● 幼児教育の推進 ● 小学校との連携推進 ● 外国語指導助手（ALT）による英語教室の実施
幼稚園給食の提供	● 幼稚園への給食提供

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
ALT 派遣事業	町	幼稚園での英語教室
幼稚園給食提供事業	町	幼稚園への給食提供

まちづくりの目標3-2. 生涯学習の推進

（1）生涯学習環境づくり

現状と課題

- 社会教育施設を月曜日も開館し町民の施設利用の利便性を向上するほか、各年代に対応した社会教育施策の推進を図り、生涯学習の基盤を整備しています。
- 多様化するライフスタイルや社会の要請に応じた学習機会の充実を図る必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 町民が生涯にわたって学び続けられるためにも「だれもが・いつでも・どこでも」

学ぶことのできる体制づくりや環境づくりに努めます。

- ◇ 学習ニーズの把握に努め、各種講座・事業へと生かしていきます。
- ◇ 社会教育中期振興計画に基づいた事業を実施します。

主要施策

区分	内容
社会教育の推進	●社会教育中期振興計画に基づいた事業の実施

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
「上川町の社会教育」の作成	町	上川町社会教育推進の基本方針 上川町公民館基本目標 社会教育・公民館事業計画

(2) 図書室活動の充実

現状と課題

- インターネットの急速な普及により様々な情報を得ることが可能な社会ですが活字を通して学ぶ意義は大きく、知的資源としての図書室の役割は生涯学習において重要なものとなっています。図書室では季節ごとテーマごとにコーナーを設けて、利用者のニーズへの対応、情報提供を行なっています。
- 若年層を中心に活字離れが進んでいると言われており、読書普及活動の促進が重要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 町民のニーズに応えられるよう蔵書の整備を行うとともに、他館との連携を図りながら図書機能の充実を図っていきます。
- ◇ 子どもに読書に親しむ習慣を推進するため各種事業の展開を図ります。

主要施策

区分	内容
図書サービスの充実	●蔵書管理システム及びオンライン化の構築 ●移動図書巡回の充実 ●夏・冬・春休みの児童向け映画会の開催
読書普及活動の促進と情報発信	●図書だよりの発行 ●読書感想文コンクールの実施と促進 ●図書紹介の企画展の実施
図書の整備・充実	●町民要望による図書資料の購入・整備

区分	内容
	●郷土資料の整備・充実 ●学校図書室への整備補助
読書ボランティア活動の充実	●絵本読み聞かせ事業の推進 ●青空図書館の開催 ●クリスマス幻灯会の開催

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
図書購入事業	町	図書資料の充実
図書室端末更新事業	町	図書システムの更新
青空図書館事業	町	青空図書館の開催
読書ボランティア事業	町	読書普及事業の実施

(3) 社会教育施設の整備・充実

現状と課題

- 生涯学習の拠点である「かみんぐホール」を活用し多くの事業を行っているところですが、開館より20年を経過していることから施設設備の維持・機器の更新を図りながら町民のニーズに応えていく必要があります。
- 老朽化が進んでいる機器等については順次更新を行っていますが、今後は経年による大規模な改修工事等も予想されます。

基本的な考え方

- ◇ 町民の利便性を考慮し計画的に整備を図るとともに、経年による施設の改修については計画的に実施します。

主要施策

区分	内容
かみんぐホール(公民館)の整備・充実	●公民館事業の充実と活動の発信 ●施設設備維持・機器の更新
学習環境の整備	●学校開放事業の実施

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
かみんぐホール(公民館)管理・運営	町	・かみんぐホールの運営と管理 ・各種公民館事業の実施
その他社会教育施設の充実	町	社会教育施設の整備と施設間の連携強化

事業名	事業主体	事業の概要
かみんぐホール温水器更新工事	町	温水器の更新
かみんぐホール壁補修工事	町	壁面等の塗装改修
かみんぐホールエレベーター改修工事	町	エレベーターの撤去及び新設
かみんぐホールトイレ改修工事	町	トイレの洋式化とウォシュレットの整備
かみんぐホール図書室照明交換修繕	町	LED 照明へ交換修繕
かみんぐホール空調設備改修	町	空調設備の改修
かみんぐホール冷房設備改修	町	冷房設備の改修
かみんぐホール駐車場整備工事	町	かみんぐホール駐車場と給食センターの境界部分の舗装工事
かみんぐホール仮設発電機接続整備工事	町	停電時の予備電源設備のため、キュービクルの改修及び発電機接続盤の設置を行うもの

(4) 学習活動支援・充実・情報提供

現状と課題

- 町民一人ひとりの自主的・主体的に取り組む学習活動が継続的に行われています。
- 個人の学びやスキルアップに留まっており、団体活動や地域活動への促進が必要となっています。
- 多様な講座や学習機会の提供を行っている一方、学習に参加する町民の偏りがあり、主体的により多くの町民が気軽に参加できる学習機会の提供が必要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 多様な学習要望やサークルの活動をサポートし、自発的な学習活動を推進します。
- ◇ 町民のライフスタイルや年代に応じて主体的に学ぶ機会を充実させるため、各種講座の開催や団体活動を支援します。

主要施策

区分	内容
学習活動の推進	● 自主学習講座の開催 ● サークル化への支援
地域の人材活用	● 地域の人材を生涯学習活動に活用する
学習相談体制の充実	● 社会教育主事や生涯学習アドバイザー等による相談体制の充実
学習活動の推進	● ニーズに応じた学習提供

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
公民館自主学習講座	町	自発的な学習活動の推進
生涯学習指導者銀行	町	指導者の人材発掘・育成
公民館主催講座の開催	町	町民ニーズや社会の要請に応じた学習

(5) 学習情報の提供

現状と課題

- 生涯学習通信やかみんぐニュース、ホームページなど、様々な媒体を活用した情報発信を行っており、更なる内容の充実及び多様な情報媒体による発信の充実が必要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 生涯学習に関する情報を発信し、町民の学習機会の把握及び学習意欲を高めるための広報活動を行います。

主要施策

区分	内容
生涯学習に関する情報発信	●生涯学習通信「L's」の発行 ●かみんぐニュースの発行・充実 ●町広報誌、町ホームページを活用した情報発信 ●町民の学習ニーズに対応できる情報システムの構築

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
生涯学習に関する情報発信	町	・生涯学習情報誌「L's」の発行 ・かみんぐニュースの発行・充実 ・町広報誌、町ホームページを活用した情報発信 ・SNSを活用した情報発信

(6) 成人教育の推進と団体活動の活性化

現状と課題

- 地域の中核となり活動が期待される青年・成人層は、学習への意欲はあるものの仕事の忙しさなど様々な要因から参加率が低い状況となっています。

- 各種講座や教室、サークルへの参加率が低いことや、参加者が固定化されており、多くの方が興味を持ち参加してもらえる事業の展開が必要となっています。
- 家庭教育学級や白寿大学等を開設し、計画的・継続的な集団による学習活動を支援しています。
- 青年団体が未組織のほか女性団体も解散し、社会教育団体の活動が停滞していることから、新たな社会教育団体の開設・支援も検討する必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 魅力ある事業を目指し、ニーズの把握に努め学習機会の提供を行います。
- ◇ 様々な情報・交流・研修の場を提供し、個々の活動の活性化を図ることで、コミュニケーション、仲間づくりを進め、各種団体への新規加入により活性化に努めます。

主要施策

区分	内容
社会教育団体への支援	●各種団体への活動支援、各種団体との協働
団体活動への加入・促進	●仲間づくりへの情報提供 ●サークル等組織化への支援

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
家庭教育学級の開設	町	未就学児の家庭を対象とした学習活動
白寿大学の開設	町	高齢者を対象とした学習活動
地域コミュニティースクールの開設	町	東雲・層雲峡地区での学習活動
組織強化の推進	町	青年・女性団体の組織化
交流・研修会等の参加促進	町	町内外の交流活動の促進

(7) 高齢者教育の推進

現状と課題

- 高齢化社会が進んでいることから、高齢者に対する学習の場をさらに拡充する必要があり、高齢者が持つ豊かな経験と知識を生かしながら、仲間とともに学習する場として白寿大学を開設しています。
- 自立・自学・自修を学習目標と定め、一生涯学び続けられる学習内容の充実が重要です。

基本的な考え方

- ◇ 社会では豊富な経験と知識を持つ高齢者層が必要とされていることから、自学・自立・自修の学習姿勢を継続しながら、その貴重な経験・知識を次世代に継承するために、積極的に社会参加ができる環境づくりに努めます。

主要施策

区分	内容
高齢者教育の推進	● 自学・自立・自修姿勢の促進 ● 社会参加の促進
世代間交流の推進	● 異世代間の交流

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
白寿大学の開設	町	高齢者を対象とした学習活動
児童との交流事業	団体	昔のあそびや合唱交流などの実施
関係機関との交流	団体	町内外の高齢者同士の交流
高齢者の人材活用	町	ボランティア活動の促進
世代間ふれあい促進事業	町	町内の青少年・成人・高齢者が集う異世代間の交流とふれあい活動

まちづくりの目標3-3. 青少年の健全育成

(1) 青少年教育の充実

現状と課題

- 公民館や社会教育事業による青少年の体験活動や世代間交流活動により、社会性や豊かな人間性の育成に努めています。
- ネット利用を含めた青少年の望ましい生活習慣の確立が重要です。
- 子ども会活動の企画・実施や支援を行う一方、青少年が多様な人と交流する機会や主体的に活動する場が減少しています。
- 地域の子ども達を地域で育てる仕組みづくりとして、青少年教育活動を活性化し、青少年の主体的な活動の場や人間関係の輪を広げることが必要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 青少年が自立への意欲を高め、心と体の相まった成長を促進するため、生活に体験活動を根付かせ、社会との関係の中で自己実現を図れるよう、多様な体験活動の機会を充実します。

- ◇ 「早寝・早起き・朝ごはん」活動を推進します。
- ◇ 健全な青少年を育む地域づくりとして、地域が自主的に楽しく健全な活動を推進するように指導、育成、支援をします。

主要施策

区分	内容
青少年教育の充実	●自然体験活動の推進 ●放課後活動の推進 ●学習習慣の定着の推進 ●規則正しい生活習慣の推進 ●文化活動の推進
青少年健全育成団体への支援	●子ども会活動の推進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
自然体験学校の開催	町	小中学生を対象とした地域の自然環境を活用した体験活動
放課後かみかわ教室の開催	町	学童児童を対象とした放課後の体験活動
上川地域未来塾の開催	町	中学生を対象とした ICT や地域の人材等を活用した学力向上事業
かみかわ通学合宿の開催	町	小学生を対象とした規則正しい生活習慣の推進事業
児童・生徒新春書き初め大会の開催	町	幼児・児童・生徒を対象とした書初め文化に親しむ事業
児童・生徒主張のつどいの開催	町	児童・生徒が日頃考えていることや訴えたいことを発表する主張のつどいの開催
リーダー養成講座の開催	町・団体	町内外の研修会に参加しリーダー的人材を育成
子ども会育成連絡協議会事業	団体	子ども会活動の企画・運営

(2) 家庭、学校、地域社会の連携強化

現状と課題

- 地域の教育力向上のため、地域ボランティア等を活用した事業実施に努めています。
- 子ども達を取り巻く状況も大きく変化する中、子ども達の健全な成長には、家庭、学校、地域の連携や地域の教育力の向上が不可欠であり、地域全体で子ども達を育てる体制づくりが重要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 家庭、学校、地域社会の連携を強化し、地域全体で子ども達を育てる体制づくりを図ります。

主要施策

区分	内容
地域の教育力向上	●地域ボランティア等の活用

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
上川ジャンプアップひろばの開催	町	地域全体で長期休業期間中に子供たちの学習の場を開催

まちづくりの目標3-4. 芸術・文化の振興

(1) 鑑賞機会の充実と参加・交流の促進**現状と課題**

- 文化交流の拠点としての「かみんぐホール」の機能を活用した芸術・文化の鑑賞機会、町民文化祭などの各種文化活動を充実させ、町民の発表の場としての上川美術展の開催など、今後とも町民の多様な学習ニーズに応えた成果を活かせる事業展開が行われなくてはなりません。

基本的な考え方

- ◇ 町民の心のやすらぎや、生活に潤いのある人生を創造するため、町民の芸術意識を高める環境づくりに努めます。

主要施策

区分	内容
文化鑑賞等事業の充実	●文化鑑賞事業の実施 ●文化講演会の実施
発表の機会の充実・提供	●町民総合文化祭における支援 ●上川美術展の開催 ●8町芸術祭参加への支援

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
文化鑑賞事業	団体	児童・生徒・一般町民に生の舞台・芸術鑑賞の機会を提供
文化講演会事業	団体	町民へ著名人による文化講演会の開催
町民総合文化祭	団体	町民の日ごろの成果の発表の場として開催を支援

(2) 芸術・文化活動拠点の整備

現状と課題

- 町内のサークル活動の拠点として「かみんぐホール」の活用を促進し、芸術文化活動の活性化を図っています。
- 会員の高齢化が進んでいることから、後継者や新規会員が増えるよう関係団体と協力し支援していくことが求められています。

基本的な考え方

- ◇ 活動を行っている関係団体に対し、文化・芸術の発展のためにも支援・協力をしていきます。

主要施策

区分	内容
社会教育施設等の連携	●活動可能な施設間との連携強化
文化振興のための環境づくり	●定期的・継続的な文化イベントの開催 ●町民の自主的活動への支援 ●関係団体との連携・協力による指導者発掘、文化活動への支援 ●近隣町との文化活動を通じての交流促進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
文化協会運営事業	団体	文化協会加盟団体組織の強化・支援
各サークル事業	団体	芸術・文化活動の推進

(3) 展示・保存施設の整備・充実

現状と課題

- 郷土資料館「ふる里たいせつ館」では、開拓から現在に至るまでの郷土の歴史を知り、郷土理解・学習を深められる施設となるよう、資料の整理を行う必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 郷土の歴史を語る資料について収集・保管を行います。
- ◇ 町民に施設を活用していただけるよう、情報発信などを行います。
- ◇ 郷土資料館を活用し、町民のみならず町外の方にも上川町を知る場として活用を図ります。

主要施策

区分	内容
郷土資料の収集・保管	● 資料の保存・整備 ● 郷土資料収集協力員と連携し収集・保管 ● 町ホームページ等を活用し情報発信

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
郷土資料室解体工事	町	旧施設の解体工事
郷土資料館の維持・管理・整備	町	郷土資料館の維持・管理、展示資料等の修繕、案内看板設置、周辺緑地整備

(4) 文化財の活用

現状と課題

- 町民の郷土愛を育むためにも郷土資料館を活用しながら郷土の歴史を学ぶ講座の開催や先人の苦勞から学ぶ取り組みを進め、町の歴史的な文化財の保護に努めています。
- 特別天然記念物の現状変更申請の窓口として申請書を受理し、文化庁審査会へ進達を行っています。
- 大雪山国立公園を中心とする貴重な動植物などの自然遺産やアイヌ文化などを広めるため、「日本遺産」への登録を目指し取り組んでいます。
- 近隣市町と連携し美しい景観や学術的価値を持つ地形・地質のジオパーク認定に向け取り組んでいます。

基本的な考え方

- ◇ 資料の活用や保存に努めます。
- ◇ 関係団体、関係自治体と協力し、日本遺産及びジオパークへの取り組みを進めます。
- ◇ 町内の小中学校と連携しながら、故郷を知る機会の提供を図ります。

主要施策

区分	内容
郷土資料の活用	●郷土を学ぶ学習教材としての活用促進 ●歴史的記念碑の保存と活用
特別天然記念物保護	●特別天然記念物現状変更申請の受付

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
展示保存施設の整備、充実	町	資料の保存・展示品の整理 資料館における企画展の開催
文化財の活用	町	史跡碑めぐり・歴史探訪講座の開催
日本遺産登録事業	町	大雪山の日本遺産への登録
ジオパーク認定事業	町	日本ジオパークネットワークへの申請

(5) 伝承文化の継承

現状と課題

- 開基から 120 年を経過した町の歴史を語り継ぐため、先人の苦労話などを聞き取り後世へと繋いでいくことが重要です。
- 上川アイヌの住居チセが完成したことから、施設を活用した伝統的な儀式等を継承していく必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 過去の歴史を後世へ繋ぐためにも聞き取り調査を行います。
- ◇ アイヌの伝統的儀式等を継承する活動を支援します。

主要施策

区分	内容
四方山話の収集発掘	●古老の聞き取り調査
アイヌ文化の継承支援	●アイヌの伝統的住居チセを活用した事業や文化継承事業の支援

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
アイヌ文化伝承事業	町	伝統的踊りや楽器ムックリ体験の実施

まちづくりの目標3-5. 生涯スポーツの振興

(1) 体育施設の充実

現状と課題

- 総合体育館、総合グラウンド、水泳プール、パークゴルフ場など多くの町民が利用し健康増進を図っているところですが、老朽化が進んでいる施設もあり、今後も計画的な整備を図っていく必要があります。また、スキージャンプ台については、今後の利活用により、施設の維持や建設整備の検討を進めていきます。

基本的な考え方

- ◇ 多様な利用者ニーズの把握に努め計画的な整備を図るとともに、経年による施設の改修、用具の更新については計画的に実施します。

主要施策

区分	内容
体育施設の整備	● 既存施設の適正な維持管理

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
総合グラウンドタータントラック改修	町	ウレタン舗装張替
水泳プール改修	町	プール水槽・プールサイド改修
町営球場内野整備	町	表層土補充、転圧・内外野境界部分芝生すきとり・ポイント杭・暗渠工事
トレーニングマシーン更新	町	トレーニングマシンの更新
中山スキー場圧雪車更新	町	圧雪車の更新
中山スキー場圧雪車車庫建設	町	圧雪車車庫の建設

(2) 指導者の養成

現状と課題

- スポーツ指導者を対象に、新しい情報や専門的な知識・技能を身につけるための講習会を開催し、スポーツ指導員やスポーツ推進委員の資質向上に努めながら、多様化

するスポーツニーズへの対応を図ることが必要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 各競技における指導者の養成を図るため、講習会の情報提供や研修機会の充実を図ります。
- ◇ 技術の向上はもとより、スポーツ活動を通じてマナーやエチケットに関する指導をはじめ、生涯スポーツの芽を育てるために、子ども達個々の技能レベルや志向に応じたきめ細やかな指導を推進します。

主要施策

区分	内容
指導者の発掘・養成・活用及び指導力の向上	● 指導者研修会への派遣 ● スポーツ指導員の充実 ● 広域的指導者の交流・活用

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
スポーツ研修事業	町	指導者養成講習への派遣、指導者向け研修会の開催

(3) スポーツ・レクリエーション機会の拡充

現状と課題

- 各種スポーツ大会の支援を行うほか、チビッ子町内一周りレーやニュースポーツ大会などを開催して、町民に身近にスポーツを親しむ機会と交流の場を設けています。また、チビッ子から成人までを対象に各種スポーツ教室、講座等を開設し、スポーツ活動の普及に努めています。
- 現在の活動は、参加者の減少、偏りが見られることから、より多くの町民が気軽に参加できるよう新たなスポーツ・レクリエーション機会の提供が必要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 町民が誰でもライフステージに応じて気軽にスポーツやレクリエーションの楽しさを味わえるよう、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができるよう、生涯スポーツの推進に努め健康な心身を育みます。

主要施策

区分	内容
スポーツ・レクリエーションに親しむ機会づくり	●各種スポーツ大会の開催 ●各種スポーツ教室の開催 ●ニュースポーツの普及・促進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
ソフトミニバレーボールリーグ戦	団体	春季・秋季リーグ戦の開催
朝野球リーグ戦	団体	リーグ戦の開催
チビッ子町内一周リレー	町	小学生を対象にリレーを開催
全町ラジオ体操のつどい	町	町民の健康増進を目的に実施
全町パークゴルフ大会	団体	大会の開催
ナイターソフトボール大会	町	町内に在住する高校生以上を対象に実施
レッツ・ウォーキング	町	ウォーキングによる健康の増進
新体力テスト	町	町民の健康増進と運動機会の増加を目的に実施
上川町近隣町村少年野球大会参加事業	団体	大会の開催
中学校新人野球大会	団体	大会の開催
全道ジュニアクロスカントリー上川大会	団体	大会の開催
北部北海道児童生徒スピードスケート大会	団体	大会の開催
親子ニュースポーツ大会	町	ニュースポーツによる大会の開催
スポーツ教室	町	各種スポーツ教室・講座を開催
北海道日本ハムファイターズ少年野球教室	町・団体	日本ハムファイターズ OB による少年野球教室を開催
チビッ子チャレンジランキング	町・団体	小学生を対象にレクリエーションを開催
全町バドミントン大会	団体	大会の開催
チビッ子ジャンプ大会	団体	大会の開催

(4) 体育団体の育成と連携

現状と課題

- 体育協会やスポーツ少年団と連携し、継続的な団体育成に努めています。
- 愛好者で構成するサークル団体が新たに活動するなど、地域スポーツ人口の広がりも見られることから連携・支援も検討する必要があります。

基本的な考え方

- ◇ チビッ子スポーツ少年団及びスポーツ少年団に必要な支援を行い、指導者を中心にスポーツを通じた子供の体力や競技力向上を含め青少年の健全育成を図ります。
- ◇ 成人期におけるスポーツ振興について、体育協会との連携や運営に対する助成を行うほか、地域や愛好者で構成するサークル団体など身近な団体との連携も図りながら自主活動を支援します。

主要施策

区分	内容
体育団体の育成と連携	●スポーツ少年団等の育成 ●スポーツ団体の自主運営促進 ●総合型地域スポーツクラブの育成支援 ●体育関係団体との連携

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
体育協会運営事業	団体	体育協会加盟団体組織の強化・支援
チビッ子スポーツ少年団活動事業	団体	チビッ子スポーツ少年団活動の活性化
スポーツ少年団活動事業	団体	スポーツ少年団活動の活性化
各種少年団大会派遣事業	町	各種大会への派遣

まちづくりの大綱4

安全安心で住みよい環境のまちづくり

まちづくりの目標4-1. 移住定住の促進

(1) 移住定住の促進

現状と課題

- 定住人口の確保は、まちのコミュニティを維持し、地域産業を活性化し、また、町民への行政サービスを維持していくために重要な課題です。
- 地域社会を維持するためには、移住による人口増だけではなく、現在、地域に居住している住民の流出を防ぐ定住策も併せて実施していく必要があります。
- 本町には不動産業者がないため土地や住宅等の売買や賃貸にあたっては、建築業者を介するか、個人間で直接行っている状態であり、不動産情報が不足しています。
- 官民共同により住宅情報を集積し発信する仕組みづくりが求められており、借り手と売手のマッチングを進め、町内の居住環境の整備を進めていく必要があります。
- 多くの移住希望者の情報取得方法としてインターネット検索をはじめ、テレビ、新聞、情報誌、パンフレット等、様々な方法で情報を得ています。
- 従来から行われている紙媒体による情報提供に加え、移住定住に特化したポータルサイトを構築し、住まいや子育て、仕事など移住定住者が必要とする情報の質と量を確保し、効果的な方法で情報発信を行っていかねばなりません。

基本的な考え方

- ◇ 町内における公有及び民間住宅の空家等について、官民共同による住宅情報の一元管理を進め、住宅情報の提供を進めます。
- ◇ 移住希望者に各種支援策を積極的にPRするため、ポータルサイトを構築し情報発信に努めます。
- ◇ 3大都市圏などで行う移住相談会に参加し、本町の魅力発信を進めます。
- ◇ 移住希望者からの問い合わせにワンストップで対応できるよう移住定住総合窓口を設置し対応します。

主要施策

区分	内容
移住者向けの居住環境の提供	●官民共同により公有及び民間住宅の情報を収集・集積、発信するなど情報の一元化 ●空家の利活用を図るため、不動産業者との連携により売り手買い手のマッチング及び空家バンクへの登録

区分	内容
	●移住者を対象とした移住促進団地の整備
移住定住者への情報提供	●移住定住ポータルサイトを構築し各種情報を集約・発信、さらに希望者にはメールマガジンによる定期的な情報発信を行う
移住定住者へ支援の充実	●UIJ ターン ¹⁰ により移住し住宅を取得又は賃貸する者への支援 ●安心して子育てができる環境を構築するため、支援制度並びに支援体制を構築
まちの魅力を伝える情報発信の充実	●まちの魅力や移住希望者が必要とする情報の質と量を確保し、効果的な方法で情報発信できる移住定住総合窓口を設置 ●移住者向けのガイドブックやパンフレットなど複数媒体を利用した情報発信 ●道内外から移住を希望する方のために各種移住フェアに参加し、上川町の魅力提供と情報を発信

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
住宅情報一元管理	町・民間	官民共同による住宅情報の収集・集積、発信
寄付申出土地建物登録制度	町	高齢化等に伴う空家空地の寄付申出による登録を行い住宅の循環利用を図る
空家利活用事業	町・民間	町外不動産業者と連携し売り手買い手のマッチング及び空家バンクへの登録を行う
移住促進団地建設	町	移住者を対象に上川町でのゆとりのある生活を実現する広い宅地と団地内道路を整備する
地域おこし協力隊の採用及び活用	町	地域おこし協力隊を募集し、移住定住専門部署に配置し、相談・案内等移住を支援
生活体験モニターツアー	町	移住を考えるきっかけ作りとして、町内施設見学や体験メニューにより上川町での生活を体験する
体験住宅の整備	町	上川町での生活を体験するため短期居住のための住宅を整備
UIJ ターン住宅取得支援事業	町	定住する意思を持って移住し、町内に住宅を取得又は改修した場合に助成
UIJ ターン住宅賃貸支援事業	町	賃貸住宅に入居した子育て世帯に子供数に比して家賃を助成
UIJ ターン移住費用支援事業	町	移住費用の負担軽減のため引越費用を助成
遠距離通勤生活支援制度	町	町内に移住し町外の職場へ通勤する方へ通勤費用を支援
定住促進奨励制度	町	Uターン者及び新規転入者が一定期間居住し定住したと認められる場合に助成
スマイル減税制度	町	移住者が町内住宅等を取得した場合に一定期間固定資産税相当額を助成
移住定住の総合的窓口となる部署設置	町	移住を希望する方に相談、案内、情報の提供、生活体験等をワンストップで行う窓口(部署)を新たに設置

¹⁰ UIJ ターン：Uターンは、生まれ育った故郷を離れ、都会での生活を送った後再び故郷に戻って生活することをいい、Iターンは、都会で生まれ育った後に地方に移住することをいい、Jターンは、地方出身者が都会での生活を送った後に、生まれ故郷ではない地方に移住することをいう。これらを総称してUIJターンという。

事業名	事業主体	事業の概要
情報媒体の充実	町	移住定住ポータルサイトやメールマガジンにより、住まいや仕事、子育てなどに関する情報を提供
3大都市圏移住フェアへの参加	町	3大都市圏での移住フェアに参加し、移住希望者への情報提供及び魅力提供

まちづくりの目標 4-2. 住宅環境の充実

(1) 人に優しい住宅・建物の住環境整備

現状と課題

- 超高齢社会において、誰もが安心して生活できるよう、住宅・住環境におけるユニバーサルデザイン¹¹化・バリアフリー化などとともに、高齢者等の生活をサポートする支援サービスの提供などを行っていくことが求められています。
- 新築支援のみならず既存ストックを活用した定住促進策とともに、新たな居住者に対する移住促進策の推進などもあわせ、今後とも本町において住み続けられるための住宅・住環境づくりを行っていくことが求められています。
- 本町における良好な自然や景観などを保全・継続・活用していくとともに、地域産業の活性化を含めたまちづくりの視点を持って、魅力ある住宅・環境づくりを行っていくことが求められています。

基本的な考え方

- ◇ 高齢者も安心して生活できる住宅・住環境づくりを進めます。
- ◇ 本町での移住・定住を促進する良質な住宅・住環境づくりを進めます。
- ◇ 本町の有する地域特性を生かした住宅・住環境づくりを進めます。

主要施策

区分	内容
安全で安心な住環境整備及び居住水準の向上	●福祉社会に対応した住宅環境整備 ●耐震診断及び耐震改修促進を図る ●住環境向上のためのリフォーム等の推進
持ち家等住宅相談・住情報の充実	●各種住宅制度等の住宅相談の充実 ●住宅情報の提供
民間住宅や宅地開発の適正な誘導	●民間住宅の適正な建築・管理の誘導、指導 ●周辺環境に調和した宅地開発の誘導調整

¹¹ ユニバーサルデザイン：障がい者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などを設計すること。

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
住環境整備	町・民間	・バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進 ・立地条件への配慮など、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる住宅環境の整備 ・環境負荷の少ない住宅等の検討、整備
住宅・建築物耐震改修等事業	町・民間	耐震診断・耐震改修等
住宅リフォーム等補助金事業	町・民間	住宅リフォーム等補助金助成等
住宅情報の提供及び相談	国・道・町	・各種住宅制度等の相談 ・住宅情報の提供
建築・管理の誘導、指導	町	・建築確認申請の受付、審査 ・開発行為許可申請の受付、事前審査

(2) 公共賃貸住宅の計画的整備

現状と課題

- 高齢者や子育て世帯などに対する住宅セーフティーネットとしての役割も踏まえ、老朽化した公営住宅の建替整備などを進めるとともに、修繕・改善など既存ストックの適正な維持管理により、良質な住環境づくりを進めていくことが求められています。

基本的な考え方

- ◇ 適切な公営住宅の供給・管理を通じた良質な住宅・住環境づくりを進めます。

主要施策

区分	内容
良質な住宅の供給	● 公共賃貸住宅等の計画策定及び整備 ● 既存住宅の改修・補修
住宅の適正な維持管理	● 町営住宅・町有住宅の管理運営
地域状況に応じた住宅の配置	● 地域の状況に応じた住宅整備

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
町営住宅等整備事業	町	・住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づく住宅の整備 ・既存住宅の改修、補修などの質的向上
町営住宅・町有住宅の管理運営	町	適正な維持管理

事業名	事業主体	事業の概要
町営住宅ストック総合改善事業	町	長寿命化工事等
町営住宅・町有住宅等の除却事業等	町	利用計画のない住宅の除却
上川町公営住宅等長寿命化計画策定事業	町	公営住宅等長寿命化計画策定（第2期）

（３）空家等対策

現状と課題

- 近年、既存住宅の老朽化などにより使用されない家屋が増加傾向にあり、防災・防犯上支障をきたすことが懸念されています。
- 老朽化が進む未使用家屋は、このまま放置しておくとも倒壊等により保安上危険となるおそれもあることから、適切な管理の促進などの対応が必要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「上川町空家等対策計画」を策定し、空家等の適切な維持管理を促進するなど、空家等の問題解決に努めます。

主要施策

区分	内容
空家等にかかる対策	● 情報収集と空家台帳の整備 ● 特定空家等の判断と助言・指導・勧告・命令など ● 活用可能な空家等の利活用促進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
空家台帳整備事業	町	台帳整備にかかるソフトウェアの購入

まちづくりの目標 4-3. 道路環境・公共交通の充実

(1) 道路整備の推進

現状と課題

- 行政面積が広大な本町としては、日常生活における移動手段の多くを車に頼らざるを得ないことから、道路の役割は極めて大きなものとなっています。
- 本町の道路網は、国道 450 号（高規格幹線道路）・国道 39 号・273 号・333 号と道道 5 路線を主幹線として、これらに連絡される町道で構成されています。
- 近年の観光開発に伴い、道道日東東雲線から国道 39 号と接続する橋梁を道道として新設する予定となっています。
- 本町でも道路・橋梁の幹線となる町道は概ね整備済みとなっていますが、層雲峡地区は高原温泉道路の一部について、危険箇所の改良を行い、観光道路として適切な整備を図らなければなりません。

基本的な考え方

- ◇ 親しみとうるおいのある道路づくりを進めます。

主要施策

区分	内容
国道・道道の整備	● 国道・道道の整備促進
町道の整備	● 未改良道路の整備 ● 適正な維持管理

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
神社通り線改良舗装工事	町	L=200m、W=4.0+1.5m
西町西 3 丁目線改良舗装工事	町	L=120m、W=5.5+2.0m×2
高原温泉道路局部改良事業	町	L=800m、W=4.0m
花園北町北 2 条線改良舗装工事	町	L=260m、W=5.5+2.5m×2
本町南 5 条線道路改良舗装工事	町	L=102m、W=5.5m
旭町東 8 丁目線道路改良舗装工事	町	L=90m、W=5.5m

事業名	事業主体	事業の概要
高原温泉道路災害防除工事	町	L=880m、W=4.0m
町道路盤・舗装改良事業	町	道路の凍上等により路面・路盤・舗装の補修が必要な町道が多数あるため、年次的・計画的な補修を行う
道道日東東雲線整備事業	道	国道 39 号線と連絡する橋梁の新設

(2) 道路環境の充実

現状と課題

- 平成 26 年度に長さ 2 m 以上の橋梁について、5 年に 1 度の近接目視を基本とする点検の実施が法律により義務化されました。この法定点検の結果、補修が必要と判断された橋梁は、「上川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、年次的・計画的に適切な補修を行うことで長寿命化によるコストの縮減を図り、安心安全な道路網を確保しています。
- 今後は道路の舗装及び照明・標識等の道路付属物の点検、補修を通じて安心安全な道路環境の整備を図るとともに、高齢者等の間口除雪や効率的な除排雪の実施により冬期間の道路環境の向上を図る必要があります。
- 上川町管内の幹線の法面・土工構造物については、その点検結果をもとに、擁壁等の補修を行う必要があります。とりわけ、多くの観光客が利用する層雲峡流星銀河双瀑線擁壁の補修は喫緊の課題であり、第三者被害の防止を含め、早急に道路環境の安全を確保しなければなりません。

基本的な考え方

- ◇ 住民及び観光客が安全で快適に通行でき、やすらぎを感じる道路環境を整備します。

主要施策

区分	内容
橋梁の整備	●耐震化・長寿命化対策の推進
橋梁の法定点検	●橋梁法定点検の実施
道路付属物の整備	●照明・標識等道路付属物の整備、点検、補修の推進
法面・土工・大型構造物の整備	●擁壁等の土工構造物、シェッド（覆道）・トンネル等の大型構造物の点検、補修の推進
道路排水の整備	●集中豪雨時の道路排水流末処理能力確保
冬期交通の安全確保	●効率的な除排雪の推進
高齢者等間口除雪の実施	●高齢者等の間口除雪サービスの実施

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
上川町管内橋梁長寿命化事業	町	橋梁の耐震化・補修工事
雪寒機械整備事業	町	・10t ダンプトラック 1台 ・ショベルドーザ 1台
高齢者等間口除雪事業	町	高齢者・障がい者・要介護支援認定者世帯に対して間口除雪を実施する
大雪跨線橋補修工事	町	RC 連続床版+単純鋼橋 L=209.5m
上川町管内橋梁法定点検事業	町	N=60 橋、5年に1度定期点検
大型構造物法定点検事業	町	N=1（シェッド）、5年に1度定期点検
上川町管内シェッド補修事業	町	層雲峡流星銀河双瀑線のシェッド（覆道）補修工事
上川町管内道路付属物点検・補修事業	町	標識・照明の点検、補修
上川町管内法面土工構造物点検補修事業	町	法面・擁壁等の点検、補修

（３）公共交通の確保・充実

現状と課題

- 本町には鉄道のＪＲ石北本線が旭川網走間を結び、都市間バスは旭川市と紋別、遠軽、北見、帯広、釧路の５路線が運行され、路線バスは株式会社道北バスが旭川市と層雲峡間を結び、町営のデマンドバス¹²が上川駅から越路地区を運行するなど、それぞれの交通機関が連携、補完、代替など役割を果たし運行されています。
- 地方の人口減少やモータリゼーションの進展と高速道路網の整備により鉄道利用者が減少し、平成28年11月にＪＲ北海道より「当社単独では維持することが困難な線区」として石北本線が発表されました。今後の進み方次第では道内公共交通ネットワークに大きな影響を及ぼすものであることから、ＪＲ北海道のみならず国・道・町・住民等が各々の役割を認識し、相互理解と協力のもと取り組みを進めていく必要があります。
- 路線バスは、町民にとって重要な交通機関であり、路線維持に向けて国や道をはじめ町による助成を行っていますが、利用者減少による経営悪化が続いていることから、地域の生活交通の確保に向けて利便性の向上など取り組みを進める必要があります。

¹² デマンドバス：公共交通機関のない地区において、利用者のデマンド（需要や乗りたいというニーズ）に合わせてタクシーのように路線外を走行する運行形態をいう。

基本的な考え方

- ◇ 鉄道網を含めた公共交通ネットワークのあるべき姿の実現に向けて、関係機関との協力・連携のもと地域交通の確保に向けて取り組みます。

主要施策

区分	内容
J R 石北本線の利用促進	●鉄道の利用促進に向けた検討
バス路線の確保	●バス路線の利用促進策の検討 ●都市間高速バス路線の確保
交通結節機能と連携の強化	●公共交通機関の連携による交通体系の整備 ●交通弱者に配慮した交通体系の整備
町営バス路線の確保	●町営バスの利用促進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
準生活交通路線維持事業	道・町	広域生活交通路線維持費補助事業
町営バスの運行	町	町営バスの運行

まちづくりの目標 4-4. 上下水道等の充実

(1) 安全でおいしい水の安定供給

現状と課題

- 中央上水道は、昭和 35 年に給水を開始し市街地区への給水を行っていますが、東雲地区の地下水の悪化から給水区域を拡大したところです。浄水場の各施設については、部品の調達も難しく、更新の必要があります。
- 層雲峡浄水場は、急激な原水の変化に対応できるよう平成 28 年から更新工事に着手しており、平成 33 年度には供用開始の予定です。
- 現在の中央浄水場については、土砂災害危険箇所指定されており、建替えについて十分な検討を行いながら整備を行う必要があります。
- 層雲峡及び中央地区それぞれの配水管は、老朽化による漏水事故も増えており、耐震化に向けた布設替の必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 浄水場施設の機能維持に努めるとともに老朽化した施設の更新を進めます。

- ◇ 中央浄水場の改築の検討及び層雲峡浄水場の更新を進めます。
- ◇ 配水施設の漏水対策と耐震化を進めます。

主要施策

区分	内容
老朽施設の整備	● 浄水場計装設備及び配水現地監視盤等の更新 ● 層雲峡浄水場の建設及び中央浄水場の改築の検討 ● 配水管の漏水対策と老朽管の更新及び耐震化

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
層雲峡浄水場建設事業	町	層雲峡浄水場の建替
中央浄水場計装設備更新事業	町	中央浄水場計装設備更新
配水管布設替事業	町	老朽管の更新及び耐震化
配水管現地監視盤更新事業	町	現地監視盤の更新
中央浄水場建設事業	町	日東水源地、中央浄水場建設の検討

(2) 下水道施設の整備と維持管理

現状と課題

- 下水道施設は、快適で衛生的な環境の基盤であり、生活の豊かさを実感できる施設として継続的に整備の促進が行われています。
- 層雲峡の下水道（特定環境保全公共下水道）は昭和 63 年 9 月に供用開始し、水洗化率も順調に伸びている状況にあります。層雲峡処理場については、平成 18 年度から平成 24 年度まで改築・更新を行い、施設の機能高度化が進められています。
- 上川町の下水道（公共下水道）は、平成 8 年 10 月に供用開始し、平成 29 年度までに未普及地区における普及促進の整備を進めています。上川下水終末処理場については、平成 26 年度から長寿命化対策を行っており、平成 32 年度に工事完了予定となっています。
- 上川・層雲峡処理区の各施設については、次期の長寿命化事業実施に向け、電子データベース化¹³対策を実施していかなければなりません。
- 上川処理区における雨水管きょ整備については、平成 26 年度からの 3 年間で工事(第 3 排水区)を実施し、雨水排水の処理機能に貢献しています。引き続き集水面積の範囲拡大に向けた事業展開が重要となります。

¹³ データベース化：管きょ・処理場・ポンプ場における紙ベースにより保管されているデータを、電子化方式（デジタル）により保管する方法。

基本的な考え方

- ◇ 層雲峡処理区における污水管きよの経過年数が進んでいることから、長寿命化対策を進めます。
- ◇ 上川処理区の污水管きよ未整備地区については、沿線住民の意見や社会情勢を勘案し整備を進めます。
- ◇ 上川処理区における雨水管きよ工事については、排水面積の拡張と集水地域の整備促進（本町・旭町地区）を進めます。

主要施策

区分	内容
下水道施設の計画的な整備	● 污水管きよ・ポンプ場・終末処理場の計画的な整備及び長寿命化事業（改築・更新）の推進 ● 雨水管きよの集水面積拡大
下水道施設の適正な維持管理	● 污水管きよ清掃及び維持点検業務 ● 終末処理場の適正な維持管理

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
公共下水道事業（上川処理区）	町	・ 下水終末処理場の長寿命化対策事業 ・ 污水管きよのストックマネジメント計画¹⁴策定事業 ・ 污水管きよ、終末処理場のデータベース化事業
特定環境保全公共下水道事業（層雲峡処理区）	町	・ 污水管きよのストックマネジメント計画策定事業 ・ 污水管きよ、終末処理場、ポンプ場施設のデータベース化事業 ・ 層雲峡污水管きよの管更生工法調査、設計、実施事業
公共下水道事業（上川処理区） 特定環境保全公共下水道事業（層雲峡処理区）	町	終末処理場の長期継続契約期間延長（単年度から複数年、発注方式変更など）及び包括的民間委託 ¹⁵ の導入検討

（３）水洗化の普及と維持促進

現状と課題

- 下水道については、ある地域に下水道施設がつくられた場合、住民すべてがこれを利用することが義務付けられています。処理区域内の未接続世帯へのさらなる普及促

¹⁴ スtockマネジメント計画：

「下水道ストックマネジメント計画」のことであり、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

¹⁵ 包括的民間委託：複数年契約を前提とした性能発注を基本的な要素とする方式。

進を図り、石狩川の上流域に住むものの責務として、流域全体の水環境の保全に寄与しなければなりません。

- 下水道は、住民の日常生活に必要不可欠な施設であり、家庭や工場から排出される汚水の収集により衛生的な生活環境の充実、処理水、汚泥のエネルギー有効活用など様々な機能が期待されています。
- 各家庭等からの排水は、排水設備により公共下水道の管きよに流入し、場合によっては中間的施設を経た後、終末処理場において処理され、公共用水域へ放流されています。下水道がこのような機能するためには、公共下水道の各々の施設がすべて一貫して整備されることが前提となります。

基本的な考え方

- ◇ 下水道の普及率向上及び水洗化工事の推進に努め、公共用水域の水質保全に資することとします。

主要施策

区分	内容
水洗化の普及促進	●下水道の接続・水洗化促進の広報活動 ●水洗化等改造資金貸付制度や普及促進奨励金制度の活用による水洗化の普及促進
汚水枡、取付管の点検・清掃	●汚水管きよの清掃業務 ●各個人の施設の点検、維持管理意識の向上

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
下水道普及促進奨励金・貸付事業	町	・下水道普及促進奨励金交付 ・水洗便所等改造資金貸付制度
汚水管清掃事業	町	汚水管きよの点検・清掃

(4) 上下水道事業の健全な運営

現状と課題

- 水道事業の運営については、人口や観光客の減少等により平成 22 年度以降赤字運営が続いたため、平成 26 年度に料金改定（16.8%値上）を行いました。その結果、平成 26 年度は多額の特別損失があり赤字経営でしたが、平成 27 年度以降は黒字経営に転じています。
- 昭和 40 年代に建設した浄水場等の施設は老朽化し大規模な更新時期を迎え、現在層雲峡浄水場の建替えを行っています。残る中央浄水場等の更新については、経営状況を鑑みながら進めて行かなければなりません。

- 下水道事業の運営については、人口や観光客の減少等により料金収入は平成 21 年度に大幅に減少し、その後低位で推移しています。一方で一般会計繰入金が年々大幅に増え続けています。平成 32 年度に特別会計から地方公営企業会計を適用する予定ですが、経営状況は非常に厳しく、今後の施設整備費用を考慮しながら料金改定や下水道未接続家屋の解消などを行い、収入の確保を進めていかななくてはなりません。
- 上川・層雲峡終末処理場の施設については、昭和 63 年 9 月より民間業者に施設管理委託を行っています。終末処理場の経過年数も進んでいることから、適切な維持管理を行うため、技術力の向上を発揮していかなければなりません。

基本的な考え方

- ◇ 常に企業の経済性を発揮するとともに、公共福祉の増進に努めます。
- ◇ 将来にわたる安定した住民サービスを提供するため、料金改定等を定期的に検討し、合理的かつ効率的な運営を基本とした健全経営に努めます。

主要施策

区分	内容
事業の健全な運営	●経費節減と計画的事業の執行による会計の健全運営 ●適切な料金体系と利用者負担による健全な事業運営

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
「経営戦略」の策定	町	事業の経営環境を把握し、よりよい経営を目指す（平成 32 年度策定）
下水道事業の公営企業会計適用	町	財政諸表を通じ、自らの経営・資産等の現状を把握し経営改善の参考とする（平成 32 年度から適用）
定期的な料金改定の検討	町	施設等の更新費用等を考慮し、健全経営の推進を図る

（５）し尿処理対策の充実

現状と課題

- し尿処理については、平成 23 年度より旭川市と契約を結び、旭川市環境センターに搬入しています。
- 下水道計画区域外については、生活排水処理の向上を図るため合併処理浄化槽整備を推進することが必要となります。

基本的な考え方

- ◇ し尿処理については、広域的な処理に努めます。

- ◇ 合併浄化槽の整備の推進を図ります。

主要施策

区分	内容
し尿処理体制の充実	● 収集体制の充実 ● 合併浄化槽の整備の推進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
し尿収集体制の充実	町	し尿及び浄化槽汚泥処理委託業務
住宅リフォーム等補助金事業の活用	町	合併処理浄化槽設置補助

まちづくりの目標 4-5. 消防体制の充実

(1) 火災予防対策の強化

現状と課題

- 全国の火災による死者数（放火自殺者等を除く）を年齢別にみると、65 歳以上の高齢者が 60%以上を占めています。このことから、高齢者への火災予防啓発の更なる推進が重要となっています。
- 住宅用火災警報器の設置が義務化され数年が経過しますが、その結果、全国的に住宅火災件数が減少する等、一定の効果が現れています。一方、義務化以降も住宅用火災警報器の未設置世帯が存在することから、更なる設置の働きかけが重要となっています。
- 防火対象物においては、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、重点的な違反是正の徹底を図っていく必要があります。また、初期消火や消防機関への通報及び避難誘導等、火災時に適切に対応しなければなりません。このことから、消防訓練を定期的の実施し、より実効性のあるものとしていく必要があります。
- 建築物の大規模化・複雑化等に伴い、予防業務が高度化・専門化しています。このことから、予防に関する高度な知識及び技術を有する者の配置が必要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 高齢者への火災予防啓発を推進し、死傷者の低減を図ります。
- ◇ 住宅用火災警報器の未設置世帯への設置を促進し、住宅火災の低減を図ります。

- ◇ 防火対象物に対する違反是正を徹底し、火災の未然防止と人的・物的被害の軽減を図ります。
- ◇ 個々の防火対象物の状況等に応じた訓練を指導し、防火対象物の職員等が躊躇することなく火災に対応できる体制の構築を図ります。
- ◇ 火災予防業務を的確に実施するため予防技術資格者を養成します。

主要施策

区分	内容
住宅防火対策の推進	● 高齢者世帯防火訪問実施 ● 広報媒体を活用した広報実施
防火対象物の防火安全対策の推進	● 立入検査実施 ● 消防訓練実施促進 ● 予防技術資格者検定受験

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
高齢者世帯防火訪問	町	・ 火災予防啓発 ・ 住宅用火災警報器設置促進
住宅用火災警報器設置促進広報	町	住宅用火災警報器設置促進
立入検査	町	・ 消防関係法令遵守確認 ・ 消防関係法令違反是正
消防訓練	町	火災時対応能力向上
予防技術資格者検定	団体	当該資格取得

(2) 災害対応力の向上

現状と課題

- 近年の複雑化・多様化する災害現場において、適切な警防活動を行う必要があります。このことから、基本的な訓練に加え、実践的な訓練を実施し、技術や能力を向上させる必要があります。
- 消防広域化により消防力の増強が図られ、各種災害に対応しているところですが、他署との訓練を通じ、更なる連携力の向上を図っていく必要があります。
- 高齢化の進展等により、全国的に救急出動件数が増加しています。このことから、医療機関との円滑な連携体制及び町民等に対する応急手当の普及啓発が重要となっています。
- 車両及び資機材等、限られた資源を有効に活用し警防活動を行う必要があります。このことから、これら警防活動の基盤となるものの適正管理・整備を進める必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 各種点検（観閲訓練）、研究会及び検討会を通じた訓練・研修を実施し、技術や能力の向上に努めます。
- ◇ 他署との訓練を通じた更なる連携強化に努めます。
- ◇ 町民等に対する応急手当の普及啓発を図り、救命率の向上を図ります。
- ◇ 車両及び資機材等の適正配置・近代化を図ります。

主要施策

区分	内容
警防活動体制の充実強化	●特別点検参加、通常点検実施、火災検討会実施 他署連携訓練実施
救急活動体制の充実強化	●事後検証会参加、ドクターヘリ事例検討会参加 ●救命講習・救急講習実施
消防施設等の整備	●車両及び資機材整備・更新

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
各種点検・研究会・検討会・訓練・研修	町	技術・能力向上
救命講習・救急講習	町	応急手当普及啓発
車両及び資機材整備・更新	町	車両及び資機材整備・更新

（３）消防団を中核とした地域防災力の向上

現状と課題

- 消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力といった特性を生かしながら、火災等の災害対応はもとより、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしています。このことから、定数になるよう入団促進を図る必要があります。
- 消防という特性上、特異な知識や技術を習得する必要があります。また、地域特性上、火災時は職員との連携が必要不可欠となっています。このことから、基本的な研修や職員との連携訓練が重要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 入団促進を図り、即時対応力の強化を図ります。
- ◇ 各種研修・訓練を通じ、技術・能力の向上に努めます。

主要施策

区分	内容
消防団員の入団促進	● 広報媒体を活用した広報実施
実践的な連携訓練	● 定例訓練実施、基礎教育研修参加

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
消防団員入団促進広報	町	消防団員入団促進
定例訓練	町	技術・能力・職員との連携向上
基礎教育研修	町	技術・能力向上

まちづくりの目標 4-6. 防災・危機管理の充実

(1) 防災体制の充実強化

現状と課題

- 近年、災害が少ないと言われる北海道においても、豪雨や豪雪、暴風などの異常気象による災害などが発生しており、町民の防災に対する関心も高まっています。
- 本町では、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災の万全を期するための地域防災計画の策定や、有事に備えた災害備蓄品についての整備も進めてきましたが、有事の際に、町民が自ら行動できるような避難訓練等には取り組めていません。
- 今後も様々な災害に対応した体制づくりや災害備蓄品の整備を進めるとともに、町民への防災情報の提供及び町民対象の避難訓練などを行い、自助の意識を高め、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 様々な災害に対応できる体制及び備えを整備します。
- ◇ 町民と行政が一体となった防災体制を構築します。

主要施策

区分	内容
防災計画	● 地域防災計画の推進
防災基盤の充実	● 水害や土砂災害を防止する治山治水事業の推進
防災体制の充実	● ハザードマップの更新（洪水・土砂災害） ● 避難所開設・運営マニュアルの整備 ● 防災備蓄品の充実

区分	内容
	● 町民の防災に対する自助・共助の検討 ● 関係機関・団体との連携強化 ● 防災無線の更新（デジタル化） ● 災害情報伝達手段の充実 ● 避難行動要支援者に関する情報の整備 ● 町民に対する防災に関する情報提供及び啓発活動 ● 防災訓練の計画・実施

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
地域防災計画の推進	町	避難経路など災害時指示標識等の整備
治山治水事業の推進	国・道・町	・ 砂防事業の促進 ・ 治山事業の促進 ・ 石狩川水系河川整備の促進
防災ハザードマップの更新	町	洪水及び土砂災害に対応したハザードマップの整備・更新
避難所開設・運営マニュアルの整備	町	様々なパターンを想定したマニュアルの整備
防災備蓄品の充実	町	資機材の備蓄整備
町民の防災に対する自助・共助の検討	町・民間	・ 自主防災組織の検討 ・ 避難訓練の実施
関係機関・団体との連絡強化（公助）	町	各関係機関との災害協定の締結
防災無線の更新（デジタル化）	町	現在使用しているアナログ無線の更新
災害情報伝達手段の充実	町	市街地及び周辺地域に対応した屋外拡声器等の整備
避難行動要支援者に関する情報の整備	町	地図による避難行動要支援者名簿の管理整備
町民に対する防災に関する情報提供	町	広報や SNS を使った防災情報の提供
防災訓練の計画・実施	町	市街地及び周辺地域において防災訓練の計画・実施

（２）危機管理体制の充実強化

現状と課題

- 近年、日本近海へ弾道ミサイルが発射される事態が多々発生しています。そのため、町民の危機管理に対する意識が高まってきており、様々な武力攻撃に対する体制づくりが必要です。

基本的な考え方

- ◇ 様々な武力攻撃に対応した国民保護計画の更新・推進を行います。
- ◇ 有事の際に町民が自ら行動できる情報提供に努めます。

主要施策

区分	内容
危機管理体制の確立	● 国民保護計画の推進 ● J アラート（全国瞬時警報システム）を用いた伝達訓練 ● 町民に対する危機管理意識の啓発と情報提供

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
国民保護計画の推進	町	国民保護計画の推進
情報伝達システムの更新	町	J アラートの更新
情報伝達訓練	町	J アラートを用いた情報伝達訓練の実施
危機管理意識の啓発と情報共有	町	広報や SNS を使った情報提供

まちづくりの目標 4-7. 交通安全・防犯・消費者対策の推進

(1) 交通安全対策の推進

現状と課題

- 町民一人ひとりが、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通ルールの遵守やマナーの向上などに努め、思いやりあふれる安全で安心な社会を形成する必要があります。
- 交通弱者の安全を確保する「人命尊重」の交通安全思想を基本に、関係機関・団体等が緊密に連携するとともに交通安全に対する意識を高めていく必要があります。
- 本町では、北海道交通安全計画を推進するとともに、安全安心協会、交通指導員を中心とした交通安全思想の向上に取り組んでいます。今後も、家庭、地域、学校、職場、関係団体が一体となった活動の展開や幼児から高齢者まで、年齢層に応じた安全教育を実施することにより、安全意識の高い地域社会をめざす必要があります。
- 交通事故を未然に防ぐ環境づくりも重要です。高規格道路をはじめとする道路交通網の整備による環境の変化に的確に対応した施設の整備や危険個所の解消に取り組み、安全な環境づくりを進めることが必要です。

基本的な考え方

- ◇ 交通事故の発生を防止するため、交通安全運動などを通じて、意識の向上に努めるとともに、交通安全施設の整備を進めます。

主要施策

区分	内容
交通安全意識の向上	● 家庭、地域、学校、職場での運動の推進 ● 年齢層に応じた教育の推進 ● 交通指導員の活動推進 ● 安全安心協会などの関係機関・団体等との連携強化
交通安全施設の整備	● 歩道やカーブミラーなどの施設整備 ● 道路危険箇所などの解消

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
交通安全意識啓発事業	町・団体	交通安全教室等の開催
交通安全施設整備事業	町・道	信号機・カーブミラー等の設置

(2) 防犯対策の推進

現状と課題

- 近年、犯罪の凶悪化、高度化の傾向が進んでおり、地域住民が一体となった防犯体制の充実が求められています。
- 本町では、安全安心協会をはじめとして関係機関・団体及び各町内会による防犯対策や子ども 110 番の家、パトロールボランティアなどの活動が行われています。今後もこのような地域ぐるみの防犯活動を充実していく必要があります。
- 子どもの非行や高齢者に対する詐欺被害など犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐため、啓発活動の推進や防犯施設の整備など、犯罪のない安全で住みよい環境づくりに努めていく必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 安全で住みよい地域をつくるため、安全安心協会を中心に、防犯意識の高揚を図り、積極的な自主防犯活動の取り組みを進めます。
- ◇ 次世代を担う青少年の非行防止のため、地域を中心とした青少年の健全育成活動の取り組みを進めます。

主要施策

区分	内容
防犯意識の向上	● 防犯運動の推進 ● 安全安心協会などの関係機関・団体等との連携強化 ● 犯罪に関する情報提供や啓発活動の推進
防犯対策の充実	● 防犯施設の整備と適切な維持管理

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
防犯意識啓発事業	町・団体	防犯啓発用グッズ・チラシ等の配布

(3) 消費者保護対策の強化

現状と課題

- 町民の消費生活が多様化するとともに、インターネットの急速な普及によりワンクリック請求などのトラブルが多発してきています。また、訪問販売や電話による高齢者を狙った悪徳業者による詐欺被害は年々増加しています。
- 食品については、海外からの輸入食品も多くなっている中、食品や賞味期限切れ偽装問題が大きな社会問題となり、食に対する不安が強くなっています。
- 消費生活用品の事故についても多発しており、安心した消費生活が出来るよう、啓発活動や相談体制の充実を図る必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 消費者被害の未然防止と被害者対策のため、情報提供と相談体制の充実に努めます。
- ◇ 消費者が正しい知識を習得し、自ら判断・行動するための環境づくりを進めます。
- ◇ 旭川市消費生活センターと連携を密にし、安全な消費活動を促進します。

主要施策

区分	内容
相談体制の充実	●旭川消費生活センターとの連携強化
情報提供の充実	●情報収集と迅速な情報提供
安全な消費活動の促進	●トラブルを未然に防ぐ情報提供の充実

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
消費者相談事業	町	旭川消費生活センターによる相談窓口
消費生活情報の提供	町	広報紙やパンフレットでの提供

まちづくりの大綱 5

自然を生かした潤いのあるまちづくり

まちづくりの目標 5-1. 自然環境の保全と活用

(1) 景観形成の推進

現状と課題

- 本町は、大雪山国立公園の雄大な自然景観に配慮したまちづくりを進めることが求められています。また、住宅や商店等からなる中心市街地、農林業地域等の農山村地区、国立公園に抱かれた層雲峡地区の景観で形成され、それぞれの特性を生かしたまちづくりが進められています。
- 地方創生や地域産業の振興、持続可能な地域づくりに結び付けていくことが景観形成の役割であり、地域住民の協働により、守り、育て、その価値を高める上川町らしい景観づくりが求められています。

基本的な考え方

- ◇ 上川町らしい良好な景観づくりは、地域への誇りと愛着を生み、観光をはじめとする産業の活性化や地域間交流の促進につながることから、地域住民の協働によりその価値を高める取り組みを進めます。

主要施策

区分	内容
景観形成の推進	●大雪山国立公園を有する町にふさわしい景観形成 ●上川町景観まちづくり条例による景観保全 ●市街地、農村地区、観光地のそれぞれの特性を生かした景観形成

(2) 自然環境保全の充実

現状と課題

- 本町は希少な動植物が多く生存している大雪山国立公園を擁し、優れた自然環境を有しています。しかし、広大な面積から国立公園の管理は国だけでは困難であり、町民・事業者・ボランティア・行政が連携して管理に努めていくことが必要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 本町の優れた自然と共生するため、町民・事業者・ボランティア・行政が協力して自然環境の保護に対する意識の向上と国立公園の適正利用を推進する取り組みを進めます。

主要施策

区分	内容
自然保護に対する意識の向上	●自然保護意識の普及・啓発 ●自然環境教育の推進
国立公園の保護・管理	●国立公園の適正利用の推進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
自然保護意識の普及・啓発	国・道・町・団体・民間	層雲峡ビジターセンターを中心に自然観察講座の実施や自然に関する情報の提供

(3) 環境保全の充実

現状と課題

- 環境問題は、自然破壊や公害にとどまらず、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など、地球規模に及んでおり国際的な協力や取り組みが進められています。
- 本町においても環境への負荷を軽減し、環境と共生するまちづくりを進めることが重要な課題となっています。また、循環型・環境保全型の地域づくりに取り組むとともに、町民の意識がより高まるように活動を促進する必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 町民・事業者・行政が協力して、環境に対する負荷の少ない循環型・環境保全型の地域づくりを推進していきます。

主要施策

区分	内容
環境保全に対する意識の向上	●環境保全の重要性の啓発 ●環境保全運動の策定
環境にやさしい社会の仕組みづくり	●循環型・環境保全型社会の推進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
環境保全の充実	町	循環型・環境保全型社会の推進・啓発

(4) 公害防止対策の充実

現状と課題

- 経済開発や生活高度化に対し、適切な基準や制御・計画を欠くことは、地域住民の健康に被害を与え、生活環境に悪影響を及ぼすような事態を招くことにつながります。
- 本町においては、広い視野と長期的な見通しのもとに、地元の農林水産業及び畜産業、検討・推進を進めているエネルギー政策などに公害防止の面からの配慮を加え、これら関連課題の対策に努めています。

基本的な考え方

- ◇ 環境への負荷を軽減するため、関係機関との連携を強化し、環境基準を順守するよう指導に努めていきます。

主要施策

区分	内容
公害防止対策の充実	● 悪臭、騒音、振動、水質汚濁、大気・土壌汚染、地盤沈下の監視強化 ● 国・道及び関係機関との連携強化 ● 公害発生源に対する管理・改善の指導

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
公害防止の監視・指導	町	各種公害に対する監視・指導の強化

まちづくりの目標 5-2. 快適環境の推進

(1) 計画的な土地利用の推進

現状と課題

- 本町の都市計画区域は、大雪山国立公園の大自然の連なる山なみに抱かれた、上川盆地の東部、石狩川の源流部を有する豊かな地に位置しており、農業、林業、水産業をはじめとした一次・二次産業や観光産業を基幹産業とした市街地が形成されてきました。
- 平成 14 年度に認可された上川駅周辺地区土地区画整理事業も平成 28 年度に事業完了となったことから、今後は、人口の減少、高齢化の進行、各産業の生産活動状況など、現状の多くの課題に対応できるよう、都市計画及び街路計画の見直しを図り、生活環境の向上と都市環境の形成などの更なる整備を進める必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 町民生活の利便性・都市機能を高め、円滑な交通体系と歩行者の安全確保を図るため、街路網の整備・改良を促進します。

主要施策

区分	内容
街路整備の推進	●都市計画・街路計画の見直し ●上川停車場線に連続照明等を設置し歩行者空間の魅力向上を図る

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
上川停車場線歩道連続照明整備事業	町	上川停車場線歩道に連続照明を設置し歩行者空間の魅力向上を図る
上川都市計画マスタープラン策定事業	町	上川都市計画の基本的方針を策定する

(2) 公園整備の推進

現状と課題

- 公園・緑地などの公共空間は、町民の休息・鑑賞・運動・レクリエーションの場として生活環境の向上に必要不可欠な要素です。そのためにも上川公園をはじめ各公園の適正な管理を進めなければなりません。

基本的な考え方

- ◇ 快適な環境を創出し生活環境の向上を図るため、誰もが安全で安心して楽しめる公園づくりを進めます。

主要施策

区分	内容
公園整備の推進	●遊具の計画的な更新、集約化の検討

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
上川町公園施設改築事業	町	各街区公園の遊具等の改築・更新
上川公園園路等整備事業	町	園路の老朽化に伴う整備・更新
エスポワールの鐘外壁改修工事	町	エスポワールの鐘外壁の補修

(3) 公共施設維持管理の適正化

現状と課題

- 本町が保有する建築系公共施設は、98 施設、406 棟、80,770 m²です。用途別延床面積の割合が多い順に、公営住宅、学校教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設などとなっています。
- 道路、橋梁等については、町道が約 192 km、農道が約 11 km、林道が約 16 km、自転車歩行者道が約 23 km、橋梁が約 1.5 km、上水道が約 54 km、下水道が約 33 kmのインフラ系公共施設を保有しています。
- 公共施設等の管理においては、劣化状況や維持管理費、利用状況など幅広い視点で最適な手法を進める必要があります。将来的な財政状況を勘案すると、現在の公共施設を全て更新していくことは困難であるので、保有施設総量の削減を図ることが必要です。
- インフラ系施設についても、本町のまちづくりの方針に併せてインフラ系施設の計画的な管理を進める必要があります。また、特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための費用の平準化が必要です。

基本的な考え方

- ◇ 町民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図りながら、安全で安心な公共施設等の構築を進めます。

- ◇ 公共施設の運営や削減をするにあたっては、多く町民から理解が得られるよう情報提供や意見交換など行い、町民と協働で進めます。
- ◇ 効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化、効果的な公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の最適化などを計画的に行うことによって、将来の財政負担の軽減に努めます。
- ◇ 施設を所管する各課の公共施設等の情報について、共有化・統一化するなど全公共施設等の点検・診断・維持管理・修繕などの情報を一元管理し、現況の把握が容易にできる環境の整備に努めます。

主要施策

区分	内容
道路	● 未改良道路の整備 ● 定期的な安全点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な補修・改良による維持管理
橋梁	● 「橋梁長寿命化修繕計画」を基本として、定期的な点検を通じて破損等の早期発見、耐震化・長寿命化対策の推進
上水道・下水道	● 上水道は「水道ビジョン」に基づき、老朽化の進む施設の整備・改修やアセットマネジメント¹⁶の導入による適正な管理 ● 下水道は、「上川町公共下水道事業長寿命化計画」及び「ストックマネジメント計画」を策定し、下水道管及び下水道施設の点検・診断を行い、診断結果に対応した整備・改修
公園	● 定期点検を実施し点検結果を踏まえた修繕等による環境整備 ● 「公園施設長寿命化計画」により適切な修繕、補修を実施し、施設の長寿命化及び計画的な更新 ● 緑の基本計画の策定を検討し、施設量の適正化を図る
農業用排水路・農道	● 農業用排水路は、土地改良事業等の活用による適切な維持管理 ● 農道は、今後インフラ長寿命化計画を策定し、これに基づく農道施設の適正な維持管理・更新等
林道・林業施設	● 老朽化した林道等については、定期的な安全点検を実施し、点検結果を踏まえた保全管理体制の構築 ● 町有林の木材の利用については、上川町地域材利用促進計画により、公共建築物及び公共建築物以外の建築物等において地域材の利用促進を図る
公営住宅	● 「上川町公営住宅等長寿命化計画」を基本として、将来動向に沿った建替え、長寿命化、用途廃止等による施設数の適正化
行政施設	● かみんぐホール（公民館）や郷土資料館については、地域に根ざした管理運営と、「上川町社会教育中期振興計画」との整合を図りながら施設の適切な維持管理 ● 上川小学校、中学校は、最適な整備手法を検討 ● 中央保育所は、早期の改修による機能強化と、「上川町子ども・子育て支援事業計画」と整合を図り施設を維持管理 ● 保健福祉センターは、適切な維持管理による施設の長寿命化

¹⁶ アセットマネジメント：

施設を計画的に更新し、資産を健全な状態で次世代に引き継いでいくため、中長期的な視点に立ち、施設の改築・更新や維持管理・運営資金確保方策などを効率的かつ効果的に進めること。

区分	内容
	●ふれあいセンターは劣化状況に応じた改修を実施し、関連計画と整合を図りながら適切な維持管理とともに、温泉付複合型福祉施設としての建替を検討 ●たべもの交流館の適切な維持及び効率的な管理運営 ●総合体育館、パークゴルフ場などスポーツ施設の適正な維持管理による長寿命化 ●青少年旅行村、愛山溪温泉などのレクリエーション系施設については、関係団体機関との連携による施設の整備充実、効果的・効率的な管理運営 ●医療施設は、適切な改修等の実施による長寿命化 ●役場庁舎の再整備は「上川町庁舎整備内部検討委員会」で検討 ●上川消防署については、増築、改築及び役場庁舎との合築も含め、「上川町庁舎整備内部検討委員会」で検討 ●その他旧施設については、利活用が困難であり危険性が認められた建物については、環境に配慮した除却等の対応を進める

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
建物除去事業	町	旧衛生センター除去事業 層雲峡旧消防庁舎除去事業 寿の家（旧越路小学校）除去事業
遊休建物利活用事業	町	旧東雲小学校（利活用の方法を検討） 旧ユースホステル（利活用の方法を検討）

（４）火葬場・墓地の適正な管理運営

現状と課題

- 平成 7 年に建築した町立火葬場は、年間平均約 60 件の火葬を行っており、火葬炉 2 炉を交互に使用しながら施設の延命化を図ってきましたが、経年により消耗が激しく、適宜、設備更新が必要な状態にあります。
- 墓地については平成 25 年度に中央墓地通路簡易舗装工事を実施しましたが、未整備の部分があります。

基本的な考え方

- ◇ 火葬場については、今後においても、現在の使用状況が当面続くことが見込まれるので、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、長寿命化と合わせた整備を進めていきます。
- ◇ 墓地については、整備計画を作成し計画的に整備を進めていきます。

主要施策

区分	内容
火葬場の長寿命化	●火葬場の維持改修工事
墓地整備計画	●園内整備

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
火葬場の維持改修工事	町	・屋上防水修繕(2カ年、494㎡) ・外壁タイル打診調査(152㎡) ・外壁、軒天塗装修繕 ・霊台車更新(2台) ・暖房機器等整備
墓地整備	町	階段等通路整備

まちづくりの目標 5-3. 循環型社会の形成

(1) ごみの減量化・資源化の推進

現状と課題

- ゴミ収集においては、限りある資源の再利用を促すことを目的としたリサイクル運動を全町的に推進し、ゴミの排出量抑制への町民意識の高揚と自然環境の保全に寄与した循環型の廃棄物処理を図っています。

基本的な考え方

- ◇ 広域的な廃棄物処理に努めながら効率的で効果的な施設整備を推進します。
- ◇ 3R運動¹⁷の促進、生ゴミ堆肥化容器購入の助成を行います。
- ◇ リサイクル推進協議会との連携強化を図ります。

主要施策

区分	内容
ゴミの減量化	●設備更新 ●リサイクル運動の推進

¹⁷ 3R運動：3Rとは、次の3語の頭文字をとった言葉で、環境配慮に関するキーワード。①リデュース（ごみの発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（ごみの再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努める考え方をいう。

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
リサイクルセンター設備機器更新	町	・空缶磁選機等更新 ・空缶プレス機更新 ・フォークリフト更新
リサイクル推進協議会交付金	町	生ゴミ堆肥化容器購入の助成

(2) 廃棄物処理対策の充実

現状と課題

- 近年の生活様式の変化と生活水準の向上に伴い、ゴミの排出量が増大し、製品の多様化により複雑化が進むなど、その処理・処分は大きな社会問題となっています。
- ごみ処理については、隣接する4町(愛別町、比布町、当麻町、上川町)で構成する愛別町外3町塵芥処理組合で共同処理をしています。

基本的な考え方

- ◇ 広域的な廃棄物処理に努めながら効率的で効果的な施設整備を推進します。

主要施策

区分	内容
収集体制の充実	●排出ルール等の啓発
広域的な廃棄物処理の推進	●愛別町外3町塵芥処理組合との連携

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
リサイクル推進協議会交付金	町	生ゴミ搬出容器購入助成事業
愛別町外3町塵芥処理施設	町 塵芥組合	愛別町外3町塵芥処理組合負担金

まちづくりの目標 5-4. 低炭素社会の実現

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

現状と課題

- 再生可能エネルギーは、従来の資源よりも生産コストが高くとされてきましたが、近年の技術革新と FIT（固定価格買い取り）制度¹⁸による市場拡大により、同程度の生産コストになりつつあります。
- 地熱や小水力、太陽光発電は自然現象を資源とすることから、景観や生態系への影響に配慮するとともに、土地や資源活用に対する説明と調整が必要となります。
- 家畜ふん尿等の再生可能な生物由来の有機性資源については、生産者の意向を踏まえた調査研究が必要となります。
- 木質バイオマス等の植物由来の燃料については、持続性を念頭におきながら、産業や雇用創出の観点からの検討も必要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 地熱や小水力、家畜ふん尿等のバイオマスに係る調査研究を進めるとともに、地域資源の活用に対する地域住民への説明と関係機関との調整を図ります。
- ◇ 木質バイオマス利用の普及促進に努めます。
- ◇ 再生可能エネルギーの導入により、地域産業の活性化を図り、雇用機会を創出する対策を検討していきます。

主要施策

区分	内容
地域資源の活用	●地熱・小水力、家畜ふん尿等のバイオマスの利活用に係る調査・検討
再生可能エネルギーの導入	●木質バイオマス利用の普及促進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
木質バイオマスエネルギーの導入	町	木質バイオマスエネルギーの普及促進
住宅リフォーム補助事業	町	太陽光発電設備等に係る助成

¹⁸ FIT(固定価格買い取り)制度：再生可能エネルギーの普及を図るため、一定期間エネルギーの買い取り価格を法律で定める制度。

(2) 省エネルギーの推進

現状と課題

- 震災や自然災害を契機にエネルギー、とくに電力に対する関心と理解が高まりつつあり、地域住民の節電行動にも結び付いています。
- これまでアイドリングストップやクールビズなど、様々な省エネ対策を実施してきましたが、抜本的な改善には至っておらず、LED 設備の導入をはじめエネルギーの管理・運用の改善が急務となっています。

基本的な考え方

- ◇ 各町有施設のエネルギー使用量の把握に努め、施設設備の置換えや統廃合の検討を進めます。

主要施策

区分	内容
省エネルギーの推進	●エネルギーの効率的な活用の推進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
地球温暖化対策実行計画の推進	町	地球温暖化対策実行計画の策定・評価推進

まちづくりの大綱6

みんなで創り育てる協働のまちづくり

まちづくりの目標6-1. 町民主体のまちづくり

(1) 情報共有体制の充実

現状と課題

- 多様化する地域課題の解決には、行政だけではなく、地域住民や各種団体等による積極的な活動が必要です。
- 活動を進めるために先頭に立って協働を担う人材の発掘や育成を行うとともに、各種団体等の参加推進のため、協働の取り組みへの理解を高める啓発活動、地域や各種団体等の意見が町政に反映される仕組みづくり、及び情報の共有化を図ることが重要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 広報・広聴を充実させ、町民と行政の双方向による情報共有の体制づくりに取り組みます。

主要施策

区分	内容
広報の充実	● 広報誌、インターネットホームページなどの充実 ● 町民参加の広報づくり ● 広報誌を補完する情報発信媒体の拡大(SNS など)
広聴活動の充実	● 町民と行政が気軽に対話できる機会の拡大 ● インターネット等を活用した広聴体制の充実

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
広報発行	町	情報共有のツールとして、十分な情報量と質を兼ね備えた広報誌の作成及び発行
広聴（町づくり懇談会等）事業	町	町民と行政が気軽に対話できる機会の提供

(2) 協働の推進

現状と課題

- まちづくり基本条例（平成 20 年 3 月）の制定により、町民が行政に対して意見を述べる機会が条例で保障されました。
- まちづくりの推進にあたり、町民一人ひとりが地域のことを自ら考え、行動し、住みよいまちや住民自治を確立するとともに、協力し合う協働の社会を構築しなければなりません。
- 協働推進の母体となる町内会や各種活動団体の活性化は不可欠であり、町内会及び各種活動団体への加入を支援し、協働に取り組む環境づくりを整備する必要があります。
- 町職員も地域への関わりをもち、協働を推進するための基礎づくりに努めることが求められています。

基本的な考え方

- ◇ 町民の参画の場や機会の拡充を図り、町民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

主要施策

区分	内容
協働機会の充実	● 協働意識の向上 ● 町内会や各種活動団体などとの連携 ● 町民参画の場や機会の拡大 ● 地域の声を施策に反映する体制づくり

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
まちづくり基本条例の推進	町・民間・団体	町民と職員がまちづくり推進のために、互いに協力しあう機会の拡大

まちづくりの目標6-2. 男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の推進

現状と課題

- 男女が尊重され、あらゆる分野に平等に参画できる社会を目指し、地域特性やDV¹⁹、性的マイノリティへの配慮といった社会情勢にも対応して、町は、男女平等推進施策を総合的かつ効果的に推進することを目的としたまちづくりが求められています。
- 女性の社会参画について、拡大が見られますが、子育てや介護の負担が女性に偏り、男性が仕事中心の生活をせざるを得ない状況にあるなど、共同参画を進める上での課題はいまだに残っています。
- 男女に関わらず社会参画を積極的に呼びかけるとともに、女性の能力向上やリーダー育成を進めるための学習機会の提供や団体活動の支援、また、DVやセクハラなどの根絶に向けた関係機関との連携による相談・支援体制の充実等が必要です。
- 固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が社会の対等なパートナーとして、様々な活動ができる社会の制度や慣行のあり方を考え、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 男女共同参画社会の実現に向けて、地域社会に根ざした取り組みを進めます。
- ◇ 女性の能力向上やリーダー育成のための学習機会や団体活動の支援等を促進します。

主要施策

区分	内容
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） ²⁰ の推進	●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発 ●固定的役割分担意識の解消に向けた啓発 ●男女共同参画に根ざした教育の推進及び学習機会の提供
女性の社会参画の促進	●審議会、委員会等への女性の積極的登用 ●男女雇用機会均等に向けた事業所等への働きかけ ●女性活動の支援
仕事と生活の両立に向けた環境整備	●育児・介護に対する支援の充実 ●男性の育児・介護への参加促進
DV対策の充実	●DVの未然防止 ●DV被害者の救援体制の充実

¹⁹ DV：ドメスティックバイオレンス（Domestic Violence）の略。同居関係にある配偶者や内縁関係、両親・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のことをいう。

²⁰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：年齢・性別を問わず、誰もが、仕事、家事、育児、介護、地域生活、自己啓発など、さまざまな活動を自分の希望に沿った形で展開できる状態のことをいう。「仕事と生活の調和」ともいい、仕事も仕事以外の生活も充実させよう、という考え方。

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
男女共同参画意識の普及・啓発	町	男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する
審議会、委員会等への女性の登用	町	町や関係機関などにおける審議会、委員会等への女性の登用の推進
育児・介護の支援	町・民間・団体	男女とも仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備
関係団体の支援	町	団体への支援

まちづくりの目標6-3. コミュニティ活動の推進

(1) コミュニティ活動の活性化と意識の向上

現状と課題

- 町は、町民への公共サービスの提供において、より重要な役割を果たさなくてはならない一方、少子・高齢化に伴うコミュニティ機能の低下により、歴史・文化の伝承、防犯・防災等において生じる課題解決のために、町内会を中核としたコミュニティ活動の継続が重要です。
- 公共的ニーズの複雑・多様化や財政状況などにより、これまでのサービス提供のあり方を今後も維持していくことが難しい状態となっていることから、町内会活動の支援や研修などを通じて、コミュニティ活動の活性化や意識の向上を図り、「自助・互助・共助・公助」に基づいた住民自治について理解と協力を得ることが必要です。
- 町民一人ひとりがまちづくりの主役として、地域で活躍できるようなコミュニティ活動を支援するとともに、日ごろからおもてなしを心がけ、意識の向上を図ることが求められています。

基本的な考え方

- ◇ 「自助・互助・共助・公助」に基づいた住民自治の形成を図ります。
- ◇ 町民の主体性を尊重し、幅広い世代の参加によるコミュニティ活動を促進します。
- ◇ 町内会を中心としたコミュニティ活動の継続とコミュニティ間の連携を促進します。
- ◇ おもてなしの心で、町民が地域社会のために自分ができることを考え、行動できる社会を促進します。

主要施策

区分	内容
コミュニティ活動の支援及び活性化	●コミュニティ活動の促進・支援・ネットワークづくり
コミュニティ意識の向上	●コミュニティ団体のまちづくりへの参加促進 ●研修機会の充実と参加促進 ●おもてなし推進事業の促進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
町内会・公区活動支援事業	町	町内会活動の支援、公区の再編、町内会との連携
コミュニティ助成事業	団体・町内会	自治活動の推進を基本に事業助成を行う
研修への参加促進	町・民間	時代のニーズを的確に把握するため、研修への参加を奨励、促進する
おもてなし推進事業	町・民間・団体	おもてなしの心によるコミュニティ活動の促進

まちづくりの目標6-4. 国際・地域間交流の推進

(1) 国際・地域間交流の推進

現状と課題

- 国内外の様々な地域の人々と交流することは、幅広い分野で地域の活性化を促すことが期待されるとともに、自分たちの地域アイデンティティを見つめ直す契機となります。
- 本町では、姉妹友好提携を結ぶカナダ・ロッキーマウンテンハウス町や、ふるさと会（東京上川会、札幌上川会）など、様々な人たちの知恵や意見をまちづくりに生かすため交流を進めています。
- 今後も、これらの交流を継続し、地域の活性化や誇りと愛着のあるふるさとづくりにつなげていくことが求められています。また、海外からの観光客や来訪者に対応できる情報提供についても充実していく必要があります。
- 本町では、中国・ベトナムなど多国籍の方々が在留しているため、その方々にとって、より住みやすい町となるようなまちづくりを進めています。

基本的な考え方

- ◇ ふるさと会やカナダとの交流を進めるほか、民間レベルの交流を支援します。
- ◇ 国際化に対応する人材育成やまちづくりを進めます。
- ◇ 在留外国人がより住みやすい町を目指していきます。
- ◇ 国内における姉妹提携都市を検討していきます。

主要施策

区分	内容
ふるさと会との交流	●各ふるさと会との交流
国内姉妹提携都市との交流検討	●国内姉妹提携都市との交流検討
姉妹友好国との交流	●姉妹友好国との交流
国際交流の推進	●国際交流の支援 ●英語指導助手の活用 ●町民が関わる外国語の向上・支援
その他の交流の推進	●教育、文化、スポーツ、産業などを通じた交流の支援
国際化に対応した環境整備	●外国語併記の推進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
ふるさと会交流事業	町	東京上川会、札幌上川会との交流事業
国際交流事業	町	カナダ・ロッキーマウンテンハウス町との姉妹友好交流事業の推進 姉妹友好協会をはじめ民間レベルでの国際交流などに対する支援
外国語併記の推進	町	各種パンフレットや観光案内をはじめとする各種標識への外国語併記の推進
外国語町民向上事業	町	訪日外国人に対応するため、町民全体で外国語に携わり、語学力などの向上及び支援
在留外国人日本語支援事業	町	在留外国人が生活しやすいまちに対応するため、日本語習得を支援

まちづくりの目標 6-5. 情報ネットワークの充実

(1) 情報通信基盤の整備

現状と課題

- あらゆるものがネットワーク化された（IOT²¹）現代社会では、いかにして情報から価値を生み出し、新産業の創出や社会課題の解決につなげることができるかが鍵とされており、ICT 成長による、GDP の押し上げ効果が期待されています。
- 本町においても、市街地と一部周辺地域にブロードバンド環境の整備が進んでいますが、世帯数の少ない周辺地域については整備が遅れています。昨今の情報化に対応できる環境を整備し広範囲な情報を収集することで、距離や時間を克服することが可能となることから、快適な情報ネットワークが町内全域に広がるよう整備を進める必要があります。
- パソコンやインターネットを誰もが利用できるよう促すことが必要となっていることから、公衆無線 LAN を拡充し、観光客誘致や移住・定住の推進に結びつけていくことが重要となっています。

基本的な考え方

- ◇ 情報ネットワーク及び公衆無線 LAN の拡充を検討し、各分野での利便性の向上に努めるとともに、テレビ放送などにおける難視聴対策に取り組みます。

主要施策

区分	内容
情報通信基盤の整備	●情報ネットワーク及び公衆無線 LAN の拡充

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
情報ネットワーク整備事業	町・民間	情報ネットワークの整備・維持管理
総合行政ネットワークシステムの整備	町	総合行政ネットワークシステムの整備・更新

²¹ IOT：様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され（単に繋がるだけではなく、モノがインターネットのように繋がる）、情報交換することにより相互に制御する仕組みをいう。

(2) 情報化に対応できる人づくり

現状と課題

- 近年の ICT 化は、距離と時間を問わず情報のやり取りを可能にし、多くの人の情報を瞬時に共有することが可能となりました。
- 共有・蓄積した情報は誰でも自由に分析・編集できることから、情報モラルの必要性や望ましい情報社会に参画しようとする態度が問われています。
- マイナンバー制度の開始により、証明書の発行や自己情報の閲覧ができるようになるなど、これまでにない新しいサービスの提供が進み、情報セキュリティ強化が求められています。

基本的な考え方

- ◇ 新たな情報やサービスが提供される中で、誰もが安全にわかりやすく利用できるよう、e ラーニング²²等の活用により意識の向上に努めます。

主要施策

区分	内容
情報化に対応できる人づくり	●情報化社会に対応した e ラーニング等の充実

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
情報化に対応できる人づくり	町	e ラーニング等の受講

まちづくりの目標 6-6. ふるさと応援寄付金制度の充実

(1) ふるさと応援寄付金

現状と課題

- 平成 20 年度より開始されたふるさと納税制度は、年々制度が全国に広がり、平成 28 年度では、全国で 12,710,780 件、284,408,875 千円の寄付が行われ、ふるさと納税を活用する方が増加しています。

²² e ラーニング：主にインターネットを利用した学習形態で時間やコストを抑え、多くの方が受講することができる。

- 本町では、平成 21 年度よりふるさと応援寄付事業を開始し、寄付件数及び寄付金額についても年々増加傾向にあります。
- 今後は、本来のふるさと納税の趣旨を再確認し、全国からの寄付を集めるとともに、本町の PR 及び上川町のファンを増やすことを目的に取り組みを進める必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 本町の情報発信を行い、寄付金の増加に取り組み、町外の上川町ファンを作ること努めます。

主要施策

区分	内容
ふるさと応援寄付事業の推進	●ふるさと応援寄付事業の推進 ●クラウドファンディング²³の検討 ●寄付者への報告制度の検討 ●情報発信の推進

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
ふるさと応援寄付事業の推進	町	町内の特産品（返礼品）の充実
クラウドファンディングの検討	町	寄付金の使途を明確にしたクラウドファンディングの検討
情報発信の推進	町	専用ポータルサイトでの情報発信 各種雑誌及び新聞折り込みを活用した情報発信

まちづくりの目標 6 - 7. 適切な行政運営の推進

（１）地域主権にふさわしい行政運営の構築

現状と課題

- 社会経済情勢が変化を続ける中、町民の行政サービスに対する需要は多様化、複雑化してきており、限られた財源の中で、様々な行政課題に対応していくには、効率的、効果的な行政運営が不可欠です。

²³ クラウドファンディング：

不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す。群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。

- 様々な課題に対して柔軟かつ的確に対応するため、総合計画に基づく計画的な行政運営に努めるとともに、事務事業の見直しや弾力的な運用、民間活力を活用した行政サービスの向上などに取り組む必要があります。
- 情報処理技術、通信技術が進展する状況下において、より一層個人情報の保護に努めるとともに、情報公開により行政情報の共有を図り、町民と行政との信頼関係の確立を強化する必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 時代の潮流や町民の意向を踏まえ、行政機能の強化に努め、常に見直しを行いながら、効果的・効率的な行政運営を進めます。
- ◇ まちづくりの指針である総合計画に基づく計画的な行政運営の推進に努めます。
- ◇ 個人情報の保護を図るとともに、町民の知る権利を保障するため、町政に関する情報公開に努め、町民と行政とが信頼を確立できるまちづくりを進めます。

主要施策

区分	内容
時代に即した行政機能の構築と人材育成	● 効果的・効率的な行政運営の構築 ● 研修機会の充実などによる人材育成
計画的な行政運営の推進	● 総合計画に基づく計画的な施策の展開
開かれた行政の推進	● 行政情報の公開と個人情報の適切な保護 ● 意見公募手続(パブリックコメント)の推進 ● 会議の公開

(2) 行政サービスの適正化

現状と課題

- 町は、行財政基盤の強化や個性豊かな地域社会の実現をめざし、厳しい財政状況の中、適切な行政運営の構築という視点で行政改革をより一層進めていくことが求められています。
- 最小の経費で最大の効果を上げることを基本とした、質の高いサービスを提供するために、町民の意向を反映させた運営改善や事務事業の効率化に努め、行政サービスの適正化を図る必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 適切な行政運営を構築するために、行政改革を推進し、効率的な事務事業の改善に努めます。
- ◇ 町民視点を踏まえ、行政サービスが効果的に実施されているのか点検するため、行政評価の取り組みを推進します。

主要施策

区分	内容
行政改革の推進	●効率的な行政運営のための組織改革・人材育成
財務四表の整備・活用	●説明責任の履行及び財政の効率化・適正化
行政評価の推進	●町民の視点による事務事業等の評価 ●新規事業における事業評価
民間委託等の推進	●事務事業の民間委託・指定管理者制度の推進 ●委託した事務事業の評価・管理
行政情報化の推進	●行政情報システムの推進 ●情報セキュリティ対策の徹底

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
戸籍システム更新事業	町	近隣町による共同でのシステム更新
住民基本台帳ネットワークシステム更新事業	町	近隣町による共同でのネットワークシステム更新
総合行政情報システム更新事業	町	総合行政情報システムの更新
総合行政ネットワークシステム機器更新事業	町	総合行政ネットワークシステムの機器更新

(3) 広域行政の推進

現状と課題

- 地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、地方自治体自らが創意工夫を行いながら周辺自治体との連携を深め、協力することが求められています。
- 地域全体の魅力を高め、定住人口の減少を抑えていくことが大変重要であり、定住自立圏構想に基づく広域連携について、より一層取り組んでいくことが求められています。

基本的な考え方

- ◇ 広域連合や一部事務組合などを活用し、他の市町村との連携、協力を積極的に進め、効率的な行政運営と町民サービスの向上に努めます。

主要施策

区分	内容
広域連携の推進	●定住自立圏構想に伴う上川中部定住自立圏の活性化 ●関係市町村との連携による広域行政の推進

まちづくりの目標 6-8. 財政運営の健全化

(1) 持続可能な財政運営の確立

現状と課題

- 地方自治体を取り巻く環境は、過疎化、人口減少、少子高齢化が進行し、社会保障制度の見直しが急務となっており、依然としてきびしい情勢が継続しています。
- 歳入の多くを地方交付税に頼らざるを得ない本町は、脆弱な財政基盤の上、膨大な公債残高を抱えるなど、財政運営は厳しい状況にあります。財政運営の見直しに努め、自主・自立性の高い、持続可能な財政運営の確立をめざしていく必要があります。
- さらに、「自治体財政健全化法」に基づく公会計連結決算ベースの健全化判断指標が用いられ、より計画的で健全な財政運営が求められています。地方債に依存しない、公債費の支出縮小に努めるなど、税・ふるさと納税・使用料などの自主財源で運営できるよう努めていく必要があります。
- 限られた財源の中で住民福祉の向上と持続可能な自治行政を進めるためには、歳入に見合った歳出を基本に、徹底した行財政の簡素・効率化を推進し、財政の健全化に努めていく必要があります。

基本的な考え方

- ◇ 町民と行政が共通の認識をもち、持続可能で健全な財政運営を確立します。

主要施策

区分	内容
財政の健全化	● 計画的な財政運営
自主・自立性の高い財政運営の確立	● 広域連携 ● 収入の確保

主要事業

事業名	事業主体	事業の概要
計画的な財政運営	町	・ 財政計画 ・ 地方債計画 ・ 財政シミュレーションの策定 ・ 財務四表の作成
広域連携	町	広域連携による行政コストの削減
行政改革の推進	町	事務事業の評価 経費の節減合理化
収入の確保	町	未活用町有財産の有効活用

まちづくりの重点施策

重点施策 1. 上川町の活力向上

(1) 上川町の地域資源を活かした魅力ある産業の創出

- 行政や町内企業及び各関係機関などによる連携体制の構築を基礎として、地産地消の推進や本町に眠っている新たな地域資源の発掘、ブラッシュアップ等により魅力ある産業の育成に取り組み、雇用の場の拡大と特産品開発を促進し、通年雇用を確保します。

(2) 観光業、農林水産業の振興における雇用の確保、就業の安定化

- 本町の基幹産業である農林水産業、観光業に一層力を入れ振興を図ることで、この分野における雇用者数を拡大するとともに、就業を安定化させる取り組みを行います。

(3) 地元での雇用拡大とU I J ターンの拡大

- 地元での就職・雇用を促進するとともに、卒業後のU I J ターンの拡大を図ります。
- 本町の基幹産業である農林水産業、観光業に一層力を入れ振興を図ることにより本町に興味を持ち、移住・定住を考える人を増やします。
- 町内への移住に関するハード面・ソフト面での整備を進め、移住希望者に対し十分な生活環境を提供できる体制を整えます。
- 暮らしの場としての本町の魅力を積極的に発信しつつ、移住に関する相談等のサポート体制を構築し、移住支援策を充実させます。

(4) 多様なニーズに対応した住宅・住環境の整備・情報提供

- 移住者増加と転出者抑制を図るため、空家を活用して多様なニーズに対応した住宅・住環境を整備するとともに、情報提供の取り組みを強化し、移住・定住を促進します。
- 町ではこれまでに、外観調査・地図・物件写真等を掲載した「空家台帳」を作成しており、これらを基に空家等の活用を推進します。

重点施策

- 特産品開発及び農業の6次産業化の推進
- 企業誘致の取り組みの強化
- 起業家への創業支援
- 白水沢地区地熱資源開発の推進
- 観光業の振興
- おもてなし推進事業による町全体のホスピタリティ向上
- 後継者の育成

- 森林・林業再生プランの推進
- 雇用対策事業の推進
- 移住、定住対策の推進
- 就業支援の取り組み
- 上川町の魅力づくりの取り組み
- 不動産物件情報の集約と提供
- 既存住宅の利活用推進

重点施策２．上川町の魅力向上

（１）若者の出会いの場の創出と結婚の支援

- 交流施設の利用促進やイベントの実施などによって、若者の出会いの場を創出することで、結婚を望む若者の支援を積極的に行い、町内での婚姻数を増やす取り組みを実施します。

（２）出産・子育て等に関する支援、助成制度の拡充

- 本町における出産・子育て等に係る支援制度を実施するとともに、高齢者向けサービスの一部を乳幼児のいる世帯にも提供し、子育て支援センターを機能強化するなどして、子育て世代の不安や負担感を軽減し、安心して子育てできる環境を形成していきます。

（３）地域の魅力を活かしたまちづくりと市街地等の賑わいの醸成

- 市街地、日常生活圏における暮らしやすさを追求するとともに、市街地の活性化や層雲峡地区のインフラ整備を進めながら、利便性の高いスマートシティの構築を目指すとともに、地域住民や団体、事業者等のまちおこしを推進することで、市街地等の賑わいの醸成を図ります。

（４）地域住民が安心して暮らせる支援体制の構築

- 地域の防災機能を強化し、住民が安全に暮らせるまちづくりを進めます。
- 高齢者等を対象とする福祉に関する事業の継続的な実施に加え、総合的なシステム戦略事業を進めるとともに、高齢者が安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

（５）雪対策の充実

- 冬場においても生活利便性を確保できるよう、雪対策の充実を図ります。特に高齢化に伴い益々除雪のニーズが高まることが予測されるため、将来的な雪対策のあり方について検討します。

(6) 他地域や民間等の多様な主体との連携強化による生活機能の充実

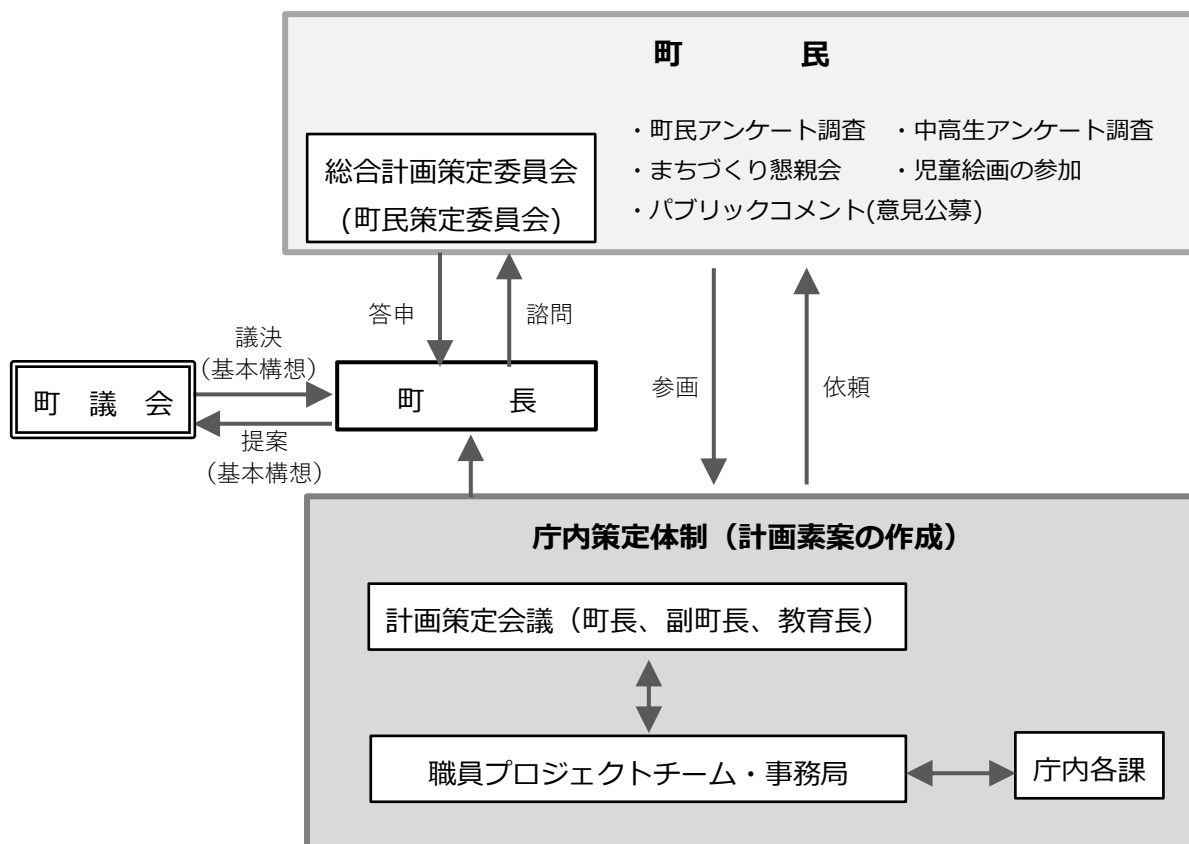
- 周辺市町村と連携し、広域的な実施により効果的・効率的となる取り組みについて、積極的に推進します。
- 市街地と層雲峡温泉地区、旭ヶ丘地区との連携に加え、他市町村の観光地との連携を強化し、広域観光圏の形成を図ります。

重点施策

- 出会いの場の創出
- 結婚の希望を叶える取り組み
- 出産等支援の充実
- 子育て支援等の充実
- 学習・教育環境の充実
- 商店街の賑わいの創出
- 地域住民等によるまちおこしの推進
- 福祉複合施設の整備及び多世代交流施設の利用促進
- 防災及び地域消防力の充実強化による安全安心なまちづくりの促進
- 在宅ケア制度の充実
- 医療体制の充実
- 交通手段の確保・充実
- 高齢者世帯等に係る除排雪費用の助成
- 除雪ボランティアの充実強化
- リフォーム補助制度の拡充
- 広域行政の推進
- 光回線導入による情報基盤整備・サービス提供の推進

付属資料

総合計画策定体制



総合計画策定経過

平成 29 年

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 4 月～6 月 | 基礎データ・資料等の収集、整理 |
| 4 月～6 月 | 第 9 次総合計画の事業実績取りまとめ |
| 5 月 9 日 | 総合計画策定事務局の設置(随時開催) |
| 6 月 16 日 | 総合計画策定会議の設置(随時開催) |
| 6 月 21 日 | 総合計画策定職員プロジェクトチームの設置(随時開催) |
| 6 月～7 月 | まちづくりアンケート調査の実施 |
| 8 月 上旬 | 基本計画・実施計画の各課ヒアリングの実施 |
| 8 月 下旬 | 中高生アンケート調査の実施 |
| 10 月 上旬 | 総合計画(素案)の取りまとめ |
| 10 月 19 日 | 第 1 回総合計画策定委員会(町民策定委員会)の設置及び審議 |
| 10 月 23 日 | パブリックコメント(意見公募)の実施(～11 月 10 日) |
| 11 月 1 日 | まちづくり懇談会の実施(～10 日) |
| 11 月 8 日 | 第 2 回総合計画策定委員会審議 |
| 11 月 14 日 | 上川町の「未来予想図」児童絵画展の開催(～21 日) |

- 11 月 15 日 第 3 回総合計画策定委員会審議
- 11 月 16 日 町議会に対する総合計画(素案)の概要説明
- 11 月 20 日 第 4 回総合計画策定委員会審議
- 12 月 11 日 総合計画策定委員会から町長へ総合計画(素案)に対する答申
- 12 月 19 日 「第 10 次上川町総合計画基本構想の策定について」町議会へ提案

平成 30 年

- 2 月 1 日 町議会「まちづくりに関する審査特別委員会」審議
- 3 月 2 日 「第 10 次上川町総合計画基本構想の策定について」町議会議決

総合計画策定 町民参画

総合計画策定委員会(町民策定委員会)

上川町民及び関係団体代表者 21 人の委員による総合計画策定委員会を 4 回開催し、総合計画の策定に関する審議、調査及び答申を行いました。

・策定委員会の審議内容

第 1 回 10 月 19 日(木) 18 人

- (1) 策定委員会設置要綱について
- (2) 正副委員長選出について
- (3) 第 9 次総合計画の実績について
- (4) 第 10 次総合計画策定の概要について
- (5) 基本構想(素案)について
- (6) 今後のスケジュールについて

第 2 回 11 月 8 日(水) 16 人

- (1) まちづくり目標(基本計画)素案について
 - 1 地域の特性を生かした活力あるまちづくり
 - 2 一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり
 - 3 豊かな文化と次世代の人材を育むまちづくり

第 3 回 11 月 15 日(水) 15 人

- (1) まちづくり目標(基本計画)素案について
 - 4 安全安心で住みよい環境のまちづくり
 - 5 自然を生かした潤いのあるまちづくり
 - 6 みんなで創り育てる協働のまちづくり
- まちづくりの重点施策

第 4 回 11 月 20 日(月) 18 人

- (1) 全体審議について
- (2) 答申内容について

まちづくりアンケート調査

上川町民、中高生の皆さまのご意見やご要望をお伺いし、総合計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。

○まちづくりアンケート調査

- ・調査対象 上川町内の全世帯(1,830 世帯)
- ・調査期間 平成 29 年 6 月 30 日～7 月 24 日
- ・回収状況 回収数 927 票、 回収率 50.7%

○中高生アンケート調査

- ・調査対象 上川中学校(86 人)及び上川高校(105 人)に在籍する全生徒(191 人)
- ・調査期間 中学生(8 月 29 日)、高校生(8 月 31 日)
- ・回収状況 回収数 191 票、 回収率 100.0%

まちづくり懇談会

総合計画(素案)に対する意見交換の場として、まちづくり懇談会を開催し、町民の皆さまから様々なご意見・ご要望をいただきました。

- ・開催期間 平成 29 年 11 月 1 日～10 日
- ・開催回数 5 回

パブリックコメント(意見公募)

総合計画の策定にあたり、多くの皆さまに参画していただき、そのご意見等を計画に反映するため、パブリックコメントを実施しました。

- ・募集期間 平成 29 年 10 月 23 日～11 月 10 日(19 日間)
- ・閲覧方法 町ホームページ及び公共施設

「未来予想図」児童絵画展

上川小学校の児童を対象に夢や希望に満ちた上川町の「未来予想図」の絵画展を開催しました。

- ・提出期間 平成 29 年 8 月 21 日～10 月 6 日
- ・展示期間 平成 29 年 11 月 14 日～21 日
- ・出展者 小学 6 年生 25 人
- ・受賞者 町長賞 道場 見有 さん
策定委員長賞 高田 観景 さん
奨励賞 田川 那奈 さん

答 申 書

平成 29 年 10 月 19 日 上川町長から本策定委員会に諮問のありました「第 10 次上川町総合計画」について、審議の結果次のとおり答申いたします。

平成 29 年 12 月 11 日

上川町長 佐 藤 芳 治 様

第 10 次上川町総合計画策定委員会
委員長 西 木 和 義

記

上川町の向こう 10 年間の目指す将来像を明確にし、魅力と活力にあふれるまちづくりを進めるための実効性ある中長期的な計画で、町の最重要計画となる「第 10 次上川町総合計画」は、この間、町民の全世帯対象のまちづくりアンケート調査、中高生アンケート調査、まちづくり懇談会、パブリックコメントの実施により、町民に広く意見を聴取するなど、町民参加型による計画づくりを進めてきました。

策定委員会としては、大変厳しい日程の中、委員各位のご理解とご協力により精力的に策定委員会を開催し、未来の上川町について、前向きな審議を重ねてまいりました。

近年、我が国は、本格的な人口減少社会の到来を迎え、地方圏では大幅な人口減少と急激な少子高齢化が進んでいます。

また、グローバル化の進展や地域経済の低迷、地方分権の推進など、地方自治体を取り巻く環境がこれまでにないスピードで大きく変化をしています。

さらに、地域では住民のまちづくりやコミュニティへの意識が高まる中、住民参加・住民主体のまちづくりの観点を踏まえ、住民の視点や地域の実情を反映し、創意工夫をしながら自主的・自律的なまちづくりを進めることが求められています。

このような中、本計画は、まちの将来像である～自然と調和した未来～“恵み豊かな大地と人がおりなす おもてなしのまち 上川”をめざして、まちづくりの主役である、町民（議会）と行政の協働による、まちづくりを進めるため、さまざまな角度から、また、長期的、総合的な視点に立ち検討した結果、おおむね妥当と認めます。

第 10 次上川町総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）達成に向けては、町民との協働が不可欠であり、より一層、町民と行政の信頼関係の構築が必要です。

今後、さらなる上川町の発展に向け、本策定委員会として別紙のとおり意見を提出いたしますので、総合計画に反映してくださるよう答申いたします。

別 紙

意 見

太字部分＝答申意見

第5章 まちづくりの大綱

「まちの将来像」の実現に向けて、6つのまちづくり大綱を掲げ、まちづくりを推進します。

1 地域の特性を生かした活力あるまちづくり

(4) 商工業の振興

・ 法改正 小規模事業者 修正

観光業との連携による町内消費額の増大、商店街への消費拡大、農林水産業と連携した特産品等の開発・販売等など産業間の連携を強化し、地場産業の振興を目指します。

経営の近代化、合理化を促進するとともに、**小規模事業者**の体質強化改善の促進に取り組めます。また、起業・創業に対する支援施策の取り組みを進めます。

6 みんなで創り育てる協働のまちづくり

(3) コミュニティ活動の推進

・ 互助の追加

「自助・**互助**・共助・公助」に基づいた住民自治の形成を図り、町民の主体性を尊重したコミュニティ活動の継続、コミュニティ間の連携を促進します。また、町民一人ひとりがまちづくりの主役として、自ら考え、行動できる社会の形成に取り組めます。

まちづくりの大綱 1 地域の特性を生かした活力あるまちづくり

まちづくりの目標 1-2. 観光業の振興

(1) 魅力ある観光地づくり

・ 観光消費額の考え方の追加

基本的な考え方

- ◇ 層雲峡地区への観光客誘致**及び観光消費額**の増額を図るため、今後需要が見込まれている海外等へのセールスなどグローバルなプロモーション活動等に官民連携・広域連携で取り組めます。

まちづくりの目標 1-3. 農業の振興

(4) 畜産業の振興

現状と課題

・ 酪農戸数の修正

- 本町の畜産経営戸数は、肉用牛3戸、**酪農4戸**、養豚1戸で本町の基幹産業として信頼されるクリーンで良質な畜産物の生産を行っています。

まちづくりの目標 1-4. 商工業の振興

(1) 魅力ある商業環境の整備

基本的な考え方

・ **法改正 小規模事業者 修正**

- ◇ 各種制度資金の積極的活用を図り、経営の近代化、合理化を促進し、経営基盤の確立に努めます。また企業の共同化、協業化、集団化などによる**小規模事業者**の体質強化改善の促進に努めます。

主要施策（抜粋）

・ **法改正 小規模事業者 修正 及び 伴走型支援の強化 修正**

区分	内容
小規模事業者 や商業者の育成・支援、創業支援	●研修機会の拡充、強化 ●伴走型支援の強化 ●融資制度などの活用促進

まちづくりの大綱 2 一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり

まちづくりの目標 2-1. 子育て支援・環境の充実

(1) 子育て支援対策の充実

主要事業（抜粋）

・ **幼稚園・保育所の給食費無償化事業の事業名・概要の修正**

事業名	事業主体	事業の概要
幼稚園・保育所の給食費無償化事業	町	経済的負担の軽減のため、幼稚園・保育所の給食費の無償化

まちづくりの目標 2-2. 保健予防対策の充実

(3) 母子保健の充実

主要事業（抜粋）

・ **不育症治療費用助成事業、新生児聴覚検査費用助成事業の追加**

事業名	事業主体	事業の概要
不育症治療費用助成事業	町	不育症に悩む夫婦が負担するその治療に要した費用の一部助成
新生児聴覚検査費用助成事業	町	聴覚障害の早期発見・早期治療により、音声言語発達障害等への影響を最小限に抑える

まちづくりの大綱 3 豊かな文化と次世代の人材を育むまちづくり

まちづくりの目標 3-1. 学校教育の充実

(1) 学校運営の充実・振興

現状と課題

・ 内容の修正

- 近年の子どもの心身の発達状況や社会の変化（少子高齢化や核家族化の進行、個人のライフスタイルや価値観の多様化など）により、学習・生活指導上の課題が多様化・複雑化し、**小中学校の連携と地域の支援で解決する必要があります。**

まちづくりの目標 3-2. 生涯学習の推進

(3) 社会教育施設の整備・充実

主要事業（抜粋）

・ かみんぐホール駐車場整備工事、かみんぐホール仮設発電機接続整備工事の追加

事業名	事業主体	事業の概要
かみんぐホール駐車場整備工事	町	かみんぐホール駐車場と給食センターの境界部分の舗装工事
かみんぐホール仮設発電機接続整備工事	町	停電時の予備電源設備のため、キュービクルの改修及び発電機接続盤の設置を行うもの

まちづくりの目標 3-4. 芸術・文化の振興

(2) 芸術・文化活動拠点の整備

主要事業（抜粋）

・ 文化協会団体への連携強化及び支援

事業名	事業主体	事業の概要
文化協会運営事業	団体	文化協会加盟団体組織の強化・支援

(3) 展示・保存施設の整備・充実

主要事業（抜粋）

・ 郷土資料館の維持・管理・整備の追加

事業名	事業主体	事業の概要
郷土資料館の維持・管理・整備	町	郷土資料館の維持・管理、展示資料等の修繕、案内看板設置、周辺緑地整備

まちづくりの目標 3-5. 生涯スポーツの振興

(4) 体育団体の育成と連携

主要事業（抜粋）

・ **体育協会団体への連携強化及び支援**

事業名	事業主体	事業の概要
体育協会運営事業	団体	体育協会加盟団体組織の強化・支援

まちづくりの大綱 4 安全安心で住みよい環境のまちづくり

まちづくりの目標 4-3. 道路環境・公共交通の充実

(1) 道路整備の推進

主要事業

・ **日東古川橋線舗装工事を町道路盤・舗装改良事業で対応のため、主要事業より削除**

まちづくりの大綱 5 自然を生かした潤いのあるまちづくり

まちづくりの目標 5-2. 快適環境の推進

(1) 計画的な土地利用の推進

主要事業（抜粋）

・ **上川都市計画マスタープラン策定事業の追加**

事業名	事業主体	事業の概要
上川都市計画マスタープラン策定事業	町	上川都市計画の基本的方針を策定する

まちづくりの目標 5-4. 低炭素社会の実現

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

・ **家畜ふん尿等のバイオマスの調査研究（現状と課題、基本的な考え方、主要施策）**
現状と課題

○ 家畜ふん尿等の再生可能な生物由来の有機性資源については、生産者の意向を踏まえた調査研究が必要となります。

基本的な考え方

◇ 地熱や小水力、**家畜ふん尿等のバイオマス**に係る調査研究を進めるとともに、地域資源の活用に対する地域住民への説明と関係機関との調整を図ります。

太字部分＝答申意見

主要施策（抜粋）

区分	内容
地域資源の活用	●地熱・小水力、 家畜ふん尿等のバイオマス の利活用に係る調査・検討

まちづくりの大綱 6 みんなで創り育てる協働のまちづくり

まちづくりの目標 6-3. コミュニティ活動の推進

(1) コミュニティ活動の活性化と意識の向上

・ **互助の追加（現状と課題、基本的な考え方）**

現状と課題

- 公共的ニーズの複雑・多様化や財政状況などにより、これまでのサービス提供のあり方を今後も維持していくことが難しい状態となっていることから、町内会活動の支援や研修などを通じて、コミュニティ活動の活性化や意識の向上を図り、「自助・**互助**・共助・公助」に基づいた住民自治について理解と協力を得ることが必要です。

基本的な考え方

- ◇ 「自助・**互助**・共助・公助」に基づいた住民自治の形成を図ります。

まちづくりの目標 6-7. 適切な行政運営の推進

(2) 行政サービスの適正化

主要施策（抜粋）

・ **行政情報システムの推進（文言修正）**

区分	内容
行政情報化の推進	● 行政情報システムの推進 ●情報セキュリティ対策の徹底

主要事業

・ **行政情報システムの推進関連事業の追加**

事業名	事業主体	事業の概要
戸籍システム更新事業	町	近隣町による共同でのシステム更新
住民基本台帳ネットワークシステム更新事業	町	近隣町による共同でのネットワークシステム更新
総合行政情報システム更新事業	町	総合行政情報システムの更新
総合行政ネットワークシステム機器更新事業	町	総合行政ネットワークシステムの機器更新

総合計画策定委員会 委員名簿

(敬称略 順不同)

	氏 名	所 属	役 職 名
1	奥 山 春 彦	上川中央農業協同組合	上川支所長
2	○青 木 光 晴	上川町農業委員会	会 長
3	佐 藤 太 一	上川町森林組合	業務課長
4	竹 内 理 沙	上川町商工会	記帳専任職員
5	西野目 智 弘	層雲峡観光協会	理 事
6	安 藤 智 昭	教育委員会	教育委員
7	長谷川 伸 一	社会教育委員・公民館運営審議会委員	委 員 長
8	藤 坂 孝 一	上川町文化協会	会 長
9	佐 藤 光 孝	上川町体育協会	副 会 長
10	徳 光 勝 俊	上川町社会福祉協議会	会 長
11	三 輪 密 茂	上川町民生委員児童委員協議会	副 会 長
12	岸 本 俊 彦	上川地区連合会	会 長
13	石 井 拓 子	まちおこし戦隊カミレンジャー	隊 員
14	鈴 木 功 一	上川町消防団	団 長
15	茂 利 卓 由	PTA連合会	会 長
16	木 村 美江子	まちなかサロンサポート隊	事 務 局
17	◎西 木 和 義	学識経験者	
18	辰 巳 明 美	学識経験者	
19	宮 田 清 美	学識経験者	
20	松 山 孝 一	学識経験者	旭川信金上川支店長
21	西 原 浩 司	学識経験者	上川郵便局長

(◎委員長 ○副委員長)

総合計画策定委員会 設置要綱

(目 的)

第1条 上川町まちづくり基本条例(平成20年条例第19号)第20条の規定に基づき、第10次上川町総合計画(以下「総合計画」という。)を樹立し、上川町の将来目標を定め、時代の変化に的確に対応した計画的なまちづくりを推進するため、上川町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次の事項を掌る。

- (1) 総合計画の策定に必要な審議、調査及び答申に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項。

(構 成)

第3条 委員会は、町民、関係機関・団体代表者、学識経験を有する者及びその他町長が適当と認める者をもって構成し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、総合計画策定の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 正副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、町長が招集する。
- 3 委員会において、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、企画総務課企画グループに置く。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

総合計画 表紙の紹介



上川公園からの市街地展望

総合計画 児童絵画の紹介

上川町の【未来予想図】の絵画展入賞作品



町 長 賞

道 場 見 有 さん (小学6年生)

自然がきれいで便利なやさしい上川町です。
お年寄りのおてつだいや、あいさつもするやさ
しい町です。お店もあるので、とても便利です。



策定委員長賞

高 田 観 景 さん (小学6年生)

大人に限らず、子どもも仲良く町をつくる町です。
小学生でも、町をつくっていけるという表現をが
んばりました。



奨 励 賞

田 川 那 奈 さん (小学6年生)

みんなが幸せな心になって、笑顔になる！
おとしよりも

夢や希望に満ちた上川町の「未来予想図」の絵画展：上川小学校児童対象



町長賞



策定委員長賞



奨励賞

第10次上川町総合計画

2018(平成30)年3月

●発行 / 上川町 ●編集 / 上川町企画総務課

〒078-1753 北海道上川郡上川町南町 180 番地

TEL : 01658-2-1211 FAX : 01658-2-1220

URL : <http://www.town.hokkaido-kamikawa.lg.jp>

Email : kikaku@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp